博　士　論　文

民族的マイノリティの生活支援における福祉NPOの果たす役割に関する研究
－在日コリアン高齢者の権利と参加をめぐって－

A study of the role played by welfare NPOs in supporting ethnic minorities
—Focusing on rights and participation for elderly Zainichi Koreans—

2013年度

日 本 福 祉 大 学 大 学 院
社 会 福 祉 学 研 究 科
社会福祉学専攻博士後期課程

学籍番号:　　201H0014
氏　　名:　　竹中　理香

論 文 要 旨

◆論文題目

民族的マイノリティの生活支援における福祉 NPO の果たす役割に関する研究
－在日コリアン高齢者の「権利」と「参加」をめぐって－

◆要　　旨

序章は、主に問題意識と研究目的、研究の方法について述べた。近年、在日コリアン高齢者の地域での孤立や福祉サービスからの排除という問題に研究関心が寄せられている。また、2000 年以降、在日コリアン高齢者を対象としたデイサービス活動を行う福祉ＮＰＯが関西地域などで現出している。一方で、グローバル化の進展にともない、定住化の進む移民への対応も求められる時代に入っている。

本研究の目的は、在日コリアン高齢者の生活支援を展開する福祉 NPO を題材に、在日コリアン高齢者問題の発生の背景を歴史的な視点から捉え、福祉 NPO による支援の内容と意義、さらには支援の基盤にある原理を分析することにより、民族的マイノリティの生活支援における福祉 NPO の役割を明らかにしようとするものである。

先行研究からみた本研究の課題は以下の４点である。

第一に、在日コリアン高齢者問題あるいは支援を捉える視点を明確にするために、経済的・制度的側面、つまり「権利」と、社会的・文化的側面、つまり「参加」という観点から問題を捉える必要があることを確認する。

第二に、歴史的な視点も加えながら、問題発生の背景も踏まえた上で、在日コリアン高齢者の問題をとらえることとする。

第三に、民族的マイノリティを支援する福祉 NPO の役割を、経済的・制度的な側面と、社会的・文化的な側面の両面から明らかにする。

第四に、支援の根底にある原理についてより深く検討していく。在日コリアン高齢者のデイサービスを中心とした福祉 NPO の支援が「民族性」に基づくものであるのかを検証した上で、「民族性」によらない支援の可能性についても論じる。

本研究では、これらの点を踏まえて、以下の方法で研究を進めた。

第一に、福祉国家という大きな枠組みの中で、民族的マイノリティに関わる議論は、「権

利」と「参加」をめぐる議論に焦点化されてきていることを文献研究より明らかにする。そのことにより、問題の発生の背景には、「権利」や「参加」の不十分な状況があること、さらには、マイノリティの社会運動は「権利」と「参加」の不十分な状況から起こり得ることを仮説として提示する。

第二に、在日コリアン高齢者の現代的問題の背景を、戦後日本における外国人政策と在日コリアンの社会運動との関係から明らかにする。

第三に、在日コリアン高齢者の生活支援を展開する福祉 NPO の役割を明らかにするために、福祉 NPO の担い手へのインタビューと一次資料を使用しながら、支援内容を「権利」と「参加」の両面から分析する。

第四に、在日コリアン高齢者のデイサービス活動を立ち上げた在日コリアン女性のライフ・ヒストリーをとりあげ、「民族性」とは異なる原理による活動が展開されている可能性について検討する。

第 1 章では、民族的マイノリティの問題やそれに対する社会運動が福祉国家という大きな枠組みのなかでどのように捉えられ、また議論がどこに焦点化されてきているのかを明らかにするために、文献研究を行った。考察では、民族的マイノリティの問題に引き付けて論じる際の論点は、経済的不利益を被ることと、文化的に尊重されないことの両面をいかに克服していくのかという点に焦点化されることを指摘した。また、そのためには、経済的不利益の是正といった経済的・制度的な側面つまり「権利」と、社会的・文化的な側面つまり「参加」との両面が相互に関係しながら問題が現れているという視点から問題をとらえることが重要であることも指摘した。さらに、社会運動が制度やシステムとの矛盾の中から生じるものだとするならば、「権利」と「参加」の両面あるいはどちらか一方が不十分である場合には、異議申し立てや問題の克服を目指す社会運動が起こりうることを述べた。

第 2 章では、マイノリティの社会運動や支援組織の役割や課題について理論的検討を行い、以下の 2 点を明らかにした。

第一に、マイノリティを支援する集団には、尊厳の回復をはかる場の創出と、参加の拠点としての機能を発揮することが求められる。第二に、民族的マイノリティの問題状況が運動や支援活動に変換するには、「民族性」が媒介項として作用しており、その具体的な内容について検討する必要がある。さらに、「民族性」以外の可能性として、４つのアプローチが仮説的に提示できる。

第 3 章では、戦後日本の在日コリアンに対する権利保障の経緯と内容、それに対する在日コリアンの社会運動を、「権利」と「参加」の側面から分析し、在日コリアン高齢者の現代的問題の背景を、戦後日本における在日コリアンに対する権利保障と社会運動との関係から明らかにした。

戦後日本における在日コリアンに対する権利保障と社会運動の変遷は、「本国志向」の自衛的な運動から、運動の担い手の世代交代と権利獲得運動へと変遷してきた。さらに、

1990 年代以降は、一世の高齢化にともなって、戦後補償や無年金問題が浮上した。2000 年以降は、在日コリアン高齢者の福祉サービスからの排除問題が、二世たちによって発見されたことが明らかになった。

第 4 章では、在日コリアン高齢者へのデイサービスをはじめとする福祉サービス提供を行う福祉ＮＰＯの代表者やスタッフへの聞き取り調査から分析を行い、以下の３点を明らかにした。

第一に、既存の福祉サービスから在日コリアン高齢者が排除されるパターンには 3 パターンあることがわかった。それは、①そもそも制度やサービスの存在や利用法を知らないケース、②制度やサービスの存在を知っていても利用しない／できないケース、③利用経験があるが、その後利用しなくなったケースである。日本人高齢者と在日コリアン高齢者との共生が難しい現状にあっては、在日コリアン高齢者が安心して気兼ねなく行ける場が必要となる。

第二は、在日コリアン高齢者へのデイサービスの内容と意義についてである。デイサービスの内容は、在日コリアン高齢者の文化的背景に配慮した内容となっている。また、在日コリアン高齢者のデイサービス空間は、自己の存在を確認し、自尊感情の回復が図られる場として機能している。また、福祉ＮＰＯは、「権利」と「参加」を相互に関連づけながら、両面からの支援を展開していることが明らかになった。

第三は、在日コリアン高齢者の問題が支援活動に転換する媒介項としての「民族性」についての検証である。聞き取り調査からは、先行研究同様、「エスニック・アイデンティティの回復」状況が確認できた。しかし、担い手の 2・3 世が、親世代から受け取ったバトンを自身の生き方や社会にどうつないでいくのかという課題が残された。

第 5 章では、「民族性」とは異なる観点から在日コリアン高齢者のデイサービスを立ち上げた、ある在日コリアン女性Ｔさんのライフ・ヒストリーをとりあげた。分析を通して、以下の３点が明らかになった。

第一は、Ｔさんがデイサービスで体現しようとしたのは、「民族」でもなく「家族」でもない第三の場づくりであったことである。

第二は、Ｔさんのデイサービスでは、地域の日本人もスタッフとして関わっていた。在日コリアン高齢者のデイサービス空間は、「民族性」のみに還元できるわけではない。Ｔさんの事例は、「民族」でも「家族」でもない第三の場を「地域」を基盤にして創り上げようとする試みであった。

第三に、「民族性」のみによらない活動は、社会的・文化的側面での問題の共通性を見出すことで、日系人など他の外国人の支援活動とも連帯する可能性を有していることである。

終章では、第１章から第５章までの内容を簡単にまとめ、本研究の意義と今後の課題について述べた。

本研究の意義は、①今日の在日コリアン高齢者問題の背景を、戦後日本の外国人政策と

在日コリアンの社会運動との関わりから明らかにしたこと、②在日コリアン高齢者の生活支援を展開する福祉ＮＰＯの役割を、経済的・制度的側面と社会的・文化的側面から明らかにしたこと、③在日コリアン高齢者の問題から支援活動への転換の媒介項は「民族性」だけに一元化できないこと、④「民族性」ではなく、社会的・文化的側面の問題の共通性を見出すことで、移民など他の外国人の支援と連帯していく可能性があることを明らかにしたことである。

序章　問題意識と目的および研究方法

第１節　問題意識と研究目的

筆者は、これまで地域福祉における住民参加に関心があり、博士前期課程では、住民参加型在宅福祉サービス団体をとりあげ、そこで提供されるサービスが利用者の生活構造にどのような影響を及ぼすのかという観点から分析し、修士論文として提出した[竹中 1999]。

当時は、行政や既存の社会福祉専門職でもなく、市民による福祉サービス提供という供給手法に新鮮さを感じ、ボランティアなど主体性を有した活動という点にその団体の魅力を感じていた。そのころ、ＮＰＯ法や介護保険法が制定されたことにより、筆者が修士論文で分析の対象とした住民参加型在宅サービス団体も、ＮＰＯ法人格を取得して介護保険内のサービス提供に乗り出すのか、保険外の隙間でのサービス提供にその意義を見出すのかを、団体の代表たちが集まって話し合っていたことを記憶している。結局、そのほとんどの団体がＮＰＯ法人格を取得し、介護保険制度のサービス提供に乗り出すことになった。ＮＰＯ論や福祉多元化論が登場し、「市民による福祉」に注目が集まった時期でもあった。

一方、筆者が研究を進めるうち、市民という概念には外国人を排除する側面もあることを学んだ。市民ではなく、そのカテゴリーからこぼれ落ちる人、つまり市民社会の中で差別や偏見をともなうような位置に置かれた人々を支援するような、あるいはそういう人と共にあるような福祉ＮＰＯの研究をしてみたいと考えるようになった。

そうした問題意識から、住民参加型在宅福祉サービス団体と同じような介護サービスを、在日コリアン高齢者に提供する福祉 NPO があることを知り、民族的マイノリティにとっての福祉 NPO の意義をテーマに据え、研究の対象を在日コリアン高齢者のデイサービスを中心とする活動を展開する福祉 NPO へと移した。

近年在日コリアン高齢者の地域での孤立や福祉サービスからの排除の問題が生じていることに研究関心が寄せられている。例えば、社会的排除という観点から在日コリアン高齢者の生活実態把握を目的とした調査では、社会福祉サービスからの排除状況への対応策として、在日コリアン高齢者を対象としたデイサービス活動の必要性が指摘されている[在日高齢者調査委員会 2004]。

同時に、２０００年以降、在日コリアン高齢者を対象としたデイサービス活動を行う福祉ＮＰＯが、大阪・京都を中心とする関西地域や大都市周辺部において現出するなど、実践面においても新たな展開が見られるようになっている。

２００６年度の第５４回社会福祉学会の大会企画シンポジウム「新しい価値の創造と社会福祉の役割」では、シンポジストの一人であった金永子氏が、多民族・多文化共生という視点から、在日コリアン高齢者のデイサービス活動をとりあげるなど、それら実践に対する研究的関心は高まっているといえる。

ところで、この在日コリアン高齢者を対象とするデイサービス活動などは、これまでの日本における諸権利の獲得に向けた運動と異なる様相を呈しているといわれる。その違い

は、これまでの権利獲得を主とした運動というよりは、地域社会とのつながりや「参加」を志向している点にあると考えられる。

戦後から現在に至るまで、在日コリアンの運動は様々な権利獲得を主張してきた。日本における福祉制度の多くの部分で国籍条項が外されたのは、1981 年の難民条約の批准に伴うものであり、外圧による部分が大きいといえるが、在日当事者や支援者の運動の影響も少なくはなかった。福祉制度のかなりの部分で国籍条項が撤廃された今日において、なお残された問題、それが在日コリアン高齢者の問題である。

一方で、近年のグローバル化の進展にともない、増加する外国人への対応をめぐってさまざまな議論が展開されている。日本においても増加する外国人への制度的対応やグローバル社会における新たな社会統合原理の必要性が高まっている。

これまで日本政府は「移民」という用語を使用してこなかったが、平成 15 年の経済財政白書では、「わが国の経済社会の活性化・国際化を図る観点から、専門的・技術的分野の外国人・移民労働者を受け入れていくことが重要(内閣府、平成 15 年 10 月)」として、「移民」という用語を登用している。

さらに、平成 24 年 7 月 9 日には、出入国管理及び難民認定法・入管特例法・住民基本台帳法(以下改定法)が施行され、外国人登録法は廃止された。この改定は、戦後最大の外国人政策の転換といわれている。これまでの外国人登録法では、日本に住む「すべての外国人」を対象にしてきたが、改定法では、「中長期在留者」という新たなカテゴリーを設け、外国人を、①在日韓国・朝鮮人などの特別永住者、②就労資格を有したいわゆる移民労働者などの中長期在留者、③非正規滞在者に区分し管理していこうとする点に特徴がある。これら改定法では、中長期滞在者に対して細部にわたり罰則規定が盛り込まれ、非正規滞在者には在留資格が与えられなくなった。

これまで、地方自治体では、外国人への制度適用を外国人登録の有無によって判断してきた側面があった。特に、地方分権推進法および分権一括法の成立後の国から自治体への権限委譲が図られる中で、在留許可の有無にこだわる国の判断とは別に、国の姿勢としては自治体の判断を尊重する方向に変化してきた。

しかしながら、国の方針変更は限られた自治体にしか浸透せず、また在留資格のない外国籍市民の生存権保障などは自治体の担当者の良心性や支援組織の力量に依拠していたことなどから、極めて不安定なものであった［大川 2001］。

その不安定ながらもある程度自治体の裁量にまかされていた外国人への制度適用も、2012 年の改定法による外国人登録制度の廃止で、大きく様変わりせざるを得なくなることが予想される。

つまり、外国人登録(あるいは「居住」)を根拠に制度適用の判断がある程度可能であったこれまでの自治体における制度運用から、「在留許可の有無」によって外国人を選別する国家の姿勢がそのまま自治体に下りてくる可能性が高まっている状況にあるといえる。

このことは、グローバル化がもたらす諸問題への対処が、ナショナルなレベルでの対応にとどまらず、ローカルな場での対応もより求められてくるということであり、同時に、ローカルな場での対応に対してナショナルな論理が入り込んでくるという、ナショナルとローカルの間での緊張関係を生み出すことになってくるであろう。

これまでの福祉国家の問題点や限界がグローバル化のもとで、地域社会という場でより先鋭化して現れてきている。今後は地域社会から排除される外国人の問題も増加してくることが考えられ、そうした人々も視野に入れた制度・政策の在り方や地域社会の在り方の検討が求められる時代に入ったといえる。

今後の日本における外国人政策や地域社会の在り方をめぐっては、定住化の進む移住労働者への対応と、在日コリアン高齢者の問題に象徴される問題との両方を視野に入れて検討しなければならない時代にあるといえる。

ところで、在日コリアン高齢者の生活支援を行う団体の代表者は、「数十年前の我々在日コリアンに起こった問題と同じ問題が、現在の日系ブラジル人らの間に起こっている。現在の在日コリアン高齢者の姿に、彼らの数十年後が重なる。」と指摘する。

戦後、在日コリアンは様々な社会運動を通して、諸権利を獲得してきた。しかしながら、取り残された問題の一つに、現在の在日コリアン高齢者の問題がある。在日コリアン高齢者の生活支援の福祉 NPO を題材に、在日コリアン高齢者の生活問題の背景や問題の本質を明らかし、支援の意義を考察することで、増加する移民への支援のあり方の検討にも応用できると考える。

本研究の目的は、在日コリアン高齢者の生活支援を展開する福祉 NPO を題材に、在日コリアン高齢者問題の発生の背景を歴史的な視点から捉え、福祉 NPO による支援の内容と意義、さらには支援の基盤にある原理を分析することにより、民族的マイノリティの支援における福祉 NPO の役割を明らかにしようとするものである。

第２節　先行研究

１．在日外国人に関する社会福祉研究

社会福祉分野の研究では、在日外国人に関する研究はそれほど多いとはいえないが、「多文化共生」という観点からアプローチしようとする研究が見られる。内容は、柔軟で文化的に繊細な対応を行うことができる「多文化ソーシャルワーカーの養成」や、外国人が暮らしやすい生活環境を築いていくための「多文化共生の視点からの地域づくり」などに主眼がおかれたものが多い(石河：2010)。

また、「顔の見えない定住者[1]」として、不安定定住者の日系ブラジル人の生活問題と支援については、あるべきものとしての支援のあり方ではなく「いま、ここ」にある問題の解決が求められているとされている。三本松は、そのためのアプローチとして、関係諸団体が当事者の立場に立って理解し解決に取り組むという臨床的な視点と、当事者自身による生活課題の解決の取り組みへのかかわりを重視した「臨床福祉アプローチ」の必要性を

指摘している[三本松 2006]。

一方、制度政策に関する研究では、多文化共生政策として、多文化共生の理念を政策に具現化しようとする研究が見られる。例えば、近藤は、多文化共生政策の目指すものは、多文化主義的な統合政策であるとして、その目標を「①マイノリティのメンバーが、社会制度を通じて、どの程度までその出身の文化的・言語的アイデンティティを保持・発展させるかを自ら選択する機会を提供すること、②移民が他の住民と同じ機会・権利・義務をもち、移民に他の住民と同じ条件で労働・住宅・社会福祉・教育を提供すること、③移民とその他の住民相互の寛容と連帯を含み、社会の発展のパートナーとして、移民が政治生活に積極的に参加する機会、独自の文化活動の機会が拡大され、外国人排斥や民族差別に抗して、協調的な民族関係を促進すること」とする[近藤　2011： 9－10]。

しかしながら、第 1 節でも述べたとおり、2009 年 7 月に住民基本台帳法、入管法、入管特例法が改定されることで、外国人登録制度は廃止され、国(法務省)が直接在留管理を行うことになった。この改定により、外国人住民も市町村の住民基本台帳に含まれるようになったが、一方では、外国人の把握に関して、国(法務省)が直接在留カードを発行して管理するという側面が加わることになった。改定法は、「中長期在留者」という新たなカテゴリーを設け、外国人を、①在日韓国・朝鮮人などの特別永住者、②就労資格を有したいわゆる移民労働者などの中長期在留者、③非正規滞在者に区分し管理していこうとする点に特徴がある。特に、中長期滞在者に対して細部にわたり罰則規定が盛り込まれ、非正規滞在者には在留資格が与えられなくなったことから、外国人に対する支援組織からの反発を招いた[1]。

これまで、地方自治体では、外国人への制度適用を外国人登録の有無によって判断してきた側面があった。特に、地方分権推進法および分権一括法の成立後の国から自治体への権限委譲が図られる中で、在留許可の有無にこだわる国の判断とは別に、国の姿勢としては自治体の判断を尊重する方向に変化してきた。しかしながら、改定後は、外国人に対する自治体の制度適用判断が大きく様変わりせざるを得なくなることが予想される。つまり、外国人登録(あるいは「居住」)を根拠に制度適用の判断がある程度可能であったこれまでの自治体における制度運用から、「在留許可の有無」によって外国人を選別する国家の姿勢がそのまま自治体に下りてくる可能性が高まっている状況にあるといえる。グローバル化のもとで、外国人の排除の問題がローカルなレベルで先鋭化して現れてくることが予想される。

そうなると、多文化共生政策も、国によってあらかじめ選別された外国人を対象とした政策とならざるをえなくなる。例えば不法滞在の外国人などはその対象には含まれないということになる。改正法のもとでは、制度の枠組みから排除された外国人の問題は、多文化共生政策の範疇外ということになってしまう。さらには、行政によってお膳立てされた支援システムや既存の福祉システムでは、そうした人々は支援の対象から漏れてしまうという問題も生じる可能性がある。

そうした状況においては、ＮＰＯやＮＧＯが重要な役割を果たすこととなる。なぜなら、既存の社会福祉システムから独立した動きが可能であるから、「いま、ここ」にある問題への迅速で直接的な支援や、行政と距離をとりながらあるいは密に連携をしながら中間集団として制度改革の必要性を代弁していくなどの役割を果たしていくという意味で、意義が再確認されていく必要があるであろう。

２．社会福祉運動と福祉ＮＰＯに関する研究

真田は、戦後から現在にいたる社会福祉運動の例として、戦後の貧困・低所得層の要求運動や保育所要求運動にはじまり、障害児・者の家族の会の運動、高齢者福祉に関する運動などをあげている[真田　2003: 59-76]。しかしながら、1990 年代に入ると、社会福祉研究において「社会福祉運動」の文字が見られることはほとんどなくなった。

そうした状況に変化の兆しが見られるようになるのは、1995 年に起きた阪神・淡路大震災におけるボランティアの活躍や 1998 年のＮＰＯ法制定などによる市民活動への注目が集まり始めたころからである[金谷 2001]。

社会福祉の領域では、市民が「困ったときはお互いさま」の精神で在宅福祉サービスを提供する市民互助型あるいは住民参加型在宅福祉サービス団体が 2000 年の介護保険制度施行に向けてＮＰＯ法人格を取得していくなどして、その存在感が増していった。それら団体が、福祉ＮＰＯの萌芽であるとされている[安立 2008: 59]。

しかしながら、そうした福祉ＮＰＯはかつての社会福祉運動論と結びつけられることはなかった。それは、ＮＰＯの活動形態が、要求型の活動というよりは、行政と協働しながら福祉サービス供給主体としての市民参加や行政計画への市民参加という「参加型」の活動であるとされたからである。

一方、社会学の社会運動論では、ＮＰＯを市民の社会運動として捉え、意義や方向性を明らかにしようとする。例えば牛山は、地方分権の潮流のもとで、運動のターゲット・パートナーが身近になったことや、具体的な成果が明示されるようになったことなどから、それまでの市民運動が市民活動へと自らを再定義し、変化したとする。さらに、その市民活動も、ＮＰＯ法の制定により、市民活動に即した責任と役割が拡大することで、市民の社会運動としてＮＰＯを位置づけている[牛山 2004]。

また、労働組合などによる旧来の運動に対して、ジェンダーやエスニックマイノリティなどのアイデンティティの尊重を求める「新しい社会運動」という概念が多方面から議論されている。

しかし、「新しい社会運動」はアイデンティティの政治を標榜する傾向があり、差異の本質化を志向する危うさも秘めている。圷は、そうした文化的差異の本質化に陥らずに当事者のエンパワーメントを志向すると同時に、社会資源の充実も追及する運動として、社会的排除に抗する反貧困運動の実践に意義と可能性を見出そうとしている[圷 2010]。

つまり、そこで示唆されている課題とは、①経済的・制度的な側面と社会的・文化的な

側面の両方を当時に追求するという課題であり、また、②社会的・文化的な側面においては、差異の本質化を避けるような形でのアイデンティティの承認要求でなければならないという課題である。

３．在日コリアンに関わる社会運動・福祉ＮＰＯ研究

1990 年代以降の在日コリアンの社会福祉に関する研究は､在日コリアン高齢者の経済的側面に関する研究および在日コリアン高齢者の社会的排除問題やそれへの対応に関するものがほとんどである。特に 1997 年、庄谷らによって在日コリアン高齢者の生活実態が明らかにされると［庄屋 1997］、在日コリアン高齢者の排除問題への対応として、それら高齢者へのサービス提供を行うＮＰＯを対象とした研究も増加した[魁生 2005; 金 2006; 吉中 2006; 農中 2008; 金 2012]。

一方、1990 年代以降の在日コリアンの社会運動に関する研究は、在日コリアンの社会運動史を除けば、アイデンティティの構築や主体の構築に関するものが目立つ。例えば、尹は､在日コリアンのアイデンティティを､排他性の強化に代わるオルターナティブとして、自己と他者との関係性の中で捉え、複合的・関係的なものとして捉える視点の重要性を指摘する[尹 2001]。また、福岡は、若い世代の在日コリアンの聞き取りから、そのアイデンティティを「共生志向」、「祖国志向」、「個人志向」、「帰化志向」の４つに類型化している[福岡 1993]。こうした若者世代の複雑な志向を、朴は、「同化」と「異化」、あるいは「在日」と「祖国」の狭間で揺れ動く可変的な存在として理解する[朴 1999]。

一方で、金は、脱構築流からもてはやされている「アイデンティティの選択の自由」はむしろ現存のアイデンティティ・ポリティクスの強化につながるとして、否定されるべきは必然的(所与的)アイデンティティであり、必要に迫られた『戦術的アイデンティティ』はむしろ積極的に擁護すべきであると論じる[金 1999]。

こうした在日コリアンの１世や２世さらには３世にとってのアイデンティティの世代間の違いや複雑さを含んだ問題をいかに捉えるかという課題は、在日コリアンの社会運動や福祉ＮＰＯ活動の担い手のアイデンティティの問題にも連なる。

在日コリアン高齢者の排除問題と在日コリアン２・３世のアイデンティティ問題の交錯する場所、それが在日コリアン高齢者を支援する福祉ＮＰＯである。それら福祉ＮＰＯは在日コリアン高齢者の排除問題への対応として期待されており、一方でその担い手のほとんどは在日コリアン２・３世だからである。

在日コリアン高齢者への福祉サービス提供組織に関する研究では、二階堂の研究が示唆に富む。二階堂は、都市社会学の立場から、地域福祉活動を通して在日コリアンと日本人の民族関係の変容について論じる中で、在日コリアン高齢者と日本人それぞれの民族意識の変容に与える高齢者福祉施設(サービス)の影響を実証的に明らかにしている[二階堂 2007: 203-218]。その中で、家族や近隣との関係が希薄となる入居施設では異民族に対する忌避的態度を慎む傾向があり、在宅介護やデイサービスでは摩擦が生じることを明らか

にした上で、孤立状況が高齢者施設における異民族との結合をうながす契機になると指摘している。二階堂の研究は、在日コリアンと日本人とが地域福祉活動を通じていかに多民族・多文化共生を実現していくかという問題関心による研究である。

しかしここで指摘したいのは、摩擦が起こらないことが共生なのかという疑問である。入居施設で摩擦が生じていないのは、「他に行くところがないから、仲よくしなければ」という消極的な理由からであることはともかく、「利用者が自由に意見を言い難い環境にある」問題点が指摘されている[二階堂 2007: 215]。つまり、見かけ上は摩擦が生じていなくても、差別され・抑圧されてきた側の在日コリアン高齢者の側に我慢を強いている結果である可能性はないのかということである。この研究では、在日コリアン高齢者と日本人高齢者との「権力」の非対称性に注意が払われているとは言い難い。

筆者が在日コリアン高齢者支援の福祉ＮＰＯをとりあげるにあたって、前提としたいのは、この「権力の非対称性」である。在日コリアン高齢者の立場からすると、必要なのは、日本人との共生というよりは承認されることではないか。本研究は、そうした立場から、在日コリアンの「日本人に対する意識の変容」ではなく、在日コリアン自身のアイデンティティや参加の問題をとりあげる。

第３節　研究の課題と方法

本研究の目的は、在日コリアン高齢者の支援を展開する福祉 NPO を題材に、在日コリアン高齢者問題の発生の背景を歴史的な視点から捉え、福祉 NPO による支援の内容と意義、さらには支援の基盤にある原理を分析することにより、民族的マイノリティの支援における福祉 NPO の役割を明らかにしようとするものである。

先行研究からみた本研究の課題は以下の４点である。

第一に、社会運動論においては、NPO は「新しい社会運動(伝統的な労働運動に対して、エスニシティやジェンダーなど非階級的アイデンティティの尊重を軸に据える運動)」と関連付けて理解される。この運動はアイデンティティの尊重を求めることから、問題の社会的・文化的側面が重視される。一方で、反貧困運動にみられるような社会的排除に関する研究では、経済的・制度的側面を重視するものから、参加や帰属といった社会的・文化的側面も視野に入れて論じようとするものへと変化してきている。在日コリアン高齢者問題あるいは支援を捉える視点を明確にするために、まずは上記議論を参照しながら、経済的・制度的側面(「権利」とする)と社会的・文化的側面(「参加」とする)から問題を捉える必要があることを確認する。

第二に、社会福祉分野での在日外国人の支援に関する研究では、柔軟で文化的に繊細な対応を行うことができる「多文化ソーシャルワーカーの養成」[石川 2010]や、支援の在り方よりも「いま、ここ」にある問題解決のために、臨床的な視点と当事者自身による取組みを重視した「臨床福祉アプローチ」［三本松 2006］の重要性が指摘されている。しかし、「いま、ここ」の問題発生の「背景」に目を向けて分析をしようとする研究は見当た

らない。問題発生の背景に目を向けることは、これから将来に起こりえる問題の予測や対応策を考えるにあたって有用である。本研究は、歴史的な視点も加えながら、問題発生の背景も踏まえた上で、在日コリアン高齢者の問題をとらえようとする点に特徴がある。

第三の課題は、民族的マイノリティを支援する福祉 NPO の役割を、経済的・制度的な側面と、社会的・文化的な側面の両面から明らかにすることである。福祉 NPO は、社会サービスの供給という事業を通して、生活問題の解決に寄与することが期待されているが、一方で、新たな社会関係の構築や利用者の尊厳・自己肯定感の回復といった社会的・文化的側面での役割を明らかにしようとする研究は少ない。特に、在日コリアン高齢者のように社会の中で差別や抑圧を受けてきたような人々に対しては、後者の視点が不可欠であると考える。本研究では、民族的マイノリティを支援する福祉 NPO の役割を両面から明らかにしていく。

第四に、支援の根底にある原理についてより深く検討していく必要性についてである。成は、人はなぜ社会運動をするのかという問いに対して、水俣病患者の闘争と支援の論理を題材にしながら、運動の動機づけの基底にあるものを「中間項」とした上で明らかにしようと試みている[成 2004: 53-71]。そこでは、水俣病患者の受苦の経験それ自体が運動を生み出すわけではなく、人格的同一性に対する暴力的な抑圧、権利の剥奪、社会的価値や尊厳の剥奪といった否定的な感情レベルの反応が社会運動や闘争に変換させる精神的な中間項として存在しているというのである。

本研究では、在日コリアン高齢者の問題状況が、その問題状況への対応としての運動や活動に変換していく媒介を、「媒介項」と称して検討をしていくこととする。一般的に、在日コリアン高齢者の生活支援は「民族性」にもとづくものであるとされている。また、在日コリアン高齢者のデイサービス空間は、「民族性」という集合的アイデンティティに基づいた空間が作られていると解釈されている。しかし、在日コリアン高齢者の尊厳の回復は、「民族性」にしかないのだろうか。また、在日コリアン２・３世の担い手は利用者である在日１世と関わることで「エスニック・アイデンティティを回復させている」という指摘もなされている［文 2007］。しかし、在日コリアンの若者のアイデンティティの多様化［福岡 1993］状況の中で、そもそもエスニック・アイデンティティを持ちえない者にとっては「回復」とはいえないのではないかという疑問が生じる。

本研究では、在日コリアン高齢者のデイサービスを中心とした福祉 NPO の支援が「民族性」に基づくものであるのかを検証し、さらに「民族性」によらない支援の可能性についても論じることとする。「民族性」に一元化されない活動には、他の移民など外国人の支援組織との連帯の可能性にもつながると考える。

以上の課題の関係を図で示すと以下のようになる。

図０－１　　研究課題の関係

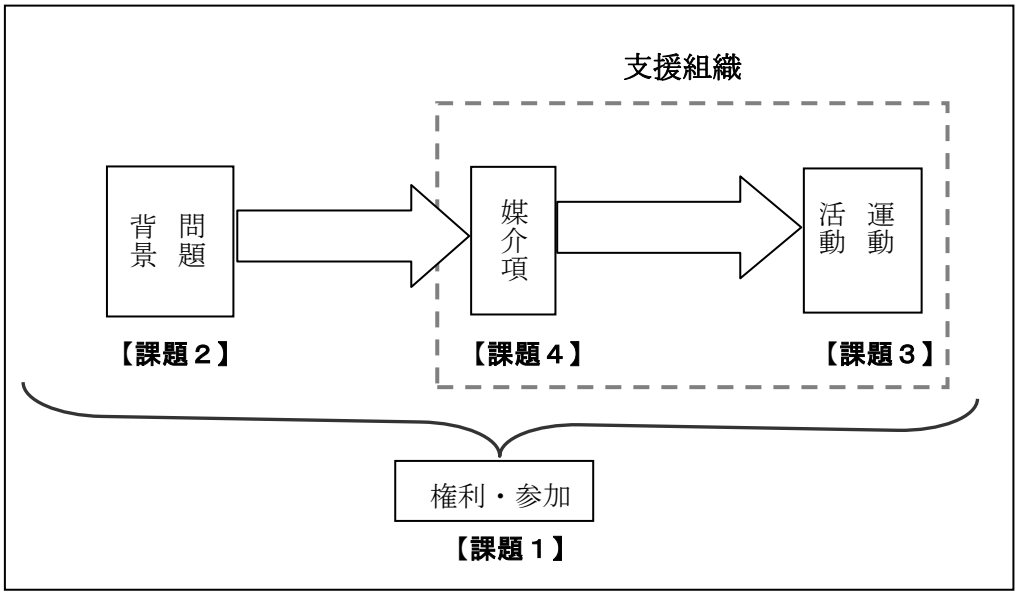

以上の課題の検討を行うために、「権利」と「参加」という軸を設定する。

これまで、外国人をめぐる諸課題について議論する際に、国家や社会の構成員としてどこまで受け入れ、どこまで権利を付与するのかという点について議論が展開されてきた。つまりそれはシティズンシップをめぐる議論であり、特に、グローバル化の進展という動向の中で、1990 年以降注目されたキーワードでもある。このシティズンシップに含まれる諸権利を「公民的権利」「政治的権利」「社会的権利」の三つに分類したのはＴ・Ｈ・マーシャルであった。しかしながら、その市民権論には少なからず批判もあり、特にグローバル化に伴う外国人の増加には、国籍に基づく制度設計では対応できない問題が増加したこともあり、新たな枠組みが模索されている。

そうした中で、争点の一つとして、集団の権利としての「多文化的市民権」や「差異化された市民権」など先住民や文化的少数者の固有の権利を主張した市民権が提唱されている。

また、政治体への帰属意識という意味から、ナショナル・アイデンティティや国家の統合原理と密接にかかわる側面が、シティズンシップ概念にはあり、フランスでは国家統合のゆらぎが「シティズンシップ」の問題として語られ、オーストラリアでは、ナショナル・アイデンティティの再構築が「シティズンシップ」の名のもとに図られようとしている［ＮＩＲＡ・シティズンシップ研究会 2001 ix-x］。特にフランスでは、1990 年代以降、日常生活に密着した地域社会への帰属意識を基礎とし、また参加の形態が個人と国家との直接の関係ではなく宗教やエスニシティなどの中間集団を介した参加となっていることに特徴づけられる、新しいタイプのシティズンシップが出現してきている［稲葉 2001］。

いずれにせよ、これらに共通するのは、個人の国家との契約において付与される権利の

みならず、帰属(その帰属する対象が国家であれ中間集団であれ)や参加にまでその関心が拡大していることにある。

近年、注目を集めている社会的排除概念は、フランスにおける旧植民地からの移民の二・三世が 1980 年代以降の新しい経済社会体制の中で十分な社会参加を拒まれていることなどが例として挙げられることがあるが、日本では、貧困研究において、特に地域空間に展開されるネットワークや連帯感の不足という空間的排除や、資格を持たないあるいは実質的な制度へのアクセスが妨げられているような制度からの排除の側面に焦点を当てる必要性が指摘されている [岩田 2008]。

特にこの概念は、個人の社会への帰属と存在証明の問題が視野に入っているのみならず、その帰属の中身、つまり存在証明の強さや行使できるパワーのグレードとの関係で把握することができるという点において有効性があるという。また、排除の主体、つまり誰が、どのように排除しているのかという排除のプロセスを問題にできるとともに、福祉国家の「対処」の仕組みの限界を浮かび上がらせることができるという点にも有効性があるという [岩田 2008：49-52]。これら一連の権利から参加に至る議論の中から「権利」と「参加」という軸を分析の一つの軸として設定する。

テッサ・モーリス=鈴木によると、長い間無視されてきた「辺境」に生きる人々のさまざまな記憶や経験を記述し、その歴史が教示する点に着目することは、近代の国家／国民の歴史やシティズンシップなどに内包される権力支配を揺るがし、それらの正統性を問い直すことにつながるとする[テッサ・モーリス=鈴木 2000]。当事者の実践や運動に焦点を当てることで、日本の福祉国家における権利保障の内実やその暴力性を明らかにするとともに、望ましい福祉国家あるいは地域社会のあり方について考察することにつながるものと考える。

第４節　用語の定義

１．マイノリティ

日本では、マイノリティという用語は障害者や患者などを含めた「弱者」一般のことを指して使用されることが多く、国際人権法が定めるナショナル、エスニック、宗教的、言語的特性という面で少数派であるという意味でマイノリティとする用法とは異なる［岩間・ユ 2007:2］。

本稿では、マイノリティを権力との関係を表す用語として使用する。よって、弱者一般としてではなく、また民族的・言語的・宗教的な少数派に限定もしない。地域社会の様々な主体の権力関係の中で差別・抑圧をともなって劣位に置かれがちな人々、具体的には定住外国人、障害者、女性あるいはそれらの要素を複合的に併せ持つ人々のことを指す用語として使用する。

２．生活支援

生活支援という用語は一般的には、生活支援サービスあるいは生活支援事業などの中で使用されることが多い。例えば、前者は、介護保険制度における要支援や要介護の認定を受けていない在宅の高齢者を対象にしたホームヘルパーによる家事援助を中心としたサービスのことを指して使用されることが多い。後者は、老人福祉法における居宅生活支援事業として、居宅介護、デイサービス、短期入所などのサービスの総称として使用される。本研究で使用する生活支援という用語の意味は、こうした介護保険制度やそれに則ったサービスの内容を指す意味とは異なる。

在日コリアン高齢者の社会保障・福祉サービスにおける問題点として、庄谷は、①国民年金の無年金状況にみられるような権利が保障されていない問題と、②制度やサービスに対する情報提供の不十分、さらには、③制度からの長年の排除や社会からの差別の結果、在日コリアン高齢者が制度利用に対して消極的であること、④サービスが外国人に配慮されていない、などをあげている[庄谷 1997]。

筆者は、在日コリアン高齢者の生活支援を展開する福祉 NPO は、こうした問題に対応するべく支援を展開していると考える。本研究では、在日コリアン高齢者への生活支援を、社会保障・福祉制度利用の権利を保障していく支援、制度利用へのアクセスを保障していく支援、日本の既存のサービスにはなじみにくい側面に対する支援を全体的に捉えるために、生活支援という用語を使用することとする。なお、在日コリアン高齢者の生活支援を展開する福祉 NPO の代表者やスタッフら当事者も、自らの活動を生活支援という用語で表している。

３．在日コリアン

在日コリアンとは、日本が朝鮮半島を植民地としていた時代に日本に移住あるいは在住した人々とその子孫で、そうした朝鮮半島にルーツを持ち、日本に在住する者のことを指す用語として使用する。

終戦後から 1965 年までは、「朝鮮人」あるいは「在日朝鮮人」と呼ばれることが多かった。しかしながら、1965 年の日韓条約締結後の韓国籍取得者に対する特別永住権付与の制度が導入されて以降は、「在日韓国・朝鮮人」と在日コリアンを区別して呼ぶことが多かった。さらに、1991 年に朝鮮籍者にも特別永住制度が設けられてからは、一括して在日コリアンと呼ぶことが増えた。

本研究で取り上げる在日コリアン高齢者のデイサービスをはじめとする支援活動を展開する福祉ＮＰＯは、「在日コリアン」と自称していることからも、本研究では、原則、在日コリアンという用語を使用することとする。

しかし、その他の用語については、引用など状況に応じて適宜使用することとする。

４．福祉 NPO

福祉NPOは一般には､福祉サービスを提供する非営利組織であると理解されているが、本研究において、民族的マイノリティを支援する福祉 NPO は、福祉サービスを提供するという事業体の側面と、諸権利の獲得を目指す運動体の側面を併せ持つものとして位置づけている。

また、社会学における社会運動論では、1970 年代以降は「資源動員論」と「新しい社会運動論」の 2 つの伝統がある。前者では、文化の問題は運動に動員されていく手段としてみなされ、道具的観点から捉えられており、運動の発生から展開までの技術的な側面に関心を寄せる。一方後者は、1960 年代以降ヨーロッパで登場してきた、フェミニズムやエスニック・マイノリティなどの多様な運動への関心から生まれてきた。このアプローチは、運動そのものだけではなく、社会運動が発生する社会構造や運動を生み出す矛盾、さらには運動の歴史的役割にも目を向ける。[Crossley　2002=2009]。

本研究における福祉 NPO の運動的側面とは、主に後者の新しい社会運動論の観点から捉えようとするものである。

第５節　論文の構成

序章に続き、本論文は 5 つの章と終章より構成されている。

第 1 章では、民族的マイノリティの問題やそれに対する社会運動が福祉国家という大きな枠組みのなかでどのように捉えられ、また議論がどこに焦点化されてきているのかを明らかにしつつ、序章第 3 節で示した第一の課題の妥当性を確認するために、文献研究を行った。

第 1 節では、グローバル化によって、国民主義的な要素を有する福祉国家における市民権概念の再考を迫られている状況について整理した。第 2 節では、福祉国家における市民権概念の特徴とそれに対する批判を整理した。第 3 節では、市民権をめぐる議論と社会的排除に関する議論を照らし合わせながら整理し、近年の諸問題は、市民的「権利」から、自己の存在証明やアイデンティティといった文化的次元における「参加」へと議論の焦点がシフトしつつあることを示した。第 4 節では、フェミニズムなどから、「参加」や「アイデンティティ」のみならず、「権利」の側面も重視すべきであるとの指摘が改めてなされている状況について整理した。

以上の議論から、民族的マイノリティの問題に引き付けて論じる際には、経済的不利益の是正といった経済的・制度的な側面つまり「権利」と、社会的・文化的な側面つまり「参加」との両面が相互に関係しながら問題が現れているという視点から問題をとらえることが重要であることを指摘した。さらに、社会運動が制度やシステムとの矛盾の中から生じるものだとするならば、「権利」と「参加」の両面あるいはどちらか一方が不十分である場合には、異議申し立てや問題の克服を目指す社会運動が起こりうることを述べた。

第 2 章では、マイノリティの社会運動や支援組織の役割や課題について理論的検討を行

った。第 1 節では、マイノリティの参加に対して支援組織が果たす役割について検討した。第 2 節では、民族的マイノリティを支援する組織の支援原理とも関わってくる集合的アイデンティティをめぐる問題点について整理し、第 3 節で、その問題点への対応としていくつかのパターンを仮説的に提示した。

第 3 章では、研究課題の第二であげた、在日コリアン高齢者の現代的問題の背景を、戦後日本における在日コリアンに対する権利保障と社会運動との関係から明らかにすることを目的に検討を行った。戦後日本の在日コリアンに対する権利保障の経緯と内容、それに対する在日コリアンの社会運動を、「権利」と「参加」の側面から分析した。戦後から今日にいたる在日コリアンの運動は、日本の外国人に対する制度・政策展開や朝鮮半島と日本の政府間関係に大きな影響を受けながら展開してきた。在日コリアンの法的地位や諸権利の獲得に果たした在日コリアンの運動の意義と課題を検討することで、在日コリアン高齢者の今日的問題の背景をさぐる。
について考察する。

第 4 章では、在日コリアン高齢者へのデイサービスをはじめとする福祉サービス提供を行う福祉ＮＰＯの代表者やスタッフ 6 人への聞き取り調査と活動報告書や機関紙など文献資料から分析を行った。ここでの課題は、①在日コリアン高齢者の福祉サービス利用からの排除の背景と詳細を明らかにすること、②在日コリアン高齢者の生活支援を展開する福祉ＮＰＯの活動の役割を、第 1 章で示した「権利」と「参加」の側面から明らかにすること、③問題が支援へと転換する媒介項としての「民族性」の詳細について検討することである。まず、①の課題について検討することで、在日コリアン高齢者を支援する福祉 NPO の必要性と背景を確認することができるであろう。また②の課題について検討することで、在日コリアン高齢者を支援する福祉 NPO が対応している問題の特質を明らかにすることができるであろう。さらに③の課題について検討することで、在日コリアン高齢者を支援する福祉 NPO の活動が「民族性」による活動にとどまるのか、あるいはその後の活動展開において異なる媒介項を有していく可能性があるのかという点について論じることができると考える。

第 5 章では、第 4 章で取り上げた在日コリアン高齢者への支援を展開する福祉 NPO の中でも、「民族性」とは異なる観点から在日コリアン高齢者のデイサービスを立ち上げた、ある在日コリアン女性 T さんのライフ・ヒストリーをとりあげる。在日・女性・障害という複数のマイノリティ性を有した T さんが、在日運動とは異なる運動(障害者の自立生活運動や移民の支援運動)と連帯していく過程を通して、「民族性」とは異なる場として在日コリアン高齢者のデイサービスを立ち上げるまでのプロセスを分析する。また、「民族性」のみによらない活動が、日系人など他の外国人の支援とも連帯する可能性やその連帯の共通基軸について検討する。

終章では、第 1 章から第 5 章までの内容を要約した上で、序章で示した 4 つの課題について考察を試みる。さらに、本研究の意義と今後の研究課題について述べる。

図表０－２　本研究の構成図

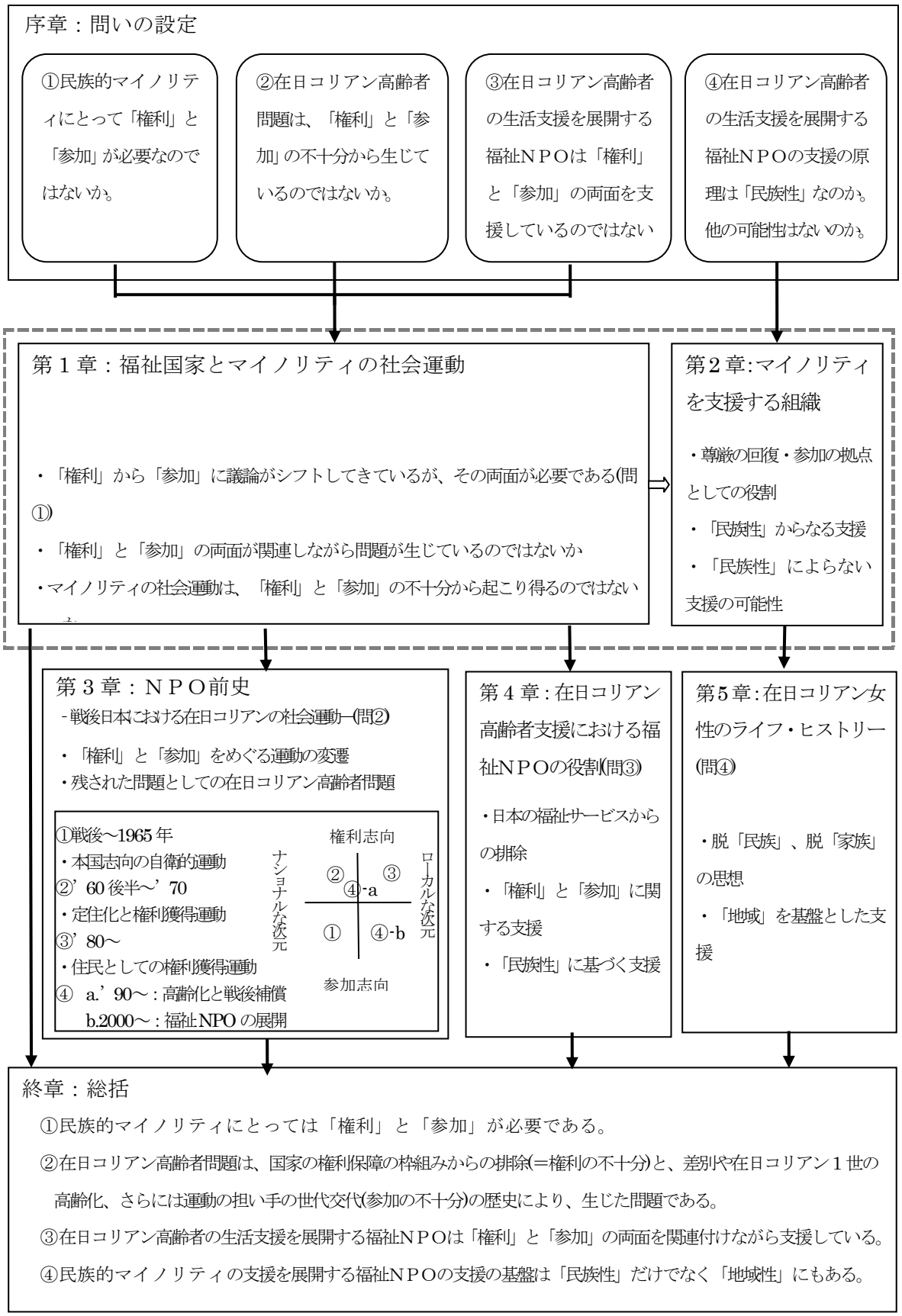

注

１：山脇は、こうした制度改革の背景には、①自治体の立場から外国人の定住化を前提とした国の外国人受け入れ体制の整備を求める「外国人集住都市会議」による規制改革要望を受けて、規制改革・民間開放推進会議が法務省と総務省に改革を迫ったことや、②犯罪対策閣僚会議に 2005 年に設置された「外国人の在留管理に関するワーキング・グループ」による検討が持たれたことを指摘している。前者の多文化共生という観点と、後者の治安管理という観点の両側面から、改革が進められたのは、外国人の住所の把握の必要性という観点からは共通するものであったという[山脇 2011: 36]。

第１章　福祉国家とマイノリティの社会運動

第１節　グローバル化とマイノリティの社会運動

マイノリティの社会運動の分析に先立って、ことにグローバル化の影響について考えることは避けて通れない。それは、国民国家を前提として構築された市民権概念の変換との関係によって見出し得るものでもある。

昨今のグローバル化によって、市民権の再検討の必要が叫ばれ、一方、それと関連しながら社会的排除をめぐる議論が貧困のみならず外国人などマイノリティを含めた様々な主体の問題として取り上げられるようになっている。

本章では、マイノリティの社会運動が生まれる背景について、福祉国家との関係において考察することを目的とする。それは、序章で示した論点①「福祉国家がマイノリティに対して何を保障する(しない)のか」と、論点②「そのことによってどのような社会運動が生まれるのか」という課題についての分析枠組みを示すことでもある。

社会運動は歴史的所産であり、それぞれの社会の状態による被規定性を帯びている[北川2004]とするならば、福祉国家の変遷にともなってマイノリティの社会運動も変化するはずである。福祉国家とマイノリティの社会運動との関係のみならず、そうした変遷にともなう関係性の変化についても考察を試みる。

具体的には、グローバル化にともなう市民権概念への批判や変容について整理し、それに相まって出現した社会的排除に関する議論を参照しながら、福祉国家は何を保障すべきなのか、さらには、マイノリティの社会運動は何を求めて運動を展開するのかという点について考察する。それは、福祉国家の変遷やそこでの「権利」、あるいは近年その重要性を増しているといわれる「参加」の概念と結びつけながら、戦後から現在に至る在日コリアンの福祉に関わる運動を分析するための枠組みを提示することでもある。

まず、福祉国家における市民権概念の特徴とそれへの批判を整理し、市民権論の到達点を明確にする(2 節)。

次に、社会的排除に関する議論を市民権をめぐる議論と照らし合わせながら整理し、近年の新たな諸問題への対応として、「参加」概念がより重要視されていることを指摘する(3 節)。

さらに、これら概念は、社会的包摂という政策的観点からみてどのような関係にあるのかについて整理し(第 4 節)、最後に、その枠組みをマイノリティの社会運動の側からどのようにとらえることができるかについて論じることとする。

第２節　福祉国家と市民権

１．貧困問題とマーシャルの市民権

19 世紀半ばから 20 世紀にかけての初期における貧困把握は、「社会は、その外側に広がる貧困社会(彼らの貧困)を当該社会にとってのひとつの脅威ととらえ、それを消滅させ

ねばならないという考えに基づいていた[岩田 2005:3-5]。

しかしながら、その後イギリスのチャールズ・ブースとシーボーム・ラウントリーの貧困調査によって、貧困問題を「われわれの貧困」つまり、「われわれの社会」が生み出した貧困として捉える必要という問題提起がなされるようになった。つまり、つまり、貧困の概念は被救恤窮民から労働者階級のより貧困な部分に拡大した[マーシャル 1989:65]。

しかし、この「われわれの社会」の貧困の発見は、同時にその周辺にあった「彼らの貧困」の影を、曖昧なまま切り捨てるという方向に向かわざるを得なかったという。

マーシャルは、『シティズンシップと社会的階級』において、市民的権利の中に「公民権」と「参政権」に加えて「社会権」を見出し、その順に発展するものとした[Marshall, T. H.　1992＝1993]。

1990 年代までの市民権は、様々な批判もありながらも、こうしたマーシャルの枠組みを基準に展開されてきた。

そこでは、福祉国家における社会的権利の平等の進展が資本主義に基づく階級格差を無意味化しつつあるとして、その関心は、市民権と資本主義の対立に向けられていた。

そのため、市民権は国内の階級対立を前提としたものであった。それは、ナショナルで平等主義的な色彩を帯びたものとなっていた。市民権は国籍を基準にしかれ、国民性を強めるものとして作用したのである。

市民権の理念は、マーシャルの市民権論にもとづく「自由主義的市民権」の伝統と、もう一つは「市民共和主義的市民権」の伝統があるという[Heater 1999=2002]。前者は、個人としての市民の確率と資格に関心を向けるのに対して、後者は、友愛・市民共和主義に基づくものであり、この概念は市民と国民を強く結びつけることとなった。

近年、前者に対して後者が復活の兆しをみせているという。前者の根本原理は所有権であり､後者はコミュニタリアンなどの主張につながる国民的一体感を重視するものである。そして、このコミュニタリアニズムは、「第三の道」の知的土台ともなっている。

かくして市民権概念は、義務・権利・コミュニティなどのキーワードを含みこむ包括的なパッケージとなった。そのため、市民性と国民性は融合し、また、国民統合のシンボルとして互いは強化しあうこととなった。

２．市民権論への批判

福祉国家の展開とともに発展してきた市民権概念も､1980 年代以降のグローバル化や新自由主義政策の攻勢の高まりによる福祉国家批判が社会的市民権への批判として表れてくることになる。

先進国において新自由主義政策の攻勢が増す中で、福祉国家の社会的権利が過剰であるとの批判が右派から提起されることとなった。さらにそれは、福祉国家における市民権、つまり社会的権利への批判として表れるようになる。

そこでは、権利の体系のみならずコミュニティへの義務や責任の体系も重視されること

となった。例えば、それはアメリカを中心とするアンダークラスや就労の義務を強調する議論にもつながっているし、イギリスにおける新たな排除・包摂の境界が問題にされるようになってきたのである。

根底には、排除の要因を、排除された者に特有の価値観や文化・ライフスタイルという問題意識が存在している。

結局、議論は単なる権利からの排除の問題のみならず、コミュニティの徳へのコミットメントの有無と関係して論じられるようになっているということである。[亀山 2007:78]。

一方、新しい社会運動などにみられる左派による、市民権論への批判も展開されることとなる[Touraine 1978=1983]。

そこでは、福祉国家から排除されるものを名指しすることによって、これまでの福祉国家における市民権概念を批判したのであった。批判は、右派のそれとは別の意味で「排除と包摂の境界とともに、コミュニティの徳のあり方を問題にするもの」であったといえる。

この変化は、これまでの伝統的な左派が「労働者階級」や「貧困層」に焦点をあてながら議論が展開されてきたのに対し、福祉国家による労働階級の生活水準の向上により、そこから排除される女性・少数民族・障害者の問題が焦点化されるようになってきたというものである。そのため、運動もフェミニズムやマイノリティの権利擁護運動といったものが活発化した。こうした新しい社会運動によって、これまでの経済的次元の諸問題に加えて、多様な排除の問題がクローズアップされることとなる。

それは、排除された者に特有の文化やライフスタイルに問題の要因を見ようとする右派による福祉国家批判への対応であった[亀山 前掲書:77-78]。

３．市民権論の到達点

マーシャルは、市民権の政治的局面に社会的局面を加えることに成功したが、それへの批判は近年のグローバル化の進展にともなって、見過ごすことができないものとなっている。

それら批判は、例えば、①マーシャルの市民権論は本質的には男性の市民のみを前提としたものであり、特に不完全市民の存在を無視した偏狭なものであったという批判や、②個人的権利や活動を行う権利がないこと、そして③「誰が市民か」という問題よりも「市民は何を望めるか」に関心が集中していたことなどへの批判である。これら批判は、ひとつは、ポストモダン化やグローバル化を重視する立場からの、市民権は国民国家のみを枠組みにしているということへの批判
であるといえる。

つまり論点は、「固定されたメンバーシップの間での平等の達成」から「誰が排除(包摂)されるのか」に移動したのである[亀山 前掲書]。

これまで国籍や市民権付与の方法は、血統主義であったり、出生地主義であったりしたが、グローバル化の進展にともない、市民の間にも国籍を保有していないが社会権を享受

できる人々(デニズン)の存在にを目を向けなければならなくなった。
また、法的地位を有するが、差別で権利を行使できないといった二流市民の問題、さらには法的地位を有するが貧困であるというアンダークラスの問題など市民権の範囲(誰が)とともにその質をもめぐって再検討を迫られるようになっている。

この「形式的な法権利が与えられていても、社会的なネットワークの欠如や文化的な障壁の存在によって権利にアクセスできない問題が、社会的排除をめぐる議論の中で、その大きな要因として取り上げられている。

また、(マーシャルの)自由主義的シティズンシップは権利を過度に重視し、市民の能動的な参加の機会を奪っているとの批判を受けて、シティズンシップ概念は社会的権利の平等から参加の保証へと焦点を移しつつある[亀山 2006]。

市民権をめぐる議論は、アイデンティティや帰属をめぐる文化的な争点に身動きが取れないほど巻き込まれてきた[デランティ 2004]のであり、権利・義務の体系から参加とアイデンティティを重視するものへと、その焦点が移動し、概念の再定義や再構成がせまられている。

第３節　権利の基盤としての参加・アイデンティティ

１．社会的排除への注目

参加やアイデンティティをめぐる文化的な争点と関連して、社会的排除という概念で諸問題を説明し、それら問題に対応する制度設計を志向する議論が注目を浴びている。

日本では、2000 年 12 月に厚生労働省・援護局『社会的援護を要する人々に対する社会福祉のあり方に関する検討会報告書』によって、社会的排除への関心が広がることとなった。さらに、社会的排除問題への対応として「つながりの再構築」をいかに進めるのかが関心の一つとなっている。

しかしながら、政府内におけるそれら議論は「社会との関係における問題の深まり」としてのみとらえ、「自立」を上位概念としてその実現のための政策として包摂を位置づけるというきわめて狭義なものとして捉えられているという[福原 2007]。

そもそも、社会的排除論の背景には、ポスト工業化やグローバル化が関係している[岩田 2008]。

それは、１９７３年の石油危機と為替変動相場制への移行を期に急速に進んだ「ポスト工業化社会」とグローバリゼーションによる「われわれの社会」自体の根本的な変容だといわれている[Harvey, D. 1989]。

かつてブースやラウントリーが把握した貧困は工業社会の労働者の貧困であったし、福祉国家は大量生産体制を基本とする工業常用労働者とその家族の生活変動を制度設計のモデルとしていた。しかしながら、ポスト工業化社会では、資本の移動や不正規雇用の拡大が進行し、同時にグローバル化によって、世界市場での競争が激化することにより、これら変動はさらに加速している。

社会的排除論は、これら新しい貧困の一部を空間的・制度的位置関係によって捉えなおそうとした概念であるという。そうした空間的・制度的排除は社会の分裂といった観点から注目されることにもなる。

そもそも、貧困が社会からの排除を伴うことは、貧困の文化論や剥奪研究においても従来から指摘されてきた。しかし、従来の福祉国家の体系(それは「われわれの社会」内部に視野を閉ざした貧困アプローチに基づくもの)では関与できない「彼らの貧困」に社会統合の観点から注目せざるを得なくなった。そうした理由から、社会的排除に注目が集まっているというのだ。

社会的排除の現れ方は、制度へのアクセスの問題として表れる場合がある。
一つには、社会的権利を享受する資格はあるのに、つながりの欠如などによって制度にアクセスできないという問題である。それは社会保障の前段階の問題となる。こうした問題への対応に関しては、「権利」よりも「参加」へ焦点が移動することになる。

また、複雑で個別的なニーズへの対応やアイデンティティの承認問題として表れることもある。これらは市民権に文化的次元が加わったものであるとの理解も可能である[樋口 2004]し、そこからは、アイデンティティや自己の存在証明といった要因の重要性を見出し得る。これは、参加のもう一つの側面であるといえる。

２．社会的排除概念の特徴

特徴の一つとしてしばしば見られるのは、「貧困」や「剥奪」概念との異同によって把握しようとするものである[福原 2007 , 岩田 2008]。

「貧困」は、その要因が生存のための基礎的なニーズの欠如に見出すところが特徴であるのに対して、「剥奪」はそれらに加えて標準的な生活のための物的資源の剥奪(物質的剥奪と社会的剥奪)という次元も含めたものとなる。

社会的排除概念は、その「剥奪」に加えて「社会的な参加やつながりの断絶」も含めた点に焦点を当て、かつそれらの相互作用の結果として把握しようとする動態的な分析を可能にするものである。

さらにその対象は、「貧困」や「剥奪」が個人や世帯であるのに対して、社会的排除ではコミュニティ(社会)にも範囲を拡大させる点にも特徴がある。つまり、分配の側面に加えて関係の側面も重視する点にひとつの特徴がある[Barnes 2005；福原 2007]。

また、グローバリゼーションとポスト工業化による社会の分裂がもたらした諸問題に対して、統合志向で使用される用語が社会的排除であるとして、そういった点で「貧困」とは異なる[岩田 前掲書]。
もう一つの特徴として、その要因の多次元性が指摘されている。社会的排除の諸要因は、T.H.マーシャルが示した自由主義的シティズンシップの構成要素(市民的・政治的・社会的な要素)の組み合わせに焦点を当てる。これら要素の組み合わせの作用によって、社会的に排除された人々にとっては、社会的孤立や否定的アイデンティティを形成させることにな

る[福原 前掲書]。
よって、社会的排除の議論においては、経済的・社会的・政治的次元の諸要因を克服するためのマクロ的な制度・政策のみならず、個人のレベルにおける肯定的アイデンティティ確立のための支援策が求められてくる。つまり、社会的排除の議論のためには、新たに文化的次元を加えるのが妥当であるという[樋口 前掲書]。

３．市民権の基礎としての参加とアイデンティティ

市民権の再検討を促す議論においては、グローバル化にともなって「誰が排除されるのか」という境界の問題[Giddens 1998=1999]が焦点化されることとなっている。

それは、市民的諸権利にアクセスできない人々や問題への着目であり、さらには、国民としての境界のみならず､市民としての義務や責任や資質までもが問題となってきている。

市民権に対する右派の批判的見解においては、権利よりも義務や責任をも重視する、コミュニティの徳へのコミットメントの問題としてとりあげられるようになった。

一方で、左派からは、新しい社会運動などの女性やマイノリティの運動では、参加のみならず、その帰属内部の権力関係にまで目を向ける必要性が指摘されている。

社会的排除は、「帰属と存在証明(アイデンティティ)」の問題にとどまらず、その帰属内部の権力の程度でも把握することができるという点においても有用性がある[岩田 前掲書]。そうした帰属内部の権力関係に目を向ける視点というのは、市民性とは異なる性質を有している。

福祉国家および市民権をめぐる議論においては、フェミニズムや多文化主義による批判を受けて、そのレジームに新たな軸を加えるという方法で対応をしてきた[Esping-Andersen 1990=2001]。そうした結果の市民権は、「アイデンティティや義務・権利のモザイク[Heater 1999=2002]」として理解することができよう。

社会的排除は、この点において、帰属内のパワーの問題として問題をとらえて、排除の主体も含めて分析することが可能であるという。つまり、社会訂排除概念の有用性は、市民性の基礎としての存在証明の喪失(アイデンティティの問題)を取り扱うことができることにある。

また、存在証明の喪失の内容、例えば管理・隔離・隠蔽といった形態に関しても、分析の視野に入れることができるという。

西澤は「排除とは、財や権限を既得する層・集団や国家権力による、財や権限からの特定の社会的カテゴリーの締め出しのことである」として、国民国家の権力的介入を治療・隠蔽・抹殺の 3 つに類型化した。[西澤　2005:45]

国民国家は、経済的な条件を得て福祉国家化し、福祉国家化は「よき国民」への均質化を徹底せずにはいられない。そのことで、分裂を抑制し国民的秩序の一元性を保全するものであるとする。

「治療」は、「よき国民」を仕立てあげる操作であり、「隠蔽」は治療と連動しつつ治

療に値しない非国民的な存在を、組織・定住領域から社会的・空間的に隔離し、「よき国民」との接触をミニマムにして不可視化するものであるとする。隠蔽は、それによって、排除された人々を「いなかったこと」にする処置でもあるという。それに対して、「抹殺」は、まどろっこしい隠蔽を補完して直接に「よき国民」の正義を実現しようとする。それは物理的に殺戮したり、領土から追放することによって、対象が消去される。

重要なのは、これら権力には、それぞれ「代行人」が社会から調達されることによって補強されるという点である。「治療」は、家庭や地域社会により補完されて遂行される。「隠蔽」は非国民的存在を疎隔するマジョリティを必要とし、また、排除された人々を回収する分節された労働市場とそれに結びついた隔離された生活圏によって補完される。さらに「抹殺」は、「はねあがり」や「ならずもの」たちの社会的呼応によって代行されるというのである。

つまりこのことは、国家による治療・隠蔽・抹殺は、社会の諸成員によって補完されることで成り立つことを示している。

社会的排除をめぐる議論からわかることは、権利の基礎となる参加やアイデンティティの承認問題が重要であるのと同時に、そうした参加やアイデンティティの承認問題においては、常に国家による介入およびナショナルな権力の影響を受けた市民(社会)の存在を視野に入れて論じなければならないということである。

第４節　参加とアイデンティティをめぐる問題

１．排除をともなうナショナル・アイデンティティへの批判

市民権の概念は、権利の内容に主眼を置くものから、シティズンシップが前提とするコミュニティの境界すなわち排除と包摂に重点を置くものに再構成されつつある。

近代的な市民権は労働・戦争・生殖への参加という、労働者・兵士・親というアイデンティティを権利へのアクセスの条件としてきたが、ポスト産業主義とポストナショナリズム状況の進展により、市民権の前提となるコミュニティの範囲やアイデンティティのあり方が動揺している。このことは、社会的排除の文脈においてもいえることであり、従来は暗黙の前提とされていたコミュニティとは何か、その成員とは誰かを問題にし、そこから排除されるものに強い関心を寄せていくことになる[亀山 2006]。

特に、アイデンティティの承認をめぐる議論においては、フェミニズムや多文化主義などから、これまでの国籍や国家にもとづく権利概念への批判や、これまで私的領域とされてきた部分の権力関係にまで踏み込んだ分析がなされるようになった。

例えば、ハーバーマスの公共性に関する議論に対しては「前討議的空間を十分考慮していない」としてフェミニストから批判を浴びることとなった。つまり、そこでは権利の問題から参加の政治の問題へと焦点がシフトすることとなった。フェミニストや文化的多元主義者は、単なる参加の問題でなく、自明視されてきた権力とアイデンティティに関する仮説を批判したのであった[Delanty　2000=2004]。

かくして、福祉国家やナショナルなアイデンティティに回収されないような参加あるいはアイデンティティの承認といった問題がクローズアップされることとなる。そこでは、ローカルな場でのアイデンティティの再構築が必要とされる。

２．ナショナル／ローカルあるいは権利／参加の交錯

ハーバーマスの対話型民主制やそれへの批判に対しては、ローカルなあるいはグローバルな社会運動と自助グループに着目し､それへの参加によって公共空間への参加を保障し、かつ福祉国家的な再分配では解決できなかった不平等を克服していこうとするものもある[Giddens 1994＝2002]。そこでは自助グループは公共的な討議の空間を開くとともに、人々の自立性を高めるとされてい[Giddens 1998＝1999)これは、市民権の問題点や社会的排除への対応には、ローカルな次元での参加に焦点をあてることにその方向性を見出そうとするものである。

しかし、そうしたローカルな次元における参加やアイデンティティの承認に議論が一元化されてしまうことには懸念がつきまとう。

フェミニズムなどからは、アイデンティティの承認だけでは不十分で、再分配を重視するべきという主張[Fraser 1997]が改めてなされることになる。それは、これまでの偏狭な福祉国家における社会的権利を、女性やマイノリティにまで拡充することで「福祉国家のリベラル化[亀山 2007]」を目指すというものである。

亀山は、第三の道が新自由主義の追認に終わったとして、社会的排除概念は不平等の度合いには直接には結びつかないと結論づける[亀山 2006]。機会や参加、能力の保証は、財やサービスの再配分ほどわかりやすい平等の指標とはいえないからである。

市民権をめぐる議論においても、「参加」に関しては国民共同体へ焦点を当てるものから他者の空間へと焦点は移動し、「アイデンティティ」に関しては多元化され、平等の追及と差異の承認との折り合いがついたとしながらも、国家の統治は依然として最も重要なレベルのひとつであり、サブナショナル、トランスナショナルいずれのレベルにも社会的権利に関するモデルはないという指摘がみられる[デランティ　2004]。福祉国家は依然として市民権の重要な次元であり、国民国家のラディカルな批判はこの点を無視しているとして、国家を超える政治にあまりに安易であることにくぎを刺している。

市民権および社会的排除に関する議論の中で、これまでの権利に代わって参加およびアイデンティティの問題に焦点がシフトしたかに思えた。さらに、排除性を帯びたナショナルなアイデンティティに対して、ローカルな次元を付け加えることによって、それらの問題を回避できるかに見えた。

しかし、フェミニズムやマイノリティからは、そうした参加に加えて改めて、福祉国家のリベラル化を図ることが要求されるようになっている。

ローカルの軸を加えることによって、参加のみならず、「権利」の重要性も改めて認識されることになったといえる。

これら問題は、一貫して取り扱う必要があるにもかかわらず、そうした議論はあまり見れないという[岡野 2003]。国民国家による市民権からの排除問題と、権利を有するがそこから排除されるという国内の格差や社会保障制度の問題を一貫した問題として取り扱う必要があるというのだ。

第５節　小括

福祉国家における市民権をめぐる議論からは、アイデンティティや帰属をめぐる文化的な争点に巻き込まれつつあり、権利・義務の体系から参加とアイデンティティを重視するものへと、その焦点が移動し、概念の再定義や再構成がせまられている状況にあるとされている。また、参加やアイデンティティをめぐる文化的な争点と関連して、社会的排除という概念で諸問題を説明し、それら問題に対応する制度設計を志向する議論が注目を浴びつつある現状について説明した。

一方で、フェミニズムやマイノリティからは、そうした参加に加えて改めて、福祉国家のリベラル化を図ることが要求されるようになっており、参加のみならず、「権利」の重要性も改めて認識されるに至っている。

それら権利と参加の関係をめぐっては、これまで福祉国家や社会政策の領域で、再分配を中心とした平等と、ジェンダーあるいはエスニシティによる差異の承認とがジレンマを起こしており、いかにそれを乗り越えるのか、あるいはいかにそれを両立するのかという点での議論がなされてきた[山森 1998; 上野 2002; Fraser 1997]。それは、連帯と承認をめぐる議論でもあった[武川 2007]。つまり、平等を志向する権利と、マイノリティが文化的差異を有したまま参加することとの間にはジレンマが生じるというものである。

両者を同等に重要だとするフレイザーは、「最も目立つ社会運動の担い手はもはや、自らの「利益」を守り、「搾取」を終焉させ、「再配分」を勝ち取るべく闘争する、経済的に定義された「階級」ではなくなったとして、自らの「アイデンティティ」を守り、「文化的支配」を終焉させ、「承認」を勝ち取るべく闘争している」として、あたかも配分的正義への闘争がもはや無意味であるかのように「再分配から承認」へのシフトの称揚について批判している[Fraser 1997: 3-6]。そして、グローバル化にともなう、市場化の広がりや物質的不平等の上昇という状況を受けて、再分配の平等の重要性を再確認した上で、両者をいかに相互に統合するかという観点から「再分配」と「承認」を軸とした分析枠組みを提示している。つまり、経済的不利益をこうむることと、文化的に尊重されないことがいかに密接に相互連動しているかについて理論化することの重要性が述べられている。

こうした枠組みは、民族的マイノリティをめぐる社会運動の分析にも有用であると考える。圷は、この枠組みを援用しながら、社会的排除に関わる包摂政治のあり方とそれをめぐっての社会運動の課題について問題提起を行っている。社会的排除との関わりで問題になるのは、帰属や参加の欠如全般ではなく、「生きていくうえで欠かせない帰属と参加」つまり社会的な必要をみたすための(資源を享受するための)主要な経路と目される集団・

活動への帰属と参加であるから、社会的包摂のあり方を考えていく上では、経済的・制度的な側面と社会的・文化的な側面の両方を相互に連動するものとして捉える枠組みが必要であるとする。

そうした観点から、これまでみてきた「権利から参加へのシフト」という議論をふりかえると、マイノリティに対する福祉国家の課題は、「権利保障から参加保障へ」ではなく、「権利も参加も保障する」という課題となる。同時に、マイノリティの社会運動の立場からこれら議論を参照すると、その社会運動の課題は、「権利も参加も要求する」ということになるであろう。

では、マイノリティの社会運動にとって、「権利も参加も要求する」とは具体的にはどのようなものを指すのであろう。また、その際に何が課題となってくるのであろうか。両者の相互関係については具体的には不明確である。参加が権利の基盤になるとの見立てがある一方で、フレイザーのように「再分配の問題なくして承認の問題はありえない」という見立て、つまり「権利があって参加がある」という見立てがあり、その優先順位や、関係性については明らかにはされていない。「権利も承認も要求する」実践とはどのようなものなのか、それぞれの関係はどのようなものなのか、という点について具体的な実践に照らし合わせて確認していく必要があるだろう。

また、近年の「新しい社会運動」論では、アイデンティティの政治をめぐる議論によってその全体が貫かれているとされる。それは、承認のポリティクスとは差異の再評価なのか、アイデンティティ（差異）の脱構築なのかという問題である。これは、本質主義か反本質主義かという議論につながる。これは、本研究で示した第 4 の課題とも重なるものである。次章では、アイデンティティの問題と社会運動との関わりについて整理し、第 4 の論点についての分析枠組みを提示したい。

第２章　マイノリティを支援する組織

第１節　参加を保障する

１．はじめに

前章では、マイノリティの社会運動の課題として、「権利も参加も要求する」という視点からの実践のあり方や方法について具体的に検討する必要性を指摘した。また、近年の「新しい社会運動」論などでのアイデンティティの政治をめぐる議論では、運動の集合体としてのアイデンティティについての本質主義と反本質主義の論争によってその全体が貫かれていることにもふれた。

文は在日コリアン高齢者へのデイサービス事業を通して、担い手である２・３世の在日コリアンがエスニック・アイデンティティの回復のきっかけを見出していると指摘した[文 2007: 257-259]。こうした支援活動は民族性に基づくものであるとされるが、文がいうエスニック・アイデンティティの回復とは具体的にどのようなものなのであろうか。それは、文化的差異の本質化に陥るという批判を免れ得るものなのだろうか。本章では、そうした点を検討していくための分析の枠組みを提示したい。

以下ではまず、マイノリティにとっての参加要求のツールとして、参加を媒介するための当事者性を帯びたコミュニティとしてのＮＰＯが果たす役割の重要性を、再確認する(第 2 節)。しかしながら、そうした当事者性を帯びた差異の本質化に陥る危険という批判にどう答えたらいいのだろうか。そうした問題に関して、多文化主義をめぐる議論を手がかりにしながら考えたい(第 3 節)。最後に、課題３に関して、マイノリティの社会運動の基底にある集合的アイデンティティについて考えられるいくつかのタイプを、在日コリアンの実情と照らし合わせながら仮説的に提示する。

２．マイノリティと参加

市民参加を権力との関係で捉えるとすると、社会福祉の領域では、サービス利用者としての参加と行政の計画策定への参加が重要であるとされている。

特に 1990 年代以降の地方分権改革の流れの中では、地域福祉計画策定への市民やボランタリー組織の参加が重視されるようになっている。そこで求められる参加主体としての市民は、コミュニティの代表として協議することのできる能力を有した市民である。しかし、実際には、地域社会から排除される者の存在や、参加それ自体が排除を生み出す可能性があることが指摘されるようになっている。

上野谷は、高齢者福祉に熱心な地域の住民が精神・知的障害者の居住施設建設に反対する例をあげながら、排除の道具になる市民参加もあることを指摘している [上野谷 2007]。また、形式的な参加の強化がむしろ地域の「排除する力」を強めてしまうこともある[1]といった指摘もなされている。こういった指摘は、地域福祉における住民の多様性のみならずその関係性における権力の存在にも目をむけなければならないということを意味する。

原田は、地域福祉計画では、地域住民の最大公約的になる課題だけではなく、マイノリティの問題、これまでは排除され抑圧されてきた問題や制度のはざまにある問題に着目していかなければならないという[原田 2008]。

地域福祉計画における住民参加に関わる議論でしばしば引用されるのが、ハーバーマスの公共圏に関する考え方である。民主主義論の一つであるハーバーマスの熟議民主主義(deliberative democracy）論[2]は、その決定によって影響を受けるすべての人が、熟議への参加者として同意できる結果だけが民主的に正当であるという理念のもと、市民の熟議による合意形成を重視する。地域福祉計画策定プロセスにおいても、住民懇談会や市民による策定委員会などでの話し合いを通して、住民参加を促進しようとするねらいがある。

田村は、この熟議民主主義の特徴として、以下の四点をあげている。第一が、「選好の変容」であり、第二が「公的な」選好と「私的な」選好との区別、第三が、自己利益の観点を超える評価基準の設定、第四が、政治が公的なものであることが主張されることである 。 [田村 2004]。

第一の「選好の変容」は、諸個人の選好が熟議のプロセスにおいて内生的に変容するもので、和解困難と思われた争点についても、熟議によって参加者の間で何らかの「合意」が形成され、問題解決に寄与することが期待されるというものである。ちなみに、ここでいう「合意」とは、「結論レベルにおける同意」と「紛争の次元に関する同意」の二つのレベルの合意がある。後者は、結論レベルにおける同意にいたることができなくても、紛争の次元、すなわち「何が争われているのか？」などの次元については同意することができるというものである。

第二の「公的な」選好と「私的な」選好との区別についてであるが、私的選好とは、自己利益を表現する選好であり、公的選好とは他者あるいは複数の観点を考慮に入れた選好である。熟議における「選好の変容」は、熟議への参加によって諸個人が自己利益追求ではない志向性としての「公的選好」が表出される。この公的選好の視点から、自らの「私的選好」および他者の諸選好を考慮に入れたり、解釈したりすることで、新たな反省を加えた「第二の公的選好」も生まれるというものである。

第三の自己利益の観点を超える評価基準の設定は、様々な論者によって「理由(reason)」「論証(arguing)」「コミュニケーション的合理性」などの概念を用いて合理性と評価基準が設定されていることによるものである。

第四の政治が公的なものであることというのは、政治は熟議による選好の変容の営みであるとうことと、市民の(ある程度)積極的な政治関与の肯定を意味する。後者については、議会における熟議や裁判所における熟議などの「エリート間(のみ)での熟議民主主義というよりも、一般市民・市民社会のそれに見出すというものである。

しかしながら、こうした熟議民主主義論については、批判も多々存在する。特に、マイノリティにとっての参加を考える際に、重要となってくる論点は、①「熟議」による民主主義は、基本的にはコミュニケーションを媒介とした言説の資源に依存するという点、②

公私の区分をした上で、公的な諸問題について熟議するという点である。

一点目については、上記のようなコミュニケーションを担う資質をもつ人々とは、一定の言語能力や教養を持つ人に限られるであろうから、マジョリティが有する言語能力(ここでは日本語能力)を有しない在日外国人や、差別・抑圧されてきたがために対等性が担保された空間でなければ発言することが難しい人々の存在に目を向けるならば、現実の公共空間からの排除はしばしば起こり得る問題であることが考えられる。

齊藤は、公共空間からの排除の問題で重要となってくるのが「言説の資源」であるとする。言説の資源には、①人々がどのような語彙をもっているか、②どのように語ることができるかという言説のトーン、そして③公私の区別をわきまえ、公共の場にふさわしいテーマを語らなければならないという暗黙裡の要求の問題がある[齊藤 2000:11-13]。つまり公共空間においては、①自身の意見を表明するための適切な語彙と、②それらを駆使して表現する能力あるいはその背景に対等性が担保されていること、さらには③表明されたテーマが公共の場にふさわしいテーマであることが求められる。そうした「言説の資源」を有さない人々は結果的に排除されるということになる。

①と②に関しては、例えば、在日コリアン高齢者の福祉サービスからの排除問題が想起される。在日コリアンの高齢者は、自身の話す言葉のなまりや語彙の少なさから、日本語によるコミュニケーションに不自由である場合が多い。また、そのことからくる「恥」の感情を避けるために、福祉・医療サービスの利用を控えるといったことが起こっている。あるいは、これまで差別されてきた経験から、福祉サービスを利用する権利があったとしても、「利用できるはずがない」としてあきらめてしまっている事例もある [竹中 2007]。

こうした、自身の意見を表明するための適切な語彙や、それらを駆使して表現する能力とそのための対等性の担保に欠ける場合には、福祉サービスからの排除はもとより、公共空間からの排除は容易に起こり得る。

また、二点目の、「公私の区別をわきまえ、公共の場にふさわしいテーマを語る」という暗黙裡については、特にフェミニストからの批判されることとなった。「個人的なことは政治的である」と表されるように、公私を分ける境界をめぐって、フェミニストたちからの批判がハーバーマスに向けられた。つまり、「公共的なもの」は何を「個人的なもの」「私的なもの」として定義するかによって反射的に定義されるがゆえに、その境界は言説に依存する流動的なものであるということである。例えば、これまで家庭内での出来事は、公共空間では「私的なもの」あるいは「個人的なもの」として処理され、議論の遡上に乗せることが困難であった。昨今のドメスティック・バイオレンスに対する社会的あるいは制度的認識の変化を見れば理解しやすい。このことは、言説の資源を有しない人々(ここでは女性ということになる)は、公共空間から(間接的にせよ)排除されるということを意味する。

また、ナンシー・フレイザーは、ハーバーマスの公共圏をめぐる議論では、理念上、参加できる人間とできない人間があらかじめいる現実の不平等を無視していることや、その

結果、公共圏自体が複数存在する可能性が視野に入っていないとして批判する[Fraser 1997:73-5]。例えば、女性の参加を拒み、差異差別の問題を私的な領域におしとどめようとする公共圏への対抗としての「女性の公共圏」などは、対抗的コミュニケーションのなかから独自の言葉や政治を生み出し、社会全体に変化をもたらしてきたという。それは、性別役割分業を正当化する言説によって公共性から排除されてきた家事労働やケア・ワークなどを政治的な争点としてとらえ返そうとする対抗的言説の例である。

言説の資源という点で、劣位にあるマイノリティにとっては自分たち自身の言説の空間を創出することが重要となってくる。それはフレイザーのいう対抗的公共圏とも重なるものである。

３．言説資源の非保有と対抗的公共圏

対抗的公共圏では、支配的な公共圏とは相対的に異なった「言説の資源」が形成される。そこでは、自分たちに押し付けられたアイデンティティや自身のニーズを外から与えられたものではなく自身で再解釈していくという実践が試みられる[齊藤 2000:14-5]。対抗的公共圏で自らの言葉が他者によって受けとめられ、応答されるという経験は自身の自尊あるいは名誉の感情の回復が促される。自らが肯定されているという感情は自己主張や異論の提起には不可欠である。

このような、自身のニーズを自身で再解釈していくという政治は、私的なものと公的なものの境界をめぐる最も重要な抗争の一つであり、そこで重要なのはやはり「言説の資源」である。しかしながら、話し合いの場に参加する時間がない、参加しても差別され抑圧されてきた経験ゆえ安心して語れない、そもそも深刻な境遇に長い間おかれているがゆえに自らの望ましさを構想することができないなど、そうした政治に参入する必要がある人ほど、そのための資源が乏しいという逆説が起こりうる。

例えば、スピヴァクは『サバルタン[3]は語ることができるか』において、植民地支配と家父長制が一体となって働いた際に、サバルタンが語って自分自身の考えを分節化することは極度に難しくなることを例にあげ、植民者と被植民者という単純な対比に疑問を投げかけ、より下におかれた被植民者の女性について、容易に語ることができるという思い込みについて警告している。

しかし、それだからこそ、言説の資源をいかに作り出すかということを考えることが必要となってくるであろう。そのためのひとつの拠点として対抗的公共圏を考えたい。

齊藤は、対抗的公共圏は親密圏としての側面も備えているとして、親密圏の政治的ポテンシャルについて論じている。親密圏は、相対的に閉じられているという批判について、「閉じられていることは、一方では差異と抗争を欠く(政治性を失う条件)であると同時に、他方では外に向かっての政治的行為を可能にする条件でもありうる」とする[齊藤 2000:98]。対抗的公共圏は「相対的に安全な空間」として、外部で否認あるいは蔑視の視

線に曝されやすい人々にとっては、自尊あるいは名誉の感情を回復し、抵抗の力を獲得・再獲得するための拠り所でもありうる。齊藤のこの指摘は、対抗的公共圏が公共的空間へのアクセスを支え､同時に攻撃からまもるという政治的機能を果たす可能性を指している。言い換えると、対抗的公共圏は、公共的空間への参加の条件を保障すると同時に、場合によっては公共的空間からの一時的な退出も保障するというパースペクティブを提示しているといえる。

公共空間においては、すべての人々が自らの言葉で表現し、それに耳を傾けられることが必要であるが、マジョリティの価値・文化の中で生きることを強いられ、同化をせまられるような日常社会におかれがちなマイノリティにとって最優先すべき事項は、公共空間への参加ではなく、自尊心を回復し、自己を肯定できる対抗的公共圏としての空間であろう。

もちろん、対抗的公共圏が同化と抑圧の空間に転化する危険性はつねに伏在しており、それ自体から退出する自由も保障されていなければならないことはいうまでもない。

さらに、公共空間は言説の政治に一元化されるわけではない。例えば、価値観の異なる他者に対して訴えの言語、説得の言語をもって向き合うというよりも、むしろ別様の暮らし方の提示、別様のパフォーマンスの提示、別様の作品の提示[4]といった「熟議」あるいは「討議」といった参加とは異なる方法によるスタイルの可能性についても議論される必要がある。

先の、フェミニストによる批判にみられるたように、女性の参加を拒み、差異差別の問題を私的な領域におしとどめようとする公共圏への対抗としての｢女性の公共圏｣からは、独自の言葉や政治が生み出されてきた。近年では、マイノリティの女性たちが、自身の抱える課題を共有しながら連帯するという事例[5]も見られる。

４．参加の拠点としての対抗的公共圏

以上、参加に関する議論および対抗的公共圏の果たす役割について概観した。社会福祉における参加論では、公共空間へいかに参加するか、その参加の意義や方法について議論されてきた。

特に社会的排除やマイノリティの発見によって、参加をめぐる議論に、異質な地域社会の構成員がいかに「協議」、「討議」を重ねて意思決定を行うか、あるいは、どのようにして「誰もが協議できる工夫と場をつくりあげる」かが、主要な課題として浮上してきている。それらは、市民あるいはボランタリー組織を通して公共空間へ参加していくというベクトルを志向しているという点では共通しているといえる。

しかしながら、公共性及び対抗的公共圏をめぐる議論から見えてきたものは、マイノリティにとっては対抗的公共圏が公共的空間へのアクセスを支える役割を果たすと同時に、攻撃からまもるという政治的機能を果たす可能性についてである。参加論の文脈で言い換えると、対抗的公共圏の果たす役割は、公共的空間への参加の条件を保障すると同時に、

公共的空間からの退出も保障するというパースペクティブを加えることの可能性である。

公共性に関する規範論的な見方からすると、公共的空間への参加のあり方や方法を論じることで事足りうるであろう。しかしながら、社会福祉理論の実験場としての意味を持つ地域福祉においては、例えば地域福祉計画策定における参加を考えてみた際、参加していく先の公共的空間が誰にも開かれた、対等で、「声なき声にも耳をすませる」空間である可能性は必ずしも高いとはいえない。マイノリティにとっては、現実の公共空間は、危険でリスクをともなう場でもある。そうした前提に立って参加論を論じるのであれば、後者の可能性も捨てがたいものになる。

このことは、社会福祉における参加の重要性を無視するということではない。地域社会の中で排除されやすいマイノリティの存在に目を向けるならば、そうした公共的空間からの一時的な退出という選択肢も担保すべきであり、そうした視点は、社会福祉の参加の解釈をより拡張するものであるといえる。マイノリティにとって、対抗的公共圏は、一時的な退出の拠点となりうる。対抗的公共圏で自身の自尊あるいは名誉の感情の回復が図られることは、自己主張や異論の提起には不可欠であり、そのことが、再び公共空間へ参加するための条件ともなりうる。ここでいう対抗的公共圏は、例えば当事者組織やマイノリティ支援のボタンラリー組織(ＮＰＯ含む)などがあてはまるであろう。そうした対抗的公共圏は、マイノリティが公共空間へ参加するための拠点となりうると同時に、一次的に退出し再度参加を志向する際の拠点ともなりえる。

平野は、地域福祉では「住民主体」があまりに大きな概念として存在するため、利用者本位の置き場所を発見できないでいるとして、利用者本位という視点を一つ前に出すことで、住民主体と相補的な位置に利用者を置こうと試みている[平野　2012]。それは、社会的孤立に陥っている利用者への支援を通じて、そうした人々の参加保障を目指すというものである。そのための支援プログラムでは、ボランティアへの参加による「自尊意識」の回復というステップで、ゆるやかな形での社会参加の経路の重要性について論じている。さらに、そうした取り組みを社会的な孤立に陥っている利用者による「表明」の場への参加、その場への福祉行政職員らの参加にも注目している。そこで志向される参加は、これまでの地域福祉における参加の枠を拡充するものであろう。

先にふれた公共性に関する議論においては、対抗的公共圏は外部での否認や蔑視の視線にされされやすい人々にとっては、承認され、自尊や名誉の感情を回復する場となりうることを確認した。平野の論考は、この文脈と通じるものがある。「私」の声が聞かれること、安心して表明できることを通して、抵抗の下地を獲得・再獲得した時に、はじめて公共空間への参加も可能となるであろう。そのための、参加の条件のひとつとして対抗的公共圏を意義づけたい。

また、価値観の異なる他者と言語をもって向き合うというよりも、別様の暮らし方やパフォーマンス、あるいは作品による提示という、狭い意味での言説の資源に頼らない公共空間の可能性もありうる。つまり、マイノリティにとっての公共空間は、言説の政治に一

元化されるわけではないということである。

近年の地域福祉における参加論においても、「討議」あるいは「熟議」のような言説の資源に依存する参加のみならず、それとは別様の参加の可能性もあり得るということである。

しかしながら、対抗的公共圏それ自身が排除の構造を有しているかもしれないという側面についての考察や、本質主義に陥っていないかという疑問は残されたままである。

以下では、多文化主義をめぐる議論を手がかりに、上記課題について考えてみたい。

第２節　多文化共生と多文化主義

１．多文化共生の３つのアプローチ

戴によると、多文化共生には３つのアプローチがあるという(戴 2003)。

第一が、「国際理解」や「国際交流」という枠組みで語られる「多文化共生」である。このアプローチでは、「文化」は国民国家を単位としたものであり、「共生」は異なる国民文化を理解し、相互理解をすすめて行くことを意味する。

第二が、「多民族共生」としての多文化共生である。ここでは民族間の相互理解にとどまらず、差別構造を変革していくという視点も含まれる。

第三が、「文化」に民族のみならず、ジェンダー、セクシュアリティ、階級、宗教、地域など多様な文化を含むアプローチである。そこでは、文化集団の境界は流動的であり、集団内部の多様性にも目を向けられる。そのような多様な個人の間の共生を意味すると同時に、個人が国民や民族などの集団文化実践と切り離しができないことを注視していく。差別を含む非対称な権力関係の是正を訴えるだけでなく、それを維持する社会構造や制度にも目を向け、批判の対象としていく。

河合は、これらアプローチについて、文化を静的にとらえることから動的に捉えることへ、そして権力関係を考慮しない捉え方から重視する捉え方へと変化しているとまとめている(河合 2010)。本稿では、多文化共生を第三のアプローチから捉え論じていくこととする。

２．多文化主義というアプローチ

「共生」という概念は多文化主義とセットで登場してきたといわれている。「多文化共生」は多文化主義のなかから生まれた翻訳概念で、後から日本語で作った造語であるという(上野 2008)。それゆえ、「多文化共生は多文化主義(multiculturalism)の「日本版」ともいえる概念である(河合 2010:95)。

多文化共生の３つのアプローチにおける第三のアプローチでは、文化の境界について動的に捉えること、権力関係を考慮することがその特徴としてあげられたが、そうした観点からの議論は多文化主義をめぐる議論の中で取り上げられてきたものである。

多文化主義という考え方は、もともとはフランス語圏カナダの地域主義を擁護するため

に登場したもので、カナダのケベック州の分離独立を支持するローカルなナショナリズムのイデオロギーであった(上野 2010:27)。その後、多文化主義はカナダのみならずオーストラリアなど多民族国家に拡大し、多様性を擁護するリベラリズムと結びついた。その背景には、従来の国民化政策、とりわけ抑圧的な同化政策に対する批判と反省があった。

そうした背景から生まれた多文化主義論の争点を、兼子は以下の２点に集約できるとして明確化させている(兼子 2006)。それは第一に、「多文化主義」における主な社会的アクターであるマイノリティ集団と文化の関係性の問題であり、第二に近代国民国家システムの問題である。

以下からは、多文化主義に関する諸理論とその論点について整理し、日本における多文化共生を検討するための枠組みを提示していきたい。

第３節　多文化主義をめぐる論争点

兼子は、多文化主義論においては、当該国民国家の形成過程において歴史的な弾圧や抑圧を受けた人々の重要性を指摘する点では一致するという(Taylor　1992)。

しかしながら、そのマイノリティの文化を「実態性」として基礎づけるのに対し、一方ではエスニシティ形成に対する「歴史的構築性」を強調することで、集団の境界性と文化的な境界との関係性を疑問視するという視点の対立がある。

テイラーは、「承認の政治」という概念を使用し、尊厳の平等という原理に依拠しながら、普遍主義的な発想にもとづく平等な市民権の要求と同時に、「差異の承認」を求めるという課題を提示する(Taylor 1992)。後者は支配的あるいは多数派のアイデンティティへ同化されてきたという思想にもとづいており、彼の立場は、マイノリティの文化圏(例えばケベックにおけるフランス語文化圏)の保護にとどまらず、個々の文化や価値の尊重を可能とする立場である。

上野によると、エスニック・コミュニティが解体されつくしそうになった時期に、三世代か四世代か後の世代の人々が、自らのアイデンティティを求めて「承認の政治」を要求したという歴史的背景があることから、多文化主義は誰が本物のマイノリティで、誰がマイノリティの集団を代表する資格があるのかを問題視する傾向があるという(上野 2008)。それは、「差異を承認せよ」となると、「差異と真正性(本物らしさ)を証明せよ」という要請に迫られるという多文化主義の逆説である。

バーバは、テイラーが異なる文化の平等な価値を語るとき、その文化とは「社会全体に長いあいだ影響を与えてきた文化」を指しており、実際のマイノリティの文化を考えていないと批判する(Bhabha 1996)。バーバにとってのマイノリティの文化とは、アンビバレントでハイブリッドなものであり、「文化の中間者(Culture’s in-between)」と呼べるような文化である。

さらに、テイラーは、マイノリティ本人の自己解釈という内面的問題に焦点をあてており、権力について分析することを拒否しているという批判もある(戴 2005)。テイラーはマ

イノリティのエスニック意識を「真性の自己」の探求としてとらえるが、彼が「境界の閉じられた文化」を前提にしている以上、マイノリティの文化を本質主義的に構築し支配を固めていこうとする「権力的な」立場であるかもしれない。

多文化主義が奨励する承認の政治においては、マジョリティによるマイノリティの文化の承認という「一方通行」の承認が問題にされているだけである。そこには、支配的権力がマイノリティの文化を統一体として構築しようとすることによって、その管理を充実させていくことへの懸念がある(リサ・ロウ 1996)。

だからこそ、文化を表象する権力が誰の手中にあるのかという問題が問われなければならない。多文化主義におけるマイノリティ集団と文化の関係性を考えるうえで、権力の問題は無視することができないのである。

また、こうした多文化主義におけるマイノリティ集団をめぐる本質主義と反本質主義の論争は、マイノリティの側からするとより複雑な様相を呈している。

そもそも、マイノリティ集団文化はマジョリティによって押し付けられたアイデンティティであるとして、その文化の境界線を可変なものとして捉え、差別的・抑圧的構造を乗り越えた地平を切り開こうと格闘してきた。同一性に対抗する同一性、という二項対立の思考から解放されないかぎり、自分たちの下位の立場を転換することはできないからである。

一方で、否定的なステレオタイプを押し付けられてきたマイノリティが、自己の肯定的なアイデンティティ形成のために対抗的な文化に依拠することを、本質主義批判のもと全面的に否定していいのかという問題が残る。この「捨てたくても捨てさせてもらえない(河合 2010:106)」マイノリティの文化的アイデンティティという指摘の一方で、マイノリティの文化的アイデンティティは、運動のよりどころになっていたことも事実である。特に、日本では「単一民族神話」(小熊 2002)によって、マイノリティ集団は見えない存在として周縁化されてきた。こうした状況においては、マイノリティ文化的アイデンティティは、そのカテゴリーに振り分けられた人々のよりどころとして重要な意味をもち、「捨てるわけにはいかない」のである。

こうして多文化主義の集団と文化との関係における議論においては、反本質主義的な立場からマイノリティの差別・抑圧状況からの解放が目指されてきた。しかしながら、近年のネオ・リベラリズムの潮流においては、そうした多文化主義研究が、ネオ・リベラリズムに対抗する原理となりえず、むしろ共犯関係に陥る可能性があるという(塩原 2005)。それは、そうした多文化主義研究が反本質主義の論理に依拠していたことが原因であるという。「個人としては多文化的であるが構造的不平等の是正や社会福祉政策を集団として要求する権利を持たない」という「多文化主義の個人化」が、福祉国家体制の論理的つながりを失い、福祉国家的多文化主義政策のネオリベラル的削減に抵抗する根拠を失ってしまったからである。

第４節　小括

ここまで、マイノリティ集団にとっての集合的行為の意味について検討してきた。つまり、研究課題の第４に相当する部分の、マイノリティの社会運動や支援組織の役割や課題にかかわる理論的検討である。

第１節では、マイノリティの参加に対して支援組織が果たす役割について検討した。第２節では、民族的マイノリティを支援する組織の支援原理とも関わってくる集合的アイデンティティをめぐる問題点について整理し、第３節で、その問題点への対応としていくつかのパターンを仮説的に提示した。これらの検討を通して、以下の２点を明らかにした。

第一に、マイノリティにとっては自尊あるいは名誉の感情の回復が図られる場が不可欠であり、それは当事者組織やボランタリーな支援組織などへの参加や帰属を通してなされるということを明らかにした。自尊あるいは名誉の感情の回復が図られることは、自己主張や異論の提起には不可欠であり、そのことがマイノリティの社会参加を促すことにつながる。よって、マイノリティを支援する集団には、尊厳の回復をはかる場の創出と、参加の拠点としての機能を発揮することが求められる。

第二に、民族的マイノリティの問題状況それそのものが運動や支援に直接結びつくわけではなく、それを運動や支援に変換する心理的な媒介項の存在が必要であるとした上で、在日コリアン高齢者の支援活動の根底にあるとされる「民族性」について検討した。在日コリアン高齢者の支援に関する先行研究では、「民族性」に基づく支援活動が展開されていると位置づけられている。また、２・３世の担い手にとっては１世の在日コリアン高齢者とふれ合う中で「エスニック・アイデンティティを回復していく」とされている。このように、民族的マイノリティの問題状況が運動や支援活動に変換するには、「民族性」が媒介項として作用していることが考えられる。しかし、「民族性」の詳細な内容についてまでは言及されていない。また、媒介項として「民族性」以外の可能性についての研究はなされていない。筆者が多文化主義をめぐる議論を整理する中で、「民族性」を捉えるために参考になると思われるいくつかのアプローチが見出せた。それは、①文化の境界を実態的なものではなく歴史的に構築されたものとして捉えるもの、②マイノリティにとっての文化とはアンビバレントでハイブリッドなものであるとするもの、③マジョリティによって押し付けられた「マイノリティの文化」を問題視し、文化を表象する権力が誰の手中にあるのかを問うもの、④否定的でステレオタイプを押し付けられてきたマイノリティが自己の肯定的なアイデンティティ形成のために対抗的な文化に依拠しようとするものである。民族的マイノリティの諸問題とそれに対する社会運動や支援活動の展開の媒介項として、これら４つのタイプのアプローチを仮説的に提示した。

①の課題は、集団の文化的境界に関する課題である。マイノリティの文化を「実態性」として基礎づけるのかエスニシティ形成に対する「歴史的構築性」として捉え、集団の境界＝文化の境界に対しては懐疑的であるかという視点の対立についてである。このことは、誰が本物のマイノリティで、誰がマイノリティの集団を代表する資格があるのかという問

題にも連なってくる。

②の課題は、文化の中間者に関する課題である。反本質主義的立場から提示された、バーバがいうところの「文化の中間者(Culture’s in-between)」とはいったいどのようなものであろうか。彼にとってのマイノリティの文化とはアンビバレントでハイブリッドなものであるという。この抽象的とも思える概念が現実の実践の中でどのように体現されているのか(いないのか)について検証する必要があるだろう。

③の課題は、権力格差への着目による課題である。マジョリティによるマイノリティの文化の承認という「一方通行」の承認では、支配的権力がマイノリティの文化を統一体として構築することによってその管理を充実させていくという可能性がある。よって、文化を表象する権力が誰の手中にあるのかという問題が問われなければならず、権力の問題は無視することができない問題である。

④の課題は、反本質主義と運動体としての本質主義のジレンマに関する課題である。反本質主義的立場からは、マイノリティのアイデンティティをマジョリティによって押し付けられたものであるとして、その文化の境界線を可変なものとして捉え、二項対立のモデルを乗り越えようとしてきた。一方で、否定的なステレオタイプを押し付けられてきたマイノリティが、自己の肯定的なアイデンティティ形成のために対抗的な文化に依拠することを、本質主義批判のもと全面的に否定していいのかという問題が残されている。

これら４つのタイプのアプローチは、第４章以降で、民族的マイノリティ集団および支援組織の運動や活動の展開の中間項としての「民族性」について検討する際に参照することとしたい。

注

１　参加が排除を強化する場合もあるという指摘のほかに、「少数者の問題」を「私たちの
問題」にしていくことの難しさについても触れられている［全国社会福祉協議会, 2006］。

２　この「熟議」という訳語に対して、「ただ議論を尽くして合意に達するのではなく、異論をたたかわせるという意味を含めた「討議」の訳語を用いる立場もある[篠原 2004]。そこでの違いは、「熟議」が熟慮し議論することによって選好が変容することを重視するのに対して、「討議」は異論をたたかわせて内在的批判を志向するというものである。例えば、篠原は、通常の deliberatibe democracy　の理論潮流を「批判的討議デモクラシー」として、「両者を総合して討議デモクラシーとしてもよい」と述べる。

一方、不確実性が増大しつつある現代社会においては、異論をたたかわせるだけではなく、それらを踏まえた上で共通理解・社会的基盤を形成していくことが大切だとして、「熟慮し議論する」ことによって選好が変容することを重視するという意味で「熟議」という用語を用いる立場もある[田村 2008]。

社会福祉の中でも地域福祉に関わる領域では、例えば「今日の社会構造においては様々な差異が存在し、そのなかで合意形成することは容易ではない。「熟議」によるデモクラシーは合意の形成に楽観的であり、現実の差異や敵対関係を軽視しているという批判

はもっともである[原田 2008]として、予定調和的な合意形成を図ろうとするのではなく、むしろ対立点を明確にして論点を深めていく「討議」による市民社会の構築の重要性を認める立場などがある。

これら「熟議」にせよ「討議」にせよ、両者はコミュニケーションを媒介とした「言説の資源」に依存するという意味では共通点がある。

3　「サバルタン」はグラムシが『獄中ノート』で従属階級を意味する言葉として使用した。スピヴァクは、この言葉を実体的な階級にとどまらない「抑圧された人々」として概念化した[Spivak 1988=1998]。

4　斎藤は、このような言説の政治とは別様の政治を「ディスプレイの政治」と表現している[斎藤 2000]。例えば、より直接的な意見表明である街頭でのデモンストレーションやポスターあるいはアートによる表現なども含まれるとする。

5　在日朝鮮人女性、アイヌ女性、部落女性（表現は、引用文献タイトルのものをそのまま使用した）が連帯しながら、自身の置かれた状況について調査し報告書としてまとめている[社団法人北海道ウタリ協会札幌支部ほか 2007]。

第３章　ＮＰＯ前史　－戦後日本における在日コリアンの処遇と運動－

第１節　はじめに

本章では、研究課題の第二であげた、在日コリアン高齢者の現代的問題の背景を、戦後日本における在日コリアンに対する権利保障と社会運動との関係から明らかにすることを目的に検討を行った。戦後日本の在日コリアンに対する権利保障の経緯と内容、それに対する在日コリアンの社会運動を、「権利」と「参加」の側面から分析した。

分析の結果、戦後日本における在日コリアンに対する権利保障と社会運動の変遷は、図表３－１のように、戦後から 1965 年までの第 1 期、1960 年代後半から 1970 年代までの第 2 期、1980 年代から 1990 年代前半までの第 3 期、1990 年代前半から現在までの第 4 期に区分することができた。

第 2 節以降からは、この時期区分ごとに戦後在日コリアンに対する権利保障と社会運動の変遷を分析していくこととする。

特徴	西暦	在日コリアンの運動	日本の外国人政策	日本の福祉	世界の情勢

図表３－１　戦後在日コリアンの運動と政策状況

第一期①「帰国と民族教育」	1945	8.15 朝鮮解放	ポツダム宣言受諾		
		各種団体結成			
		自主的な学校を作り**民族教育**開始			
		自主**帰国**開始			
	1947	朝:外国人登録令反対闘争を決定 民:外国人登録令反対適正化運動	外国人登録令(旧)公布・施行 「在日朝鮮人は当分の間外国人」 「不法入国者・朝鮮人の取り締まり」	福祉三法制定	
		「朝」日本政府と 7 項目を相互確認	GHQ「『朝』の主張を正当と認め」日本政府に指示		
	1948	朝:「教育問題の重大化」	文部省通達「朝鮮人学校の取り扱いについて」 「通達に服従しないと閉鎖」と通告		
		学校閉鎖反対の教育闘争が各地で展開			
		阪神教育闘争事件			
					大韓民国政府樹立(以下韓国)
					朝鮮民主主義人民共和国創設を宣布(以下共和国)
第一期②「帰国運動と法的地位要求運動との分裂」	1950		GHQ:出入国に関する覚書 出入国管理法設置令を公布		朝鮮戦争勃発
			大村収容所発足(強制送還強行)		
		神戸朝鮮人弾圧事件(生活苦を訴え陳情)			
		大津事件(日本人と朝鮮人が越冬資金要求)			
	1952		「ポツダム宣言の受諾に伴い発する政令の件」廃止(4/28 施行)		
		指紋押捺義務および罰則条文に反対する運動	外国人登録法公布・即日施行(4/28)		
			日米安保条約発効		

			対日講和条約:「在日の基本的な立場発表」 ・日本国籍喪失 ・朝鮮人の旧日本軍傷痍軍人の恩給法援護法適用中止 ・民族教育廃止:日本人学校への入学「義務」から「恩恵」としての入学許可へ		
	1958	全国各地に帰国希望者の帰国促進 在日朝鮮人決起大会開かれる	東京都:帰国促進決議		
	1959	全国で朝鮮学校の創立認可	「基本的人権の居住地域の選択の自由」という立場から帰国措置を講ずる		
			日韓会談:韓国は「在日朝鮮人の法的地位問題の優先的な討議を主張」		
		第 1 次帰国船が新潟を出港			新安保阻止デモ 27000 人
	1960	各種民族学校創立		国民皆年金制度開始 国民皆保険制度開始 児童扶養手当法成立	
	1963	在日朝鮮人の人権を守る会結成	暴行事件相次ぐ		
	1964	日韓会談の反対運動	日韓会談開催		韓国:韓日対談反対運動
	1965	民:本国政府に法的地位処遇問題に関する要求事項提出			
		民:日本政府に「日韓条約批准要求」を決議	日韓基本条約および 4 協定など正式調印		
第二期「定住化と権利獲得運動」	1966		**日韓条約:法的地位協定発効により永住権申請の受理開始**		
	1967		日韓協定により「国民健康保険法一部改正」 →永住許可韓国人に「国民健康保険」適用		
			民族教育支持決議の地方議会 244 自治体		
		帰国の権利、(民族)教育の権利を擁護する運動が各地で展開	日・朝両赤十字社間の帰国協定に関するコロンボ会談 →会談決裂		
	1969	民:法的地位要求、入管令改正反対デモ			
	1971		調布市議会:在日朝鮮人に対する国民健康保険適用採択		
	1972			1973 福祉元年元年 オイルショック	南北共同声明発表

	1975				共和国貿易船「万景峰号」がケミカルシューズを積んで日本を出港
		民:民主化運動家の入国目的以外の政治活動の厳重な措置を要望			韓国の民主化運動活発化
	1980	韓宗碩が諮問押捺拒否	春日部市:在日外国人に児童手当支給開始		
			福岡県議会はじめ県下 7 市 9 県で国民年金が完全に適用決議		
	1981		国民年金等の改正法案が経過措置を認めずに衆院通過		
第三期「住民運動と自治体施策の展開」	1982		出入国管理及び難民認定法制定 →朝鮮籍にも特例永住制度新設	日本型福祉社会論	
			国民年金・児童手当など国籍条項廃止法案通過		
	1983	民:指紋押捺・常時携帯制度撤廃運動決議			
	1985	朝:外国人登録法の根本的改正要求			
		全国的に指紋押捺留保運動開始			
			外国人登録法の抜本的改正を求める決議を行った地方自治体が 1011 に達する		
	1987		法務省:「外国人登録法改正案」発表 →諮問押捺を原則 1 回とし、拒否者への規制は強化		
			→外国人登録法改正		
	1988				ソウルオリンピック開催
第四期①「戦後補償と在日無年金問題への取組み」	1991		日韓外相会談:在日韓国人の指紋押捺を 2 年以内に廃止する方針確認		
		在日の戦後補償を求める会が発足			
			出入国管理及び難民認定法特別法制定 →朝鮮籍にも永住権「特別永住制度」新設、再入国期限につき 4 年・最長 5 年まで許可		
		民:在日韓国人戦後補償問題委員会第 1 回会議	定住外国人の特別永住制度開始 →再入国期限は 5 年に延長		
	1992	慰安婦問題を考える在日同胞女性の集い			
			在日韓国・朝鮮人等永住者の指紋押捺を廃止する「改正外国人登録法」が成立(1993.1.8 施行)		
		祭り、文化・芸能の催しが多数開催される(例:四天王寺ワッソ)			

	1993	民団奈良：在日外国人障害者・高齢者等に対する特別給付金支給に関する要望書を提出			
		民・朝連盟による在日高齢者・障害者給付金支給要望書提出(群馬)	無年金外国人障害者・高齢者に対する給付支給開始自治体が増加		
	1994	朝:厚生省に国民年金差別の是正を要請			
	1995	民団：地方参政権要望書を提出	最高裁：「永住者等の地方参政権付与は憲法上禁止されていない」と判示	阪神淡路大震災	
		在日韓国人：地方参政権問題で訴訟	八尾市議会：朝鮮学校を１条校に準ずると可決		
		民：参政権シンポジウム			
	1996		人種差別撤廃条約が日本で発効		
		朝:民団の「地方参政権運動」に反対			
		朝・民が奥野発言に対する声明	「慰安婦に強制性はなかった」(奥野元法務大臣)	介護保険法成立 NPO法制定・施行	ソウル:奥野元法務大臣発言に対するデモ
	1998				金大中大統領訪日：在日韓国人への地方参政権付与を日本政府に要望
	1999		外国人登録法・改正入管法成立(2000.4.1 施行) →指紋押捺制度全廃、登録切り替え５年から７年へ延長、常時携帯制度は存続		韓国：在外同胞法成立
第四期②「在日高齢者問題への対応」	2000～	在日高齢者の福祉サービスNPOの増加		社会福祉基礎構造改革 介護保険法施行	
		★在日高齢者無年金訴訟			
			特別永住を除く外国人に指紋押捺制度復活		人種差別撤廃委員会(CERD)が見解を採択
			2012 年入管法改正		

姜徹編著『在日朝鮮・韓国人史総合年表』（2002 年. 雄山閣）を参考に筆者が加筆作成した。

第２節　解放後の在日コリアンと日本国家

１.国家による排除と在日コリアンの運動

(１)憲法にみる排除

在日朝鮮人とは、帝国日本の広域的な多民族秩序のなかにあって、朝鮮社会とのネットワークを前提に日本社会に生み落とされ、そこに根付いた集団であるとする。そのため、帝国の解体によって第二次大戦後の東アジアに成立する主権国家の枠組みには馴染みにくい存在であった。にもかかわらず、戦後の在日朝鮮人を待ち受けていたのは、国民や国籍の論理による囲い込みや排除の過程であった。文は、そうした在日朝鮮人が戦後に直面した存在と枠組の乖離を在日朝鮮人問題の起源と位置づけている[文 2007]。

1945 年 8 月 15 日、日本はポツダム宣言を受諾し無条件降伏をすることとなる。それは、

在日朝鮮人にとっては日本による植民地政策からの解放の日ともなった。

解放後の在日朝鮮人は、終戦からその年末にかけて帰国した者が 100 万人余りとされていたが、ＧＨＱは、日本政府が指示する期日までに出発するよう促し、日本政府に対しては「帰国者の持ち帰り通貨を一人 1000 円までとし、荷物も一人 250 ポンドに制限する」旨の指示を出した。

そうした制限をかけられたことや、おりからの南朝鮮における政情不安や自然災害による被害などもあり、帰国者の出足が鈍り始めた。

こうした動向は、在日朝鮮人運動を帰国志向から定住志向へと転換させる要因となった[梁 1994:51-52]。

1945 年から 1946 年にかけての帰還者はおよそ 150 万人ともいわれるが、その多くが、強制連行などで戦時中に渡日した比較的新しい在日朝鮮人であった。一方、日本での生活に定着していた在日歴の長い者の多くは日本にとどまることとなる。

そのような中で、本国への帰還を見据え、その生命と財産を守る取り組みや、連行された朝鮮人労働者による謝罪･補償を求める争議など､各種団体が全国で次々と結成された。

また、1945 年 10 月 15 日から 16 日にかけて、在日本朝鮮人連盟(以下、朝連)の結成大会が東京の日比谷公会堂(16 日は両国公会堂)にて開かれた。

朝連の綱領は以下のようなものであった。

１　新朝鮮建設に献身努力を期す
２　世界平和の恒久維持を期す
３　在留同胞の生活安定を期す
４　帰国同胞の便宜と秩序を期す
５　日本国民と互譲友誼を期す
６　目的達成のために大同団結を期す

他方、朝連の運動からはじき出された親日派と保守派の一部は、今日の在日本大韓民国居留民団(民団)の前身となる組織を結成した。1946 年 10 月 3 日に東京・日比谷公会堂にて､在日本朝鮮居留民団(大韓民国の建国後､在日本大韓民国居留民団と改称)を結成した。

民団の綱領は以下のようなものであった。

１　在留同胞の権益擁護
２　在留同胞の民生安定
３　在留同胞の教育向上
４　民族強調と国際親善

1946 年には、帰国の一段落がついたとして、朝連は 1946 年 9 月 25 日から 26 日に開かれた大阪本部の第三回定期大会(中之島公会堂)にて、「わが民族はいまだ自主独立を達成しておらず、在外同胞の権益を保護する政府も在外公館も所有していない」として、朝連の性格を、在外同胞の権益は在外同胞自体が団結した力で自治的に擁護するほかないと規定した。特に、帰国者の計画輸送就労後も残留する同胞についての経済、民生問題などの

積極的解決を図っていくこととされた。

1946 年 10 月 14 日の第三回全国大会(大阪)では、一年前の結成大会で採決された綱領中の「帰国同胞の便宜を期す」という項は削除されることとなった。それは、在留する在日の定住化を見越した運動への転換を示唆したしたものであった[梁 前掲書 61-63]。

しかし、そうした運動は日本共産党の指導力の影響を受けていたとされ、東西関係の中、ＧＨＱによって在日朝鮮人を占領秩序の重大な阻害要因をみなされていた[文 前掲書:96]。

そのような背景のもと、ＧＨＱは、1946 年 12 月に「日本にとどまった朝鮮人を日本の司法権に従わせる」という決定を下すことになる。

日本政府は、外国人登録令の制定によって、在日朝鮮人を日本人とは区別した上で、管理を強化していく政策をとることになる。

日本政府は 1947 年 4 月 28 日の閣議にて「外国人登録令(旧登録令)」を決定し、5 月 2 日に公布・施行し、「在日朝鮮人は当分の間外国人」とすることを定めた。

この法の名目は、「不法入国者・朝鮮人の取り締まり」であったが、実際には登録証明書の常時携帯を義務づけ、違反者には 6 か月以下の懲役もしくは禁錮、1000 円以下の罰金という刑事罰、さらには内務大臣および地方長官による退去強制を定めるなどの、治安的機能をもった法令であった[梁 前掲書:71]。

この時期、朝鮮半島の南では米軍と左翼勢力との対立が激化していた。

日本における朝連も、そうした左翼勢力と結びつきながら運動を展開していたこともあり、外国人登録令はそうした在日朝鮮人に対する治安管理の性格を有していた[大沼 1986]という側面が指摘されている。

ちなみに、この直後に公布された日本国憲法では、第 14 条(法の下の平等)にて「すべて国民は・・・」という文言で、平等保護・権利保障という重要なポイントが「国民」に矮小化されてしまっている[古川 1986]。

1946 年 2 月 13 日のマッカーサー憲法草案では第 16 条に「外国人は、法の平等な保護を受ける」と明記されていたものが、日本政府と占領当局とのあいだでの交渉過程で脱落していく。

最初の段階では、外国人保護をうたった独立の条項が削除されたが、まだ「すべての自然人は、その日本国民であると否とを問わず、法律の下に平等にして、人種、信条、性別、社会上の身分もしくは門閥または国籍により、政治上、経済上、または社会上の関係において、差別せらるることなし」として、当初の趣旨がいかされていた。

しかし、次の段階になって、「日本国民であると否とを問わず」がさらには「国籍」は「門地」に変わり、最終段階では「すべての自然人は・・・」が「すべて国民は・・・」となり、外国人の平等保護・権利保障という観点は消えてしまうことになった。外国人の権利保障は「未完の戦後改革[田中 1995]」に終わってしまうのである。

(２)生活保護法にみる排除

戦後の占領下においては、ＧＨＱの示す方針のもとで各種制度が整備されていった。特に、敗戦直後は、家を焼かれた戦災者や外地からの引揚者、さらには失業者があふれかえっていた。そのため、それまでの救護法での対処では限界を迎える。そうした状況の中で、ＧＨＱは日本の福祉制度の改革をはかっていく。

特に、1945 年 12 月 8 日のＧＨＱによる指令「救済ならびに福祉計画に関する件(覚書)」と、それに続いて「ＳＣＡＰＩＮ775 覚書(いわゆる 775 覚書)」(1946 年 2 月 27 日)は、日本の公的扶助行政に重要な影響を与えたといわれている。

775 覚書では、①差別的または優先的取扱いをすることなく平等に困窮者に対して適当なる食糧、衣料、住宅、ならびに医療措置を与えること、②日本政府は、財政援助並みに実施の責任体制を確立すること、③責任は私的または準政府機関に対し委譲又は委任されてはならないことなどが記されていた。つまり、「無差別平等の原則」および「国家責任の原則」が明示されたのである。日本政府はその覚書を踏まえて 1946 年 9 月に(旧)生活保護法を制定し、10 月より施行することとなった。

ＧＨＱの方針によって、在日朝鮮人はいまだ日本人であるとみなされていたため、権利性は認められないという問題はあったが、保護の適用は日本人同様であった。つまり、(旧)生活保護法においては、「内外人平等の原則をとり、日本国民のみならず、日本国内の外国人にも適用されるものとする建前を堅持していた[小山 1975:85] といえる。

1947 年 5 月に日本国憲法が施行されると、第 25 条における、「すべて国民は文化的最低限度の生活を営む権利がある」という文言により、(旧)生活保護法における国民の権利の不確定さが問題とされた。

そこのことにより、1950 年、(旧)生活保護法が改正されることになる。新たな生活保護法では、旧法ではなかった外国人排除規定が、文言として含まれている。例えば「国民に対し(第 1 条)」、「すべて国民は(第 2 条)」という表現である。そこで、厚生省は通達「生活保護法施行に関する件」を 1950 年 5 月 20 日に出している。そこでは、日本国に居住する朝鮮人及び台湾人であって、日本国籍離脱の事実のない者は、さしあたり日本人として法律の適用を行うことという旨の内容であった。

1952 年に日本が主権を回復すると、在日朝鮮人は日本国籍を剥奪され、完全に「外国人」となった。ちなみに、主権回復とそれにともなう在日朝鮮人の日本国籍の剥奪は、後の 3 で詳しく述べることとする。

厚生省は 1954 年 5 月 8 日に通達「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」を外国人に対する方針を示す。内容は、①憲法第 25 条の関係から、生活保護は外国人を適用の対象としない、②しかし、「困窮外国人を放置することは・・・・社会的・人道的に、・・・・治安上にも、・・・・現在係争中の外交関係」からも妥当でない、③だから、「当分の間」、生活保護を「準用」するというものであった[吉岡 1980:217]。この方針からは、外国人を治安管理の対象として捉えたり、外国人の保護が外交関係によっ

て左右されるものとされ、その本来の在り方から乖離した捉え方となっていたことがわかる。

また、通達(問７・答)では、「権利として保護の措置を請求することはできない」、「不服の申し立てはできない」とされていたことから、旧法では認められていた在日朝鮮人の保護の権利性や不服申し立て制度の適用が、新法では排除されることとなった。それは、「権利」ではなく「恩恵」としての制度適用であったといえる。

戦後の在日朝鮮人の生活状況をみると、1952 年では失業率が５４％[1]と顕著に高いことからもわかるように、日本人以上に貧困にあえぐ人々が多かった。

そうした中で、厚生省は 1956 年 2 月より全国的な一斉調査を行い、在日朝鮮人の保護の引き締めに取りかかた。

２.民族教育運動の展開と日本政府による「囲い込み」

解放直後､在日朝鮮人による自主的な学校が全国で作られ､民族教育が開始されていた。当時は本国に政権が生まれていない時期であったことから、特定の政策に縛られることなく、帰国を前提とした朝鮮語あるいは文化的教育を重視したものであった。しかし、1946 年 10 月 14 日に朝連の第三回全国大会で半恒久的な展望に立つ運動方針が示されると、教育体系の確立や教育施設の拡充を図ることとなった。

戦後すぐの在日朝鮮人の運動は、帰国から在留を見据えた生活環境の整備へと展開してきた。その中で、民族教育は大きな位置を占めていたといえよう。「戦後」における在日朝鮮人の教育運動の特色として、吉岡は以下の 4 点を指摘している。

①「戦後」最初の広汎な教育運動であった。

②在日朝鮮人自らによる運動であった。

③朝鮮人としての民族的な資質の育成を目標としたものであった。

④「併合」下の〈隷属日本人〉化政策に対決するものとして、主として、脱〈日本人〉化に力点がおかれていた。

特に④の脱〈日本人化〉は、あらゆる〈日本人〉的要素－言語・風俗・習慣・意識のすべての〈日本人的〉要素にかわるに朝鮮人的要素をとりもどそうとすることに主眼がおかれていたものととらえられている[吉岡 前掲書:30-32]。

こうした帰国にそなえた在日朝鮮人の運動は、顕著な「本国」志向の運動として出発した。

日本政府は、当初、「日本の法令に服し就学義務がある」としながらも、「朝鮮人が子弟を教育するために、小学校または上級の学校、もしくは各種学校を新設する場合認可して差し支えない(1947 年 4 月 12 日 文部省学校教育局長通達第 123 号)」としていた。

しかしながら、朝連の運動がアメリカの朝鮮政策に盾つくかたちとなってＧＨＱから好ましく思われていなかったことと相まって､文部官僚の中の在日朝鮮人教育を疎む勢力が、在日朝鮮人教育の規制を唱えはじめる[梁 前掲書:79]。

1948 年 1 月に文部省通達「朝鮮人学校の取り扱いについて」が各都道府県知事に出された。内容は、「朝鮮人子弟も日本人同様、市町村立又は私立の小学校又は中学校に就学させなければならない」とし、さらには「小・中学校の設置にあたっては、教育基本法や学校教育法に基づいたものでなければならない」、また「児童生徒の教育については、各種学校の設置は認められず、朝鮮語の教育は課外に行うことは差支えない」というもので、事実上の朝鮮人学校の存在の否定[文 前掲書]であった。

さらに、「通達に服従しないと閉鎖」との通告をうけ、学校閉鎖反対の教育闘争が各地で展開された。特に 1948 年神戸と大阪で展開された「阪神教育闘争」1948 年 4 月には、日本人を含む 1664 人が検挙され、死傷者も出るなどして、さらには戦後初の非常事態宣言(戒厳令)が出されるといった厳しい弾圧が加えられたものであった。

最終的には、①朝鮮人教育については教育基本法と学校教育法に従う、②朝鮮人学校は私立学校として自主性が認められる範囲内で朝鮮人独自の教育を行うことを前提に私立学校としての認可を申請するという内容で、文部省との覚書を交わすことで運動は一応の収束をみる。

しかしながら、1949 年に入ると、社会主義陣営の勢力拡大に対して、アメリカはアジアにおける反共のとりでとしての日本の政策化を急いだ。それを受けて、1949 年 4 月 1 日に団体等規正令を改正し、共産党をはじめとする左翼団体や個人の取り締まりを強化し、朝連に解散命令が下された。

それと歩調を合わせるかのように、文部省は、朝鮮人学校が教育関係法規を守らず政治的教育を行っているとして、朝鮮人学校の閉鎖命令も下すことになる。

朝鮮人子弟の義務教育は、公立学校で行うことを原則に、朝鮮人学校については日本の教育法令に従わせ、無許可学校は認めないこと、さらには朝鮮人学校への国または地方公共団体の援助の必要はないことなどを旨とする方針を閣議決定された。

閣議決定は、都道府県の知事並びに教育長宛に通達され、全国一斉に学校閉鎖と接収または開祖通告が行われた。

大阪などでは、「民族教育を保障すれば日本学校へ就学する」として児童らがデモを行うなどしたが、閉鎖後は公立学校へ就学をせず、不就学の児童生徒が多数であったとされる[梁 前掲書:104]。

それに対して、日本政府の在日朝鮮人政策は、ある局面では在日朝鮮人を「国民」カテゴリーから排除あるいは区別して管理するという手法をとり、また教育など別の局面においては、「国民」の枠内に縛り付け、囲い込むという手法がとられた。

もちろん、そうした手法の背景には、東西情勢、とりわけアメリカの影響下にあったことと無関係ではない。しかしながら、憲法草案から現行憲法公布までの過程に見られるように、ＧＨＱの意向とは異なる判断を含みながら政策展開がなされていったこともみてとれる。そうした両面を併せ持ちながら、先にみたような矛盾を抱えた一貫性のない政策として展開されてきたところに特徴があると考えられる。

３.国籍の剥奪－「国民」カテゴリーからの締め出し

(１)日本国籍の剥奪

日本での在日朝鮮人の位置づけは、1952 年 4 月 28 日の外国人登録法の公布および即日施行において新たな展開を迎えることとなる。

さらに、外国人登録法の制定については、その公布および施行された日が、「ポツダム宣言の受諾に伴い発する政令の件」が廃止され、それに伴う対日平和条約(サンフランシスコ平和条約)の発効の日と同日であったことに着目する必要がある。つまり、日本が戦後ＧＨＱの占領下から主権を回復したのと同時に外国人登録法が公布され即日施行されたのである。

平和条約発効日を機に、出された通達の内容は、「朝鮮人及び台湾人は、内地在住者も含め、すべて日本の国籍を喪失する。さらに、朝鮮人及び台湾人が日本の国籍を取得するには、一般外国人と同様、もっぱら帰化の手続きによることを要する」というものであった。この日をもって、在日朝鮮人は日本国籍を喪失することとなった。日本国籍取得のためには、一般外国人と同様に、「帰化」が必要となった。

帝国の解体あるいは戦後期において、旧植民地出身者に対して、日本人と同等の権利を与えることもせず、かつ国籍選択権も与えないという日本政府の政策は、世界でもまれなものであった。このことにより、見事に「歴史の抹消 [2]」がなされたことになる。

また、外国人登録法においては、指紋押捺義務化が導入された。ここでの指紋押捺義務化は、法務省や警察当局も在日朝鮮人の激しい抵抗を怖れていたとされる。結果、1955 年という切り換えの無い時期を選んで、反対運動の機会を与えず、実施することが目論まれた[田中 2005:160]。

1956 年の大量切り替え時期には、195 人(うち 191 人が在日)が押捺を拒否しているが、80 年代に起こる指紋押捺拒否運動とはことなって、指紋制度そのものの是非を問うものではなかったという[田中 前掲書:161]。

そうした在日朝鮮人の「外国人化」を推し進める一方で、日本政府が主権回復と同時に行ったのが、日本人の軍人恩給など国家補償に関わる制度の復活であった。

(２)日本国民に対する戦後補償制度の復活

終戦後、軍人恩給など戦傷病者への補償は、軍国主義の温床であるとしてＧＨＱの指令によって 1946 年 2 月に廃止された。

しかし、1952 年 4 月 2 日に日本が主権を回復した直後に公布された「戦傷病者戦没者遺族等援護法(以下、援護法)が、さらには 1953 年 8 月に軍人恩給が復活する。援護法は、「国家補償の精神に基づき」軍人・軍属またはその遺族への援護を目的に制定されたものであり、その後も援護対象を拡大させながら、次々と 14 の援護法令をつくり、軍人・軍属・準軍属およびその遺族などに補償を行うという、一見非常に手厚いものであった。

しかし、その範囲や内容においては、いくつかの特徴と問題点があった。
まず第一点目は、自国民中心主義である。日本政府は、戦傷病者遺族等援護法に附則に「戸籍法の適用を受けない者については、当分の間、この法律を適用しない」と戸籍条項を設け、戸籍制度に基づいて在日朝鮮人を排除した。戸籍制度は、日本国籍を有していても出身民族がわかるしくみになっていたため、法適用の日(1952 年 4 月 1 日)には「日本国籍」を有していた在日朝鮮人を、戸籍法の適用を受けないものとして、法施行時(1952 年 4 月 30 日)に排除したことになる。

これに対して在日朝鮮人日本軍元軍人・軍属は、1952 年に「元日本軍在日韓国人傷痍軍人会」を結成し、日本人と同等な国家補償を求める運動を行った。しかしながら、そうした運動に耳を傾けるものは日本社会にも、本国社会にも、在日社会にもほとんどいなかったという[金富子　2004]。

日本政府は援護の条件として「帰化」を提示し、実際に軍人会の 17 人のうち 15 人は日本国籍を取得した[3]。

主権回復直後からの手厚い国家補償の復活の一方で、主権回復と同日に外国人登録法の公布および即日施行がなされたのは、そうした一連の国家補償から在日朝鮮人を排除するねらいがあったと理解することができよう。

二つ目の特徴は、「軍人中心主義」である。いったんＧＨＱによって廃止させられた軍人恩給を、日本が主権を回復するやいなや復活させたことは先に述べたとおりである。軍人恩給の支給額には、軍人の階級に基づく格差がつけられている。一方で、民間人の戦争被害者への補償は、原爆被爆被害者を除いては、例えば東京空襲などの被災者や治安維持法による政治弾圧の犠牲者への補償は行われていない。こうした、軍務遂行(＝国家への忠誠・貢献)を基準として国家補償の対象が規定されるという点において、非常に軍人中心主義な性格を有していたといえる。

金は、日本の戦後補償制度には、「軍人中心主義」、「自国民中心主義」に加えて、「男性中心主義」という特徴があることを指摘する[金富子 前掲書]。女性への保障政策は〈戦場の女〉と〈銃後の女〉への処遇として分類できる。〈戦場の女〉としては、日本人従軍看護婦と、日本人を含むアジア諸国の女性を対象にした「慰安婦」がそれにあたるという。日本人従軍看護婦には、恩給制度を準用して、元軍人・軍属への補償より 27 年遅れて 1979 年から国庫支出として「慰労給付金」が支給されている。「慰安婦」に対しては、1995 年に民間募金による「女性のためのアジア平和国民基金(アジア女性基金)」を設立したが、当事者や支援団体から猛反発を受けている。そうした意味では、男性中心主義であり、性被害無視・軽視であった。

〈銃後の女〉としては、遺族等援護法などを通じて、補償対象は戦没者等の妻、戦傷病者等の父母等広範囲にわたる手厚い保障がなされた。しかしながら、それはあくまでも元軍人・軍属の「妻・母」であることで戦後補償の対象となるという意味で、男性中心主義的性格を有していた。

それら特徴をふまえて、金は日本の戦後補償政策は、「個人補償の対象となるのは日本人」だけという「自国民中心主義」であり、そこでいう「国民」は戸籍法の適用をうける日本「民族」であり、かつ主要な軍務の担い手である「軍人」＝「男性」であったと結論づけた[金　前掲書]。日本における「国民」概念が、自民族中心主義(他民族排除)的構築性や男性中心(女性排除)的構築性を有しており、その延長線上には、日本国民でさえも、国策への従順度・貢献度に応じて、「非・国民」化され棄民されるか否か、あるいは国家からの「報償(見返り)」に高低が生じるという。

４.朝鮮戦争の勃発と南北分断

1950 年に朝鮮半島での南北間対立が高まり、戦争状態へと突入していくと、在日朝鮮人における運動も情勢に巻き込まれていくこととなる。

旧朝連系はアメリカを戦争の元凶とみなし、それを支えている日本の体制へ向けて、反米、反内閣、反再軍備のスローガンを掲げた抵抗・祖国防衛闘争を進めた。一方、民団系はアメリカ軍、韓国軍を支援するために自願軍を派遣するというように、それぞれが対極的なかたちで戦争に対処した。

共産党の指導のもと、北を指示する在日朝鮮人らによる在日朝鮮統一民主戦線(民戦)が結成された。民選など北を指示する在日朝鮮人の反米、反戦、反基地の闘争に対しては、ＧＨＱと日本政府は厳しい姿勢でのぞんだ。反戦ビラ一枚を配布しても占領目的違反として検挙統投獄を加え、日本、アメリカ、韓国の連携によって強制送還の実施にまで至った[梁 1994:116]。1951 年 10 月には出入国管理令を公布し、政治的選別による韓国への大量強制送還を行った。強制送還のために、長崎には収容所を設けた(後に移転し、「大村収容所」となる)。強制送還された朝鮮人のうち男子は、釜山に着き次第韓国軍に編入されるなど、韓国にとって戦争遂行の資源として利用された(毎日新聞 1951 年 3 月 2 日)。

アメリカは、日米安全保障条約と米韓軍事協定(のちの米韓相互防衛条約)を結合させるために、日韓関係を促進させるための日韓会談を準備し、1951 年 10 月に最初の予備会談がＧＨＱの会議室で開かれた。

こうした日韓政府の動きに対し、民戦は日本の再軍備反対、日韓会談粉砕、吉田内閣の民族離間政策の粉砕などを掲げて反発した。

1953 年 7 月に朝鮮戦争の停戦協定が結ばれた後、朝鮮民主主義人民共和国(以下、共和国)から在日朝鮮人に向けた声明が発表されたのを機に、民線はこれまでの共産党指導のもとでの運動から、より本国に直結した運動へとの路線転換がなされることになった。様々な確執を内包しながらも、1955 年 5 月 25 日から 26 日にかけて朝鮮総連の結成大会が開かれた。そうして、朝鮮総連は本国の出先機関としての性格を強めていくこととなる。

第３節　分断される在日社会

１.帰国と民族教育の権利を求める運動

本国志向をより強めた朝鮮総連の結成により、日本での苦しい生活よりも、祖国へ帰って働いたり勉強したりしようとする者が出てきた。1956 年に、日朝の赤十字社間で在朝日本人の引き上げ問題について協議が開始されたことに影響を受け、帰国を求める運動が開始された。

朝鮮総連は、1956 年 2 月に日本政府・外務省と日赤に対して、在日朝鮮人の生活問題と帰国問題の解決に向けた取り組みを要請した。

当時、総連長野本部で常任活動家として帰国事業に関わっていた李達完氏は、次のようにふりかえっている。

> 帰国事業が始まった 58 年は景気の悪い時期でした。在日朝鮮人は差別にあい、厳しい生活に追いやられた。わたしたちも古鉄の価格が暴落し、困窮していました。そんなとき、帰国事業は光を与えてくれるものだった。

58 年から 59 年の帰国運動は、日本社会で総連が在日を組織化し、総連が定着する決定的な機会になりました。差別と貧困の中にいた在日を、幸せな自由の楽園で衣食住が保障されていると呼びかけて、運動が展開しました。だから、在日同胞も自分たちの将来はそこにあると思ったんです[李 達完 2008:740-741]。

帰国運動と同時に､帰国を見据えた民族教育の権利を求める運動も盛り上がりを見せた。1960 年以降、各種民族学校が全国で創立されることとなった。また、民族教育支持決議を行う地方議会が 244 自治体にも上った。

日本政府は、1959 年 2 月に、「基本的人権の居住地域の選択の自由」という立場から帰国措置を講ずると閣議承認行った。それを受けて、日本赤十字社と当選赤十字会とのあいだで、「在日朝鮮人の北朝鮮帰還に関する協定」が調印された。その年の暮れには第一次帰国船が新潟港を出港した。

２.日韓条約の締結と法的地位要求

日本政府は、一方で在日朝鮮人の共和国への帰国事業を推進しながら、他方では韓国との国交正常化を目指して討議を行っていた。1959 年に日韓会談が行われると、韓国サイドは在日朝鮮人の法的地位問題の優先的な討議を主張した。

討議が進められる中で、民団による法的地位を要求する運動が展開された。1965 年に入ると、民団は本国政府に法的地位処遇問題に関する要求事項を提出し、日本政府に対しては「日韓条約批准要求」を決議した。

1965 年 12 月、日韓基本条約及び日韓法的地位協定などの批准書交換式が韓国・日本の間で行われることで、日韓国交正常化がなされた。同協定に基づいて、「韓国国民」は 1966 年から 5 年間に限り、日本政府への申請によって「協定永住」が許可されることとなった。また、協定永住の子はその後も出生によって協定永住が取得できることとされた。

日韓条約の締結や、この「韓国国民に限り」という条件付きの永住権付与に対して、総連からは朝鮮の分断を固定するものであるとして、大きな反対運動が起こった。一方。民団は、「韓日会談全面支持」を掲げて協定締結にむけた運動を展開してきたが、民団の支部の団員や下部組織の韓国青年同盟、韓国学生同盟など民族団体は、「協定永住権が居住権を十分に保障するものではない」として激しい抗議デモをくりひろげた。しかし民団中央は、こうした声に耳を傾けず、ひたすら本国政府の意向にそった運動を展開した[朴一 1999:35]。

また協定永住許可によって、1958 年の国民健康保険法の一部改正においては、永住許可韓国人に対して「国民健康保険」を適用することとされたた。こうした日本政府による対韓国政策や国内の社会保障における在日朝鮮人に対する政策によって、在日社会の分断の溝をより深めることにもつながったといえる。

３.高度経済成長と在日コリアン

(１)日立裁判

1950 年代後半から 1960 年以降の所得倍増計画路線を経て、1973 年のオイルショックまでの間、日本経済は驚異的な成長率をしめしながら変貌をとげていった。人々の生活様式の変化は、社会意識や価値の変化にも影響を与えた。同時に、都市の開発や乱開発による大気汚染、水質汚濁などの生活環境の悪化は、「成長と福祉の乖離(経済白書　1970 年版)」といわれ、抵抗としての様々な住民運動を発生させた。さらに、1960 年代半ばから 1970 年代前半までは、そうした住民意識の変化を背景に、革新自治体が続々と誕生した。このようにして、高度経済成長の矛盾は「住民」という言葉に新しい息吹を吹き込むことになった。それは、前後の日本社会と在日朝鮮人の双方をとらえてきた「国民」への切り分けの論理を切り崩し、相対化する可能性が開かれつつあったことを意味する[文　前掲書:190]。

そのような状況の中で 1970 年に起こった日立裁判は、在日朝鮮人の運動に大きな影響を与えたといわれる。それは、これまでの上からの組織運動とは性格がまったく異なるものであったからである[朴一　前掲書:39]。

日立裁判とは、日本の公立高校を卒業した朴（ぱく） 鐘碩（じょんそく）さんが、日立製作所の採用試験の履歴書に通名を記載していたことで、採用の取り消しが行われたことに対し、会社側を告訴したというものである。日本企業による在日朝鮮人への就職差別の不当を問う初めての裁判であった。

その後 22 回に及ぶ公判を経て、1974 年 6 月 19 日に、横浜地裁は日立の主張を退け、①解雇の無効、②判決までの未払い賃金の支払い、③慰謝料の支払いなど原告の請求を認めた。

この裁判における運動の新しさは、既存の民族団体ではなく、彼の運動を指示する日韓の若者によって結成された市民運動グループやキリスト教団体が運動を支えたことにある

[朴一 前掲書:41]。おりからの「ベトナム戦争期」の市民運動や入管法案反対運動を背景とする新しい支援運動が生まれ、日本人自身がみずからの社会のあり方を自問する方向に発展していったという[田中 1995:134]。

(2)自治体における独自施策の展開

その後、在日朝鮮人と日本人との連帯運動では、社会保障制度における在日朝鮮人に対する差別的な処遇にも目が向けられるようになった。特に、関西地域では、1974 年から「公営住宅の入居資格」や「児童手当の支給」さらには「老齢年金や福祉年金の適用」を求める運動が地方自治体を相手に展開された。

大阪では、15 の市民団体が在日朝鮮人への「公営住宅入居資格差別の撤廃」、「児童手当の支給」、「老齢年金や福祉年金の適用」を求める申し入れを、大阪府知事と大阪市長に行っている[徐龍達 1987]。こうした申し入れを受けて、大阪府では在日朝鮮人の公営住宅への入居資格を認めることを公表した。

関西地域以外においても、例えば春日部市でも在日外国人に対する児童手当の支給が開始されたり、福岡県議会はじめ県下 7 市 9 県で国民年金が完全に適用されることが決議されている。

４.1960 年代から 1970 年代前半までの特徴－分断される運動と第二世代の台頭－

朝鮮戦争による南北分断の影響を受け、在日朝鮮人運動も南を指示する民団による運動と北を指示する総連の運動とに分断され、固定化されたことが最も大きな特徴といえる。

総連は、(共和国への)帰国の権利や、そのための民族教育の権利を擁護する運動を展開し、それはいわば本国志向の運動であったといえる。

民団は、日韓条約批准を要求する決議をし、そこで韓国サイドより出された在日朝鮮人の日本国内における法的地位要求と連動して運動を展開した。そうした意味では、本国志向の性格を有しているといえるが、定住化を見据えた、日本国内での法的地位の要求は、その後、日本国内での権利獲得要求運動へとつながるものであった。

双方、日本における生活補償をはじめとする諸権利の保障を運動を展開したにもかかわらず、その目的という点においては、一方は帰国を、他方では残留(帰国反対)を唱えたという意味で、一見正反対の運動のように見える。しかしながら、いずれの運動も民団や総連というきわめて本国と政治的な結びつきの強い民族団体を媒介にした「上からの組織運動」であった[朴一 前掲書:38]。

ちなみに、日本政府は、そういった南北対立の中で、韓国とは日韓条約を締結し、韓国人にのみ永住許可を与え、他方では共和国との間で帰国事業を展開し、国内の朝鮮人を赤十字を通して帰還させるという方法をとった。その背景は先に述べたとおりであるが、結果的に、南北対立を煽り、日本の戦後補償に対する追及をかわすことに成功した[田中 1995]とみることもできる。

いずれにせよ、この時期の在日朝鮮人運動は、そうした政治状況に翻弄されながら、運動自体も対立し分断されながら展開していった。

この時期の運動のもう一つの特徴としては、不平等是正や差別撤廃を目指す運動が、地域社会レベルで展開されはじめたことである。日立裁判にみられるように、民団や総連という既存の組織から生まれたというよりは、日本人の支援も得ながらの下からの運動が生まれてきたことである。安保闘争や高度経済成長期における住民運動の高まりなどを背景としながら、在日朝鮮人の運動にも新たな変化が見られるようになった。革新自治体の誕生によって、在日外国人に対する独自の施策を展開する自治体が多く見られ、公営住宅への入居資格や児童手当支給などに関する国籍条項撤廃という成果が地方自治体レベルでみられた。

日本人の支援者を得られたことの背景には、高度経済成長により日本人にもたらされた経済的豊かや各種社会保障制度の整備というものが、より在日朝鮮人の生活や置かれた状況と日本人とのギャップを、日本人にも意識させることにつながっていったこととも関係があると考えられる。

高度経済成長期から福祉元年・オイルショックまでの間のこうした変化は、その問題が生じる場としての地域社会に人々の目を向けさせることにつながっていく。

ただし、日立裁判にみられるような新たな運動は、一方で在日朝鮮人社会から多くの批判の声があがり、既存の民族団体からは強い警戒感が叫ばれた。その多くは、「日本の大企業に就職することが日本社会への同化につながる」として在日朝鮮人の 2 世や 3 世の日本社会への「同化」を危惧したものであった[朴一 前掲書:42-43]。

このことから、「民族」や「国家」といった大状況にまつわる政治の季節が、在日朝鮮人の意識を依然と縛り続けていたことは事実であったし、そのことが、在日朝鮮人を地域社会の住民としての自覚から遠ざけていたといえるかもしれないという指摘もなされている[文 前掲書:193]。

いずれにしても、この新たな運動は、差別を克服し民族や国籍を超えた平等な社会の実現を志向することと、在日朝鮮人の民族的異質性を維持しながら民族的に生きていくことという二つの命題が両立するのかどうかを問いかけたはじめての戦い[朴一 前掲書：43]という意味で運動における一つのエポックメイキングであったといえる。

第４節　国籍条項撤廃と「住民」としての権利要求運動

１.日本の難民条約加入と各種社会保障における国籍条項の撤廃

1979 年から 1981 年にかけてのこの時期は、在日朝鮮人の諸権利獲得運動にとって大きな転換となった。というのも、日本が 1979 年に国際人権規約を批准したのに続き、1981

年に難民条約を批准したことによって、「内外人平等」の実現に向けて、社会保障における国籍条項の撤廃や公共住宅への入居条件の緩和などが行われたからである。

1975 年のベトナム戦争終結により、ベトナムから「難民」が国外へ大量流出されることとなり、国際的に大きな問題となった。同年に開かれた先進七か国首脳会議では、ベトナムと比較的近距離にある日本に対して、難民受け入れの対応が求められた。1978 年 4 月には、ついに「定住許可」の方針を打ち出し、対象もベトナム難民からインドシナ難民へと拡大した。

その後も国際社会からの批判を受けて、日本の外国人政策は上記の国際人権規約への加盟およびそれにともなう国内法の整備と難民条約の批准へと一気に動き出すこととなった。

1979 年には国際人権規約の批准とともに、「住宅金融公庫法」「公営住宅法」「住宅都市整備公団法」「地方住宅供給公社法」で国籍条項が撤廃された。さらに難民条約批准にともなって、「児童扶養手当法」「特別児童扶養手当法」「児童手当法」「国民年金法」で国籍条項が撤廃された。しかし、国民年金法においては、「経過措置を認められずに衆院を通過」し、その後の無年金問題(注：無年金問題の簡単な説明。詳細は、4 章にて述べる)を生じさせることとなった。

こうした一連の社会保障関連法制度における国籍条項の撤廃が、長年の在日朝鮮人による運動ではなく、インドシナ難民によるものであったという意味では皮肉なことではあった。インドシナ難民は、日本の外国人政策においてまさに「黒船[4]」であった。

国籍条項の撤廃によって、諸権利獲得の基準が「国籍(国民)」によるのではなく「居住(日本に住むもの)」によるべきことが明らかとなった。そのことは、在日朝鮮人の運動にも変化をもたらすことになる。運動の方向性が国家よりもむしろ居住する地域で直接対面する自治体およびその担当者に向かうという意味で、その依拠するところも国家(民族)ではなく地域(住民)によるものへとの変化したのである。

２.たったひとりの運動－指紋押捺拒否運動

1980 年 9 月 10 日、在日韓国人一世の韓（ハン） 宗碩（ジョンソク）氏が、新宿区役所で、外国人登録の切り替え手続きにともなう指紋押捺を拒否した。1980 年代の指紋押捺拒否運動の幕開けであった。

このたったひとりの反乱の後、だれというまもなく一人また一人と指紋押捺を拒否する者が出てきた。指紋押捺拒否運動は大きなねりとなり、指紋押捺は外国人にたいする人権侵害であるという世論が盛り上がることとなった。

指紋押捺制度とは、1952 年 4 月 28 日より施行された外国人登録法にて規定された制度で、在日外国人(60 日以上在留する者)は外国人登録およびその切り換え時において、指紋押捺をしなければならないというものであった。

指紋押捺は、データとして保存しやすいところから、犯罪捜査に積極的に利用されてきた。当時の「外国人」の 9 割を朝鮮人が占めており、日本政府が在日朝鮮人を「不良分子」

「密入国者」を生み出す犯罪予備軍として認識していたことから、指紋押捺制度は彼らを管理し取り締まるうってつけの手段として導入されたとされる[金隆明 2003:690-691]。

実は、指紋押捺導入から間もないころにも指紋押捺拒否運動は散見されていた。しかし、その時期は指紋押捺拒否運動への注目はそれほど集まらなかった。

しかしそれから、約 30 年後、1980 年代の在日朝鮮人最大の運動といわれる指紋押捺拒否運動が始まる。

拒否者の第一号であった、韓さんは次男の 2 回目の切り替えが近づいた 1980 年 9 月に、自身の指紋押捺拒否を決意する。「自分が味わった屈辱を、子供たちに味あわせたくはない」[韓さんの指紋押捺拒否を支える会 1990]という思いからであった。そうした動きに対して、一人また一人と拒否者が続き、1980 年から 1982 年の間に 30 名にものぼる拒否者が出るにいたった。

この運動の特徴は、①個人が自治体に窓口で展開した運動であったこと、②その参加のしやすさから、これまで権利を主張してこなかった人々や女性や子どもにも拒否行動が可能であったこと、③既存の民族団体などを基盤とした組織的な運動ではなく個人がそれぞれの思いを持って異議申し立てを行った運動であったことがあげられる。

さらに重要なことは、運動が共感する日本人あるいは自治体からの支援も得ながら展開していったことである。運動は指紋押捺制度のみならず、外国人登録法そのものへの批判にもつながった。自治体の外国人登録事務担当者の中には、指紋を採取する際に採取する側に支給される「特勤手当」の受け取りの要望書を労働組合に提出する動きもあった。また、1985 年 12 月には外国人登録法の抜本的改正を求める議会決議を行った地方自治体は 1011 に達した[姜徹 2002:588]。

もうひとつ重要なのは、この運動の中で、在日朝鮮人の女性から、これまでの運動とその基盤となっていた既存の民族団体の内実に対する批判がみられるようになったことである。それは、　これまでの民主主義的権利意識の下には女性の抑圧的現実があったという指摘、つまり民族内にある差別の問題であった。

梁容子（ヤンヨンジャ）は、「旧態依然とする儒教制度にがんじがらめにされ、家事育児はもちろん、祖先を敬う民族よろしく祭事に追いまくられ、夫の親には孝行を、嫁に行かない女は「人間でないかたわ者」と、民族解放を論じる同じ下で「人間」から排除。・・・女に対する非人間的抑圧行為を問題にしないで、「侵略したことのない民族」とか、文化的にすぐれた「誇り」とか言っても、まったく意味のないものである。日本人が戸籍にこだわる民族であることと、朝鮮人が本貫（ポンガン）という先祖の出身地にこだわる民族とは、どうも似通った血の「同一性」を起点に差別の構造を制度化していると私は考えている。・・・「指紋」の闘いは、私たちひとりの人間の「自由」と「解放」のあり方をまっこうから論じる闘いであって・・・」と指紋押捺拒否運動に対して在日朝鮮人の民族内にある差別の問題を鋭く指摘している[梁容子　1985:11-13]。

いわゆるこれまでの在日朝鮮人の運動を内部から揶揄する言葉に、「世界平和、家庭不

和」というものがあるが、まさに上記の状況を言い表した言葉である。

家庭生活に関わる日常のことがらを女性に押し付け、男は公の仕事や社会運動(民族運動)に専念して当然とする感覚は、そのままそれが営まれる場としての地域社会への無関心とつながったとする。また、公私の分離や性別分業といった観念は、戦後世代の在日朝鮮人にも根強かった。そのことが、民族や国家といった発想のもとに、地域社会での自治や協働を旨とする市民感覚を損ね、地域社会への参加の意識を空洞化させる要因となってきた[文 前掲書:183-187]といえるかもしれない。

指紋押捺制度は、その後 1987 年の外国人登録法改正により指紋押捺を原則 1 回とする一方で、拒否者の切り替え期間を 5 年から 2 年にするなどして拒否者への締め付けを強化した。しかし、1991 年の日韓外相会談にて「在日韓国人の指紋押捺を 2 年以内に廃止する方針」を確認することになる。ちなみに、この年の日韓覚書により、南も北も、二世も三世も特別永住者として同じカテゴリーに一括されることになった。

かくして、1992 年 6 月に、在日韓国・朝鮮人等永住者の指紋押捺を廃止する「改正外国人登録法」が成立(1993 年 1 月 8 日施行)し、永住者および特例永住者の指紋押捺は廃止となった。それ以外の外国人については 1999 年 8 月に廃止され、それをもって指紋制度は全廃されることになる。

第５節　在日高齢者問題と地域での福祉活動の展開

１.戦後補償問題

1990 年代に入ると、在日障害者や高齢者の無年金問題など戦後補償をめぐる諸問題について、様々な当事者からの異議申し立てがおこるようになる。

1991 年 1 月に、石成基(ソクソンギ)さんが神奈川県庁にて戦傷者障害年金の請求を提出した。続けて、4 月には陳石一(ソンソギル)さんが同様に請求を行った。

この問題の背景は戦後のサンフランシスコ条約締結時にさかのぼる。

サンフランシスコ講和条約において、日本はその戦争責任は問われたものの、日本の植民地であった朝鮮や台湾は出席していなかったこともあり、植民地支配に対する植民地支配への責任は問われることがなかった。その後 1965 年に締結された日韓条約においても、サンフランシスコ条約第 2 条第 1 項の請求権放棄条項を盾に、日本は個人の請求権も含めて放棄されたものと主張した。結局経済協力方式(注：日本から韓国への無償 3 億ドルの経済協力の一部は韓国国内の戦後補償にあてられた。しかし在日朝鮮人はその対象からも排除されていた)での妥結が図られることとなり、在日朝鮮人の戦後補償問題は「谷間」の問題として顧みられることがなかった。

日本軍元軍人・軍属たちへの戦後補償については、先に述べたとおり 1952 年に日本人に対する戦後補償制度復活があり、それを不服とした在日朝鮮人日本軍元軍人・軍属たちが戦後補償要求運動を行った。その後日本政府は、法適用に「日本への帰化」を条件として提示した。17 人のうち 15 人は 1964 年に帰化することで適用されることとなった。し

かしながら、その後の日韓条約で、日本政府は個人補償についても解決済みとしたことから、このときから「帰化しても援護の対象外」とされることとなった。そのときに帰化せずに援護の対象外とされた二人が、1991 年 1 月に、続いて 4 月にそれぞれ戦傷者障害年金の請求を厚生大臣に対して行った先の二人である。

結局、二人の提訴は却下されることとなった。

また、1992 年には、韓国の元従軍慰安婦が名乗り出て提訴するのに続いて、フィリピン、オランダ、中国、マーシャル諸島などからも補償請求の訴訟がおきた。そのいずれも、原告の主張が認められることはなかった。

1990 年代に入ってこれらの問題が急浮上してきた背景には、日本政府の対応とそれに対する在日朝鮮人の運動の特徴とがあげられる。

第 2 節でもふれたが、南北分断とその背景にある東西冷戦、さらには日本国内における在日朝鮮人運動の分断などを理由に、日本政府は南北対立を巧みに利用して植民地支配の責任追及を逃れてきた側面があった。その方向性を 1990 年代まで引きずってきてしまったということが指摘できるであろう。

在日朝鮮人の運動においても、本国の政局に左右されながら、民族間の問題に集中するがあまりに、植民地支配に対する責任に対する追及が弱まっていたという側面もある。特に、侵略戦争の象徴である日本軍に取り込まれたという見方をされがちな元軍人・軍属への補償問題は、1970 年代 1980 年代の在日社会では見過ごされがちな問題であった。

1982 年の社会保障における国籍条項撤廃、あるいは 1980 年代後半の指紋押捺制度廃止を受けて、その根本的な問題ともいえる戦後補償問題が、残された問題として急浮上してきたといえる。

日本政府は、2000 年 6 月に在日朝鮮人の重度戦傷病者及び戦没者遺族を対象に、「平和条約国籍離脱者等である戦没者遺族等に対する弔慰金等の支給に関する法律」を制定し、「弔慰金」や「見舞金」を支給することになった。しかしながら、日本人の障害年金(毎年)の受給額に比較すると、ごくわずかな「一時金」でしかなかった。

こうした戦後補償をめぐる当事者からの異議申し立ては、「このままでは死ねない」という一世の残された問題として意味づけることができよう。次に、もう一つの残された問題としての在日高齢者無年金問題について触れたい。残された問題とする理由は、その対象の多くが一世という在日高齢者問題だからである。その点で、先の戦後補償問題とも共通するものである。

２.在日高齢者無年金問題と自治体の政策

在日高齢者無年金問題は、1981 年の難民条約の批准に伴って、1982 年に国民年金法から国籍条項が撤廃されたことにさかのぼる。

国籍条項撤廃により、日本に住む外国人も国民年金へ加入することになったのだが、その時点で 60 歳以上の者は年齢要件を満たさず、加入実績もないため国民年金は受給でき

ず、老齢福祉年金の対象ともならなかった。

また、その時点で 35 歳以上で 60 歳未満の者は年金を受給するために必要な 25 年の資格期間を満たさないとして、加入したとしても受給資格がない(つまり保険料は掛け捨て)ため、事実上、国民年金から排除されることとなった。その後、1986 年の国民年金法改正によって、主婦などの女性の国民年金が強制加入となり、必要な 25 年の資格期間が満たせない場合には未加入期間を「カラ期間」として合算する措置がとられたのにともない、1982 年の時点で 35 歳以上で 60 歳未満の在日外国人にも、この「カラ期間」が救済措置としてとられた。

しかしながら、仮に加入したとしても、「カラ期間」は年金額に反映されないため、受給できる額が低位なものとなったことで、そうした層も国民年金から遠ざけられることとなった[庄谷・中山 1997:290]。

1980 年代後半から 2000 年にかけては少子化および核家族化にともなって生じた高齢化問題への具体的対策がより明確に打ち出された時期であった。「長寿・福祉社会を実現するための施策の基本的考え方と目標について」（いわゆる「福祉ビジョン」）（1988（昭和 63）年） にはじまり、グールドプランおよび新ゴールドプランの策定を通して、高齢者の保健・福祉サービスの整備目標が定められるとともに、実施においては市町村中心主義がとられた。さらにその後急増が予想された介護ニーズに十分対応するためには，現行の高齢者介護システムでは限界があるとして、新たな高齢者介護システムの確立が必要であることが認識され始めた時期であった。高齢者に対する無年金問題への運動の関心もそうした状況と無縁ではなかったであろう。

こうした状況に対して、定住外国人の無年金者に対する独自の特別給付金を支給して救済措置を講ずる自治体が出てきた。高槻市は 1984 年に在日外国人障害福祉金支給要綱を定めたのがはずみとなり、障害基礎年金や老齢福祉年金にかわる特別給付金を支給する自治体が増加していった。

また、1993 年には民団奈良が在日外国人障害者・高齢者等に対する特別給付金支給に関する要望書を提出したり、群馬では民団と総連によって在日高齢者・障害者給付金支給要望書が提出されるなど、運動は地域における自治体の救済措置に向けたものへと結集していった。

しかしながら自治体による無年金の外国人高齢者への給付金支給額は、おおむね月額 10,000 円から 25,000 円程度にすぎず、老齢福祉年金を代替するには不十分な額であった。

この自治体の救済措置の裏にある根本的な問題への対応を国に求める集団訴訟を、2000 年 3 月在日朝鮮人の無年金障害者 7 人が京都で起こしたのにはじまり、2003 年 11 月には、同じく無年金高齢者 6 人が大阪地裁に提訴、さらに 2004 年 12 月 21 日に無年金高齢者が京都地裁に提訴、2007 年 9 月には無年金高齢者 9 人が福岡地裁に提訴している(注:大阪、京都における無年金高齢者裁判はいずれも敗訴が確定している。2013 年 3 月現在、福岡では 2 審まで原告の訴えは退けられている)。

実は、こうした在日無年金訴訟、特に在日高齢者無年金訴訟については、1990 年代後半から2000年代にかけての日本の高齢者福祉をめぐる新たな展開と連動したものであった。

３.介護保険法およびＮＰＯ法の制定と在日高齢者の孤立と排除問題

2000 年 4 月、介護保険制度が施行されると、在日コリアン高齢者の福祉サービスからの排除問題がにわかにクローズアップされるようになる。在日コリアン高齢者にも介護サービスが利用できるはずであるのに､利用していない･できない人が目立ったからである。

おりしも、2000 年は厚生省（当時）より「社会的な援護を要する人々に対する社会福祉のあり方に関する検討会報告書」が出され、社会的に弱い立場にある人々を社会の一員として包み支え合う、ソーシャルインクルージョンの理念を進めることが提言されるなど、社会的排除というキーワードが研究上あるいは制度政策上で取り上げられた時期でもあった。

在日コリアン高齢者を対象とした生活実態調査が支援団体らによって行われた [5]。日常生活あるいは福祉サービス利用から排除されている状況が浮き彫りになり、そうした状況を受けて、在日コリアン高齢者が利用できるデイサービスなどの必要性が指摘されるようになった[在日高齢者調査委員会 2004]。

そうした理由から、2000 年代前半から、在日コリアンの集住地を中心として、在日コリアンを支援するＮＰＯ団体らによって在日コリアン高齢者を対象としたデイサービス活動が展開されるようになる。

こうしたデイサービスが開始されるようになった社会的背景としては、先に述べた高齢化社会に対応する介護保険制度が導入されたことや、日本社会における社会的排除問題への注目と同時に在日コリアン高齢者の排除問題が発見されたことのほかに、1990 年代後半からの日本社会におけるボランティア･市民活動の活発化もあげることができるであろう。

1995 年の阪神淡路大震災後のボランティアブームの中、1997 年にはＮＰＯ法が制定・施行され、地域で介護などの福祉活動を展開してきた団体もＮＰＯ法人格が取得できるようになった。2000 年の介護保険制度導入にともない、事業者となって介護サービスを提供をするＮＰＯが増加していた[竹中 2002:178-181]。

在日コリアン高齢者の問題やそれへの支援活動は、日本における福祉の市民化の流れと呼応するように生まれてきたものであると理解できよう。

第６節　小括

第 3 章では、研究課題の第二であげた、在日コリアン高齢者の現代的問題の背景を、戦後日本における在日コリアンに対する権利保障と社会運動との関係から明らかにすることを目的に検討を行った。戦後日本の在日コリアンに対する権利保障の経緯と内容、それに対する在日コリアンの社会運動を、「権利」と「参加」の側面から分析した。

分析の結果、戦後日本における在日コリアンに対する権利保障と社会運動の変遷は、戦

後から 1965 年までの第 1 期、1960 年代後半から 1970 年代までの第 2 期、1980 年代から 1990 年代前半までの第 3 期、1990 年代前半から現在までの第 4 期に区分することができた。

第 1 期の在日コリアンの運動は、本国への帰国を見据え、その生命や財産を守りながら、子どもたちへの言語や文化的教育(いわゆる民族教育)を施すことに主眼が置かれた「本国志向」の自衛的な運動であった。対する日本政府は、憲法制定において「すべて国民は」という文言によって外国人の権利保障という観点を削除し、1952 年に日本国籍の剥奪を機に「国民」カテゴリーからの締め出しを行った。一方で、教育に関しては民族学校の閉鎖や日本の学校への就学の強制などの「囲い込み」を行うという矛盾した政策を展開した。

第 2 期は、朝鮮戦争による南北分断の影響を受け、運動も南を支持する民団と北を支持する総連とに分断され、固定化された時期である。特に、1965 年の日韓条約締結にともなって、民団は定住化を見据えた日本国内での法的地位を要求し、それはその後の日本国内での権利獲得運動へとつながっていった。この時期のもう一つの特徴としては、運動の担い手として第二世代が台頭してきたことである。旧来の運動主体からは、「日本社会への同化につながる」として警戒されたが、運動の担い手の世代交代によって、運動の関心が、定住を前提とした日本国内での権利獲得にシフトしていった。

第 3 期は、日本が 1981 年に難民条約を批准したことによって、社会保障における国籍条項の撤廃が行われたことで、運動が地方自治体を相手に展開されていく時期である。指紋押捺拒否運動では、日本人との平等な扱いをうける権利(不平等な扱いの是正)を求めて、自治体の窓口で個々人が展開した運動であった。運動の次元がナショナルからローカルへとシフトした時期であった。

第 4 期は、第 2 期・第 3 期を通して不十分ながらも一定の権利を獲得してきた後、残された問題として、戦後補償問題や在日無年金障害者・高齢者の問題が浮上してきた時期である。運動の担い手が、二世・三世に世代交代していった結果、運動の関心はもっぱら二世・三世の問題関心によるものになる。1990 年代に入り、一世の高齢化にともなって、「残された問題」として戦後補償や無年金問題が浮上してくることとなる。また、2000 年の介護保険制度導入を機に、在日コリアン高齢者のサービスからの排除問題が、二世たちによって「発見」されたのである。

以上の分析から、在日コリアン高齢者問題の背景には、①戦後に帰国を見据えた自衛的で本国志向な運動が展開されたこと、②日本の社会保障をはじめとする諸権利からは外国人として排除されたこと、③1960 年代後半以降は世代交代と定住化を見据えた運動にシフトし、実際権利が獲得されていったこと、④そのため在日コリアン高齢者の権利に関わる問題(無年金問題)は高齢化が目立つようになる 1990 年代に入るまで取り上げられなかったこと、⑤さらに介護保険制度の導入により、在日コリアン高齢者の権利の側面のみならず地域社会での孤立、つまり参加の問題が二世により「発見」されたことが要因となっていることを明らかにした。

図表３－２　戦後在日コリアンの社会運動の変遷

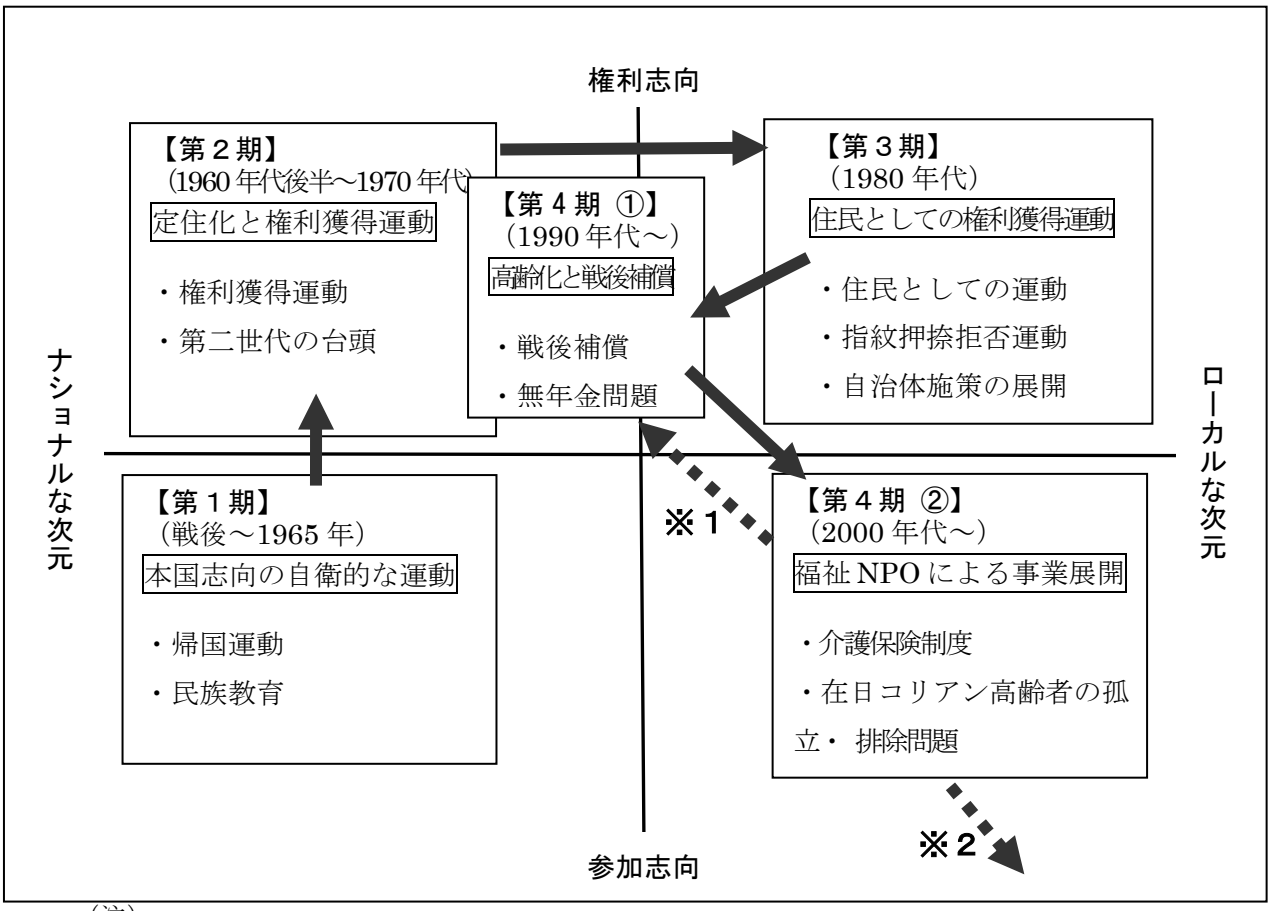

（注）

※１：2000年以降の福祉NPOの活動展開は、第４期②を経て第４期①の領域へと折り返す動きが見られるが、その分析は４章で行う。

※２：第４期②の福祉NPOの活動の新たな展開と可能性についての分析は５章で行う。

また、戦後在日コリアンの社会運動の変遷の分析から、在日コリアン高齢者の今日的問題の特質を移民の問題との異同によって確認しておきたい。

まず権利の側面との関係における年金の問題についてである。前述したとおり、在日コリアン高齢者の場合、1980年代の社会保障制度からの国籍条項の撤廃後に、経過措置が取られなったことにより、年金への加入権がない、あるいは加入しても年金がもらえないという無年金者が発生した。しかしながら、1980年代以降の国籍条項撤廃以降に入国した、いわゆるニューカマーについては、日本の年金制度への加入が認められている。権利の側面においては、この点が、在日コリアン高齢者と移民との問題の違いであるといえる。

しかしながら、数十年後を見据えた場合、移民の無年金問題が深刻な問題として浮上す

る可能性はある。移民は、帰国を前提として日本に入国するが、時間の経過とともに定住化が進む。しかし、帰国を前提としていたため、日本の年金制度に加入しないケースも少なくない。そうした人々の定住化が進み、将来無年金問題が浮上するという可能性は十分に考えられる。無年金問題の背景は在日コリアン高齢者と異なるが、問題の現れ方としては共通する現れ方をする可能性がある。

次に、参加の側面から、在日コリアン高齢者と移民の問題の異同を考えてみたい。第 2 章において、民族的マイノリティの集団や支援組織の運動や活動には、当事者の尊厳の回復をはかる場の創出と、参加の拠点としての機能を発揮することが求められることについて述べた。文化的に差異を有する、あるいは、日本社会から差別を受ける可能性があるという社会的・文化的側面に関しては、今後移民の定住化や高齢化にともなって、在日コリアンと共通する問題が生じる可能性があるといえる。在日コリアン高齢者の地域社会からの孤立や福祉サービスからの排除の問題は、数十年後の移民の姿とも重なるものであるといえる。

注

1. 警視庁警備第 2 課　篠崎平治(1955)『在日朝鮮人運動』令文社:付録第 2 表
2. 田中宏（1995)『在日外国人　新版』岩波書店:71.
3. しかし、1965 年の日韓条約締結以後は、日本政府は「条約で解決済み」として個人補償を拒否すると同時に、援護適用についても「たとえ帰化しても援護適用の対象外」とした。
4. 田中宏(1995)『在日外国人　新版』岩波書店:152 - 162.
5. 例えば、2003 年には、在日高齢者調査委員会によって大阪市生野区で 70 歳以上世帯を対象にした調査が行われている。その他にも、2003 年にはＫＦＣハナの会によって神戸市の在日コリアン女性高齢者などを対象に調査が行われている。

第４章　福祉 NPO による在日コリアン高齢者の支援の展開

第１節　はじめに

2000 年 4 月に介護保険制度が開始し、日本の多くの高齢者が介護サービスを利用するようになった。もちろん、介護保険制度には国籍条項がないので、外国人も申請すれば等しくサービスを利用できるはずであった。

しかしながら、制度開始からしばらくすると、在日コリアン高齢者が福祉サービスの利

用なかなかつながらない現状がサービス提供に関わる在日 2 世・3 世の間から指摘されるようになってきた。そうした人々や研究者が中心になって 2003 年に大阪市生野区に住む 70 歳以上の在日コリアン高齢者を対象に行われた調査では、半数以上が要介護認定を申請していない現状や、要介護認定を受けた場合でもサービスを利用したことがない人が 3 割弱を占める現状が明らかにされ、社会福祉サービスからの排除や孤立(社会関係からの排除)が相互に連鎖して深刻な生活問題を引き起こしている様子が報告されている[在日高齢者調査委員会 2004]。

在日コリアンの運動は、1982 年の社会保障関連法からの国籍条項の撤廃、あるいは指紋押なつ拒否運動などの成果を受けて、1990 年代に入ると、残された問題としての戦後補償問題や、在日障害者・高齢者の無年金問題への取り組みに焦点がシフトしたことは第 3 章で指摘した。

ところが、2000 年の介護保険制度開始後から、先に述べたような在日コリアン高齢者の生活問題が明らかになるにつれ、在日コリアン２世・３世を中心に在日コリアン高齢者への福祉サービスを提供するＮＰＯが増加した。

本章では、そうした在日コリアン高齢者のデイサービス活動を、これまでの在日コリアンの運動の延長線上に位置づけ、活動の内容や意義について明らかにしたい。そのために、具体的には以下の三点を問題関心としてあげることとする。

第一に、活動が展開されるまでの経緯についてである。在日コリアン高齢者へのデイサービス事業が開始されるには、在日コリアン高齢者が在宅の福祉サービスから漏れがちであることへの気づきや、そうした人々が一定程度いることが条件となってくるはずである。これが福祉ＮＰＯ展開の外的条件とすると、そうした条件がどのようにしてもたらされたのかについて分析する必要がある。

第二に、福祉 NPO が対応している問題についての分析である。在日コリアン高齢者の問題に気づいた在日コリアン 2 世らが、在日コリアン高齢者への福祉サービス事業をどのように展開していったのか。特に、在日コリアン高齢者にとってのデイサービス空間の意味について、参加の問題と関連づけながら明らかにしたい。さらに、デイサービス以外の事業や活動が、在日コリアン高齢者に与える効果についても考えてみたい。第二章では、マイノリティにとってＮＰＯあるいは当事者組織は参加の際の起点となり、対抗的公共圏として機能していることを仮説的に提示した。在日コリアン高齢者のデイサービス空間は、そうした機能を果たしているのかどうかについても確認したい。また、第一と第二の結果を総合して、第 1 章で示した枠組みに照らし合わせて、考察を試みる。

第三に、問題が運動や活動に転換するための媒介項としての「民族性」に関する検討である。先行研究にみられるように、「民族性」にもとづいた活動であるのかどうかについて検証する。同時に、「民族性」のみに基づかない活動の可能性についても検討する。

本章では、在日コリアン高齢者を対象とするデイサービス事業を中心とする福祉活動に携わっている関係者へ行った聞き取り調査から、以下の 3 点に関連する部分を抜き出し、

さらに活動報告書や機関誌などの資料で補足しながら分析を進めていく。

①活動が開始されるまでの経緯について把握する。

福祉ＮＰＯの活動展開の外的要因として、在日コリアン高齢者の排除状況を位置づけ、その諸相を明らかにする。既存の福祉サービスを利用できない・しない理由を把握することで、福祉サービスからの排除の要因や排除発生のメカニズムを明らかにすることで、活動展開の要因の一つが明らかにできる。

②活動の具体的内容と、その効果について明らかにする。

サービスの具体的内容から、在日コリアン高齢者のデイサービスの特徴を明らかにする。また、デイサービス空間が利用者に与える効果について分析する。同時に、デイサービス以外の事業についても、在日コリアン高齢者に与える効果についても明らかにする。

③在日コリアン高齢者の問題から福祉 NPO の活動への媒介項としての「民族性」の詳細

について検討する。在日コリアン高齢者への福祉 NPO の活動を支えていると思われる「民族性」について、マイノリティ集団のアイデンティティ問題と関連付けながら明らかにする。

上記課題を明らかにするために、在日コリアン高齢者を対象とするデイサービス事業を中心とする福祉活動に携わっている関係者への聞き取り調査と、活動報告書や機関誌など文献資料の収集を行い、分析を進めた。調査対象者は、在日コリアンの集住地域のある大阪を中心とする関西地域で活動を展開している団体の関係者である。調査は 2006 年 4 月から 2011 年 3 月にかけて行った。

【調査の対象者】

Ａさん：Ａ団体の事務局スタッフ、女性、日本人、団体設立者：在日コリアン２世
Ｂさん：Ｂ団体の事務局長、男性、在日コリアン３世、団体設立者：在日コリアン２世
Ｃさん：Ｃ団体の事務局長、男性、在日コリアン３世、団体設立者：在日コリアン２世
Ｄさん：Ｄ団体の理事長、女性、在日コリアン２世、団体設立者：在日コリアン２世
Ｅさん：Ｅ団体の理事長、女性、在日コリアン２世、団体設立者：在日コリアン２世
Ｆさん：Ｆ団体の理事長、女性、在日コリアン２世、団体設立者：在日コリアン２世

【所在地の状況】

聞き取り調査の対象者が活動拠点としている団体および所在地は以下のとおりである。それぞれの地域の特徴を示しておく。

■大阪市生野区

大阪市は、人口 2,666,371 人のうち外国籍者が 120,915 人であり、外国籍者のうち韓国・朝鮮籍者が 81,570 人(66.64%)という地域である。

生野区に限ってみると人口 134,059 人のうち外国籍者が 30,782 人であり、外国籍者のうち韓国・朝鮮籍者は 28,583 人(92.85%)となっており、人口の 4 人から 5 人に 1 人が韓国・朝鮮籍者で占められているという地域である。

■京都市南区

京都市は、人口 1,474,473 人のうち外国籍者が 41,106 人であり、外国籍者のうち韓国・朝鮮籍者が 25,939 人と 63.31%を占めている。

南区に限ってみると人口 98,763 人のうち外国籍者が 6,064 人であり、外国籍者のうち韓国・朝鮮籍者は 5,247 人(86.53%)となっている。

■滋賀県大津市

大津市は、人口 337,629 人のうち外国籍者が 4,296 人であり、外国籍者のうち韓国・朝鮮籍者が 2,363 人(55.0%)である。大阪市や京都市に比べて在日コリアンの集住地域が無い分、総数として少ないというだけでなく、在日コリアン高齢者も点在している。

■大阪府東大阪市

東大阪市は大阪市生野区に隣接しており、人口 509,632 のうち外国籍者が 17,684 人であり、外国籍者のうち韓国・朝鮮籍者が 13,449 人(76.05%)である。

(総務省「2010 年国勢調査人口速報集計」および法務省「2009 年登録外国人統計」より)

第２節　地域で孤立する在日コリアン高齢者

１．在日コリアン高齢者問題の発見

先行研究でも述べたように、在日コリアン高齢者に関する社会運動は、１９９０年代前半からの無年金問題への取組みが多くを占めていた。無年金問題に関しては、在日コリアン無年金障害者の運動の歴史の方が古く、１９７３年の塩見裁判までさかのぼる。さらに１９８０年前後の難民条約加入時期に運動は高揚し、その後、在日無年金障害者と高齢者ともに地方自治体からの給付金制度を求める運動へと展開した。

ところが、１９９０年代後半に入り、介護保険法制定に向けて社会福祉が大きく動き出していたころ、在宅の在日コリアン高齢者が、地域から孤立している様子が見受けられるようになる。

例えば、在日コリアンの支援を展開していた団体が１９９８年に「福祉現場から見た在日コリアン高齢者福祉の現状とこれから」という特集をくんでいる。特集の中で、２世の娘が、１世の母親を病院に連れていってレントゲンを撮るときに、「深呼吸」や「あおむけ」という言葉を母親が理解できなかった経験や、馬鹿にされたくないがために、その言葉の意味を聞き返せず、わかったふりをしてごまかしてしまう傾向があることが指摘されている。また、病院で問診票に名前が書けないことで病院に行きたがらないことや、役所への信頼感がないことから役所へ行きたがらないことなどが紹介されている(Sai vol.29 1998)。

在日コリアン高齢者への福祉サービス提供事業を行う福祉ＮＰＯの先駆け的な存在であるＤ団体の理事長であるＤさんは、介護保険法成立前の状況を次のように語った。

> 在日高齢者が入院すると無口になるんです。すぐに「退院する」って言ったり。なぜかというと、看護婦さんとコミュニケーションが取れないんですね。歳を取ってくると、耳で覚えた日本語は忘れていってしまって、朝鮮語しか話せなくなってくるんですよ。あと、なまりが出てくるから、「馬鹿にされてはいけない」って自己防衛するんですよね。
>
> それで、高齢者の窓口を調べたり、在日高齢者をたずねたりして調べたんです。で、これではいけないとなって、政府のゴールドプランにそって、七年前から友人の医師と一緒に二言語対応できるヘルパーの養成に取り組みました。
>
> 介護保険法ができたときに、在日は取り残されるのではと、直観したんです。それで、医療法人で、その受け皿づくりをやったんですね。
>
> でも、地域に在日が分散している状態で、ヘルパーだけでは採算どころじゃなくなって・・・。やればやるほど「噂で聞いた」とか「新聞で知った」と集まって来たんです。
>
> スタッフも、手伝いを申し出る人が出てきました。同じ食材でも、味付けがやっぱり日本人と違うんですよね。在日２・３世だから親から伝わった味があるんです。それで、２０００年にＮＰＯ法人を取って、デイサービスもするようになったんです。[Dさん 2006/8/2]

Ｄさんは、もともと民族団体での活動歴が４０年あり、地域の在日コリアン高齢者が抱える問題を敏感に察知していた人である。そして、その豊富な同胞の人脈を生かして人材を集め、ホームヘルプ事業から開始する。

Ｄさん同様、ほかの団体の代表者は、在日コリアン高齢者支援のＮＰＯや事業を立ち上げる前からすでに何らかの活動をして同胞ネットワークや人脈をもっている人が多く、そうした人脈を活かして人材を確保することが多い。例えば、日本の学校の中にある民族学級で講師をしていたＦさんの場合、民族学級の保護者や卒業生などを集めてスタートさせている[1]。

そうした先見性のあるリーダーが、在日コリアン高齢者が抱える問題に敏感に反応したことが、在日コリアン高齢者への福祉ＮＰＯの活動展開の要因の一つである。

介護保険法施行前から、在宅の在日コリアン高齢者が社会関係から孤立しつつある状況や、ホームヘルプサービスにおいて日本人のホームヘルパーとの意思疎通が難しい状況が、在日コリアンの支援団体や在日コリアン２世を中心とした福祉関係者によって指摘されつつあった。

しかし、介護保険制度が開始されてから、在日コリアン高齢者が地域で孤立している状

況や、介護保険のサービス利用になかなか結び付かない状況が明らかになっていく。

２．福祉サービスからの排除の背景

では、在日コリアン高齢者を対象としたデイサービス活動の開始の背景についてみてみたい。背景をさぐるうち、在日コリアン高齢者が既存の福祉サービスの利用から排除されるパターンとして３つのパターンが確認できた。それは、①そもそも制度やサービスの存在や利用法を知らないケース、②制度やサービスの存在を知っていても利用しない／できないケース、③利用経験があるが、その後利用しなくなったケースである。②のケースはさらに、a.経済的理由により利用できないケースと、b.長年の差別や放置による行政不信の２パターンに分かれた。

図表４－１　福祉サービスから排除される理由の例

①制度・サービスの存在・利用法を知らない	②利用しない・できない	③利用しなくなった
・外国籍住民に情報が行き渡らない ・民生委員は国籍条項がある ・高齢になると日本語を忘れていく ・読み書きができず情報が得にくい ・行政窓口で氏名が書けないため「恥」を避ける	a.経済的理由 ・介護保険料や利用料が払えない ・無年金である b.行政不信 ・外国人は利用できないと思い込んでいる ・差別を怖れて、日本のデイサービスを利用しようとしない	・食事や生活習慣が異なる ・レクリエーションがなじまない ・職員とのコミュニケーションが困難 ・日本人高齢者から差別される

以下、それぞれのパターンの背景となる問題点についてみていきたい。

(1)制度やサービスの存在および利用の方法を知らないケースの背景

①外国籍であることに起因する行政上の問題

日本では、1982 年の難民条約批准とそれにともなう各法改正により、福祉サービス利用における国籍条項が撤廃されている。よって、形式的には外国籍住民にも福祉サービス利用に関しては平等だといえるのだが、実際はそう機能していない現実がある。そのことについて、Ｅさんは次のように語る。

> 外国籍住民は住民台帳に載らないから、統計的に存在を把握する・しないは行政の裁量にゆだねられることになるからね。だから、外国人施策に積極的ではないほとんどの地方自治体では、住民として把握されないまま制度対象から除外され、情報も行き渡らないという事態が起こってしまうのよ。[Ｅさん 2006/8/22]

また、地域における見守り活動などを行う民生委員も、国籍条項があるため基本的には日本国籍の住民で構成される。結果、在日コリアン高齢者と民生委員との間での日本語での円滑なコミュニケーションを難しくする場合も少なくない。

> 例えば民生委員なんかは国籍条項がありますよね。日本人じゃないとなれない。だから在日からすると、心の壁というか言葉の壁があって、コミュニケーションをとろうと思ってもぱっと日本語が出てこない。民生委員の方もなんとなくコミュニケーションがとりづらいのよね。[Dさん 2006/8/22]

②言葉・識字の問題からくる社会的孤立の問題

在日コリアン高齢者にとって、耳で覚えた日本語は、年をとるにつれ忘却のスピードも加速する。テレビでの日本語による早口での会話が聞き取れない、日本語での井戸端会議にも参加できないなど、言葉の問題により社会的に孤立していくという状況がある。

> 日本人もそうですけど、歳を取ると耳が聞こえにくくなってくるでしょ。外部との接触が減って、独居になると、耳で覚えた日本語はどんどん忘れていってしまう。そういう現状の中で孤独に生きているんですよね。[Dさん 006/8/22]

さらに、貧困や日本の学校でのいじめなどから、学校に通っていない場合もあり、日本語の読み書きが出来ない者も少なくない。場合によっては、ハングル語の読み書きにも不自由する者もいる。そうした識字の問題は、文字による情報の入手を難しくさせる。

こうした言葉の問題や識字の問題があるため、福祉制度およびサービス利用に関する情報を、近隣住民から得たり、行政が配布するパンフレットから得ることが難しくなってくるのである。

また、自身の名前や住所などの記入を求められる行政窓口での申請手続きなどでは、「書けない」ということが恥ずかしくて言えず、「家で書いてくる」とその場をとりつくろって用紙を持って帰ってしまい、そのままになってしまうケースもある[1]。

言葉・識字の問題は、ただ単に在日コリアン高齢者の生活上の現実的な問題として現れるだけではない。言葉・識字の問題に関する行政職員および地域社会住民の無理解は、在日コリアン高齢者を「恥の存在」へと追いやってしまう。

(2)制度やサービスの存在を知っていても利用しない／利用できないケースの背景

①経済的理由からサービスが利用できないという問題

経済的理由から介護保険料が払えない、もしくは保険料を払っているのに利用料が払えないため、介護保険サービスが利用できないケースも少なくない。無年金者が多いことも

要因の一つであることはいうまでもない。

日本では、1959 年に制定された国民年金法により、「国民皆年金」の時代に入るが、国籍条項があったため、在日外国人は対象外とされてきた。1981 年の難民条約批准にともなう各法改正により、国民年金法からも国籍条項が撤廃されたが、必要な経過措置が取られなかったために、外国人無年金者が生じた[2]。

生野区の在日コリアン高齢者を対象とした調査によれば、年金を受給していない者が71.0%にものぼっている[3]。何らかのサービスを利用しようと思っても、経済的な縛りからフルにサービスが利用できないところが、日本人高齢者と根本的に異なるところである[4]。

②長年差別されてきた経験からくる行政・地域社会への不信感

在日コリアン高齢者の中には、行政に対する根深い不信感が存在する。それは、行政・地域社会から差別を受けてきた歴史的経験からきているのだが、行政不信から、行政の制度やサービスの利用を躊躇する、あるいは拒むといった問題がある。

> これまで行政サービスから排除されてきたのに、高齢者になったからといって、急に行政から「福祉サービスが受けられますよ」と言われてもなじまない人が多いですよ。それに、若い頃にいじめられた経験から、日本人のいるデイサービスを利用するのはちょっとっていう人もいるしね。[Aさん 2006/7/29]

また、夫がアルツハイマー型の痴呆でほとんど寝たきりで、年老いた妻が介護をしていた在日の老夫婦の例がある。入浴サービスやホームヘルプサービスのことを耳にしても、その妻は「あれは、日本人だけやねん。自分たちはあかんねん。」とかたくなに拒み、結局、なんの福祉サービスを受けることなく、その夫は亡くなった[5]。

(3)利用経験があるが、その後利用しなくなったケースの背景

①食事をはじめとした生活習慣の違いという問題

高齢者のデイサービス施設で提供されるサービスには、食事、入浴、レクリエーションなどがある。

一般的には、提供される食事で朝鮮料理が出ることはほとんどない。できれば慣れ親しんだ朝鮮料理を食べたいと考える在日コリアン高齢者は少なくない。

レクリエーションについても囲碁・将棋、俳句、習字、生け花など、在日コリアン高齢者にとってはなじみのないものばかりである。

在日コリアン高齢者の場合、就学経験のないことも多く、集団で歌ったり、体操する経験が乏しい。遊びといえば、チャンゴなどの民族楽器を使用しながら、歌い、踊る「オッケチュム」になる。日本人にはお馴染みの童謡「あかとんぼ」も、在日コリアン高齢者は

知らない。一般のデイサービスに通う在日コリアン高齢者の場合、日本名(通名)で通っていることも多く、周りも在日コリアンであることを知らないため、在日コリアン高齢者にとっては歌を「知らない」といいにくい。以下、具体例をあげておく。

日本のデイサービスで、歌詞カードが配られると在日のお年よりはドキッとすると言いますよ。歌も知らないし、日本語の歌詞も読めないからね。[Eさん 2006/8/22]

ハルモニが、地域の高齢者施設で入浴した後に和室で横になって休んでたら、「下品なことはやめて」と日本人の利用者に注意されたんですよ。「『母国』では普通のことやのに。ほかに行くとこないけど、でも、あそこへはもう二度と行かへん」って。[Eさん 2006/8/22]

②日本人の職員とのコミュニケーションの問題

幼少期に渡日した高齢者などは、貧困や差別によるいじめなどで学校にも通えず、読み書きもできない者が少なくない。耳だけで聞いて覚えた日本語は、年をとっていくとみるみる衰えていくという。そうした言葉の問題から、職員とのコミュニケーションがうまくとれない。同時に、職員の方もとまどってしまうという問題がある。

在日の高齢者が入院すると、すごく無口になってしまったり、すぐに退院してしまったりするんですよ。どうしてかっていうと、看護婦さんとコミュニケーションがとれないからね。なまりがどうしても出てくるんですよ。「バカにされてはいけない」って自己防衛してしまうんですよね。こういう現状を知って、なんとかしなければと思ったんです。[Dさん 2006/8/22]

Dさんは在日コリアン高齢者の医療・福祉現場でのコミュニケーションの問題を目の当たりにしたことから、日本語・朝鮮語の２言語ができるヘルパー養成の活動を開始した。このことが、その後のデイサービス活動の展開にもつながっている。

③歴史的経験および記憶の共有の不可能性という問題

生活習慣など文化的に異なるという理由だけでなく、日本の高齢者の中に根強く残る差別感情が、在日コリアン高齢者をサービス利用から遠ざけているという現実がある。

在日コリアンのデイサービスを開設する前に、在日の家庭を訪問し、ホームヘルプサービスを行っていたＥさんは、訪問先の家庭で聞いた話を語ってくれた。

日本のデイサービスを利用している在日のおばあさんが、デイから帰ってくる時に

おむつなんか変えてあげてベットに寝かすサービスをやっていた時があったんよね。で、(デイサービス施設)では在日の人やっていうのがわかっているのでね、職員が「アリランを歌ってくれますか」って言わはったんやって。そしたら、ほかの日本の高齢者が「アリランや」って言ってものすごい笑いはったんやって。仕方が無いから「アリラン、アリラン」って小さい声で歌ったけど、最後まで歌われへんかったんやって。向こうはね、そういう配慮のなさをね、ものすごい怒るわけよね。[Eさん 2006/8/22]

さらには、差別感情以前の問題として、日本の高齢者と在日コリアン高齢者の間にある歴史的経験やそれに関する記憶の共有を困難にさせる決定的な場面も、日本のデイサービスでは見られるという。

レクレーションで日本の軍歌を歌ったりすることもあるしね。日本人のお年寄りは、昔話でね、戦争行った時、朝鮮半島で何人殺してきたとかそういうことを言うんですよ。武勇伝みたいに。そうなってくると、(在日のお年寄りにとっては)いたたまれないですよね。なおかつ、慰安所で朝鮮人を買った経験とかそういう話をね、誇らしげに隣のベットでされたら、そら、居てられへんわね。[Bさん 2006/8/10]

同じ戦争体験でも、日本人の高齢者と在日コリアンの高齢者とでは、加害／被害の関係からして、その記憶はまったく異なる。「お互いあのときは苦労したね」という経験と記憶の共有は不可能に近い。そして我慢するのはいつも在日コリアン高齢者の方なのである。

一方で、日本人と在日コリアンの高齢者の共生に挑戦したデイサービス活動の事例もある。それは、「地域」をキーワードにしながら地域に根ざした活動を展開し、つながりを目指したもので、利用者の6割が在日コリアン高齢者で、職員は日本人・在日コリアンが半々というものであった[6]。しかし、そうした試みも、Dさんによると、結局は在日コリアン高齢者に我慢を強いる結果となっている。

食事に韓国料理を出すと、日本人の高齢者がニンニク・キムチを「臭い」と言って嫌うんですよね。でね、(その施設が)できたときはすごくいいと思ったんですけどね。ところがそういう声が高くなってきて、歳を取ると遠慮して抑えることがなくなって、思ったことをストレートに言うところがあって、キムチが消えたということがあります。[Dさん 2006/8/22]

キムチに限らず、現在では、そのデイサービスで出される食事は、韓国風の味付けがされてあっても、「韓国料理だ」とは言わずに、韓国料理であることを伏せて出されるようになっている。

このことは、単に食文化が異なるという理由だけではなく、その背景には戦前・戦後の戦争の記憶とそこからくる差別感情に関係している。さらにDさんは次のように語る。

> 高齢者の場合は特に、植民地時代、日本軍に所属していたり、中国・朝鮮などをちょっと見下げた歴史的な史実があるので、それを引きずっちゃってるんですよね。いいとか悪いとかじゃなくって、痴呆が進むほどネジが逆に回されてしまう。(中略)　施設は、円形の建物になってるんですが、集まるところでは朝鮮人と日本人のグループがそれぞれ反対側でね、まったく分かれてしまっているんです。黒板にもこちらにはアリランが張ってあって、向こうは別のっていう感じで。[Dさん 2006/8/22]

日本人の高齢者の間にある根強いアジア蔑視の意識がある上に、痴呆の進行などで理性が働かなくなることなどから、そうした差別意識はむき出しの形で出てくる。

このことは、日本人の高齢者と在日コリアンの高齢者同士が、同じ空間で多様性を認めあいながら共生することの難しさを教えてくれる。

以上、在日コリアン高齢者が日本の既存の福祉サービス利用に結びつかない背景について明らかにしてきたが、その背景には、経済的な問題、国籍や制度上の問題、社会関係からの孤立、異なる生活習慣・言葉の問題、差別の問題などが複合的に重なりあっており、問題が立ち現れていることがわかる。

既存のデイサービス利用の場面からは、日本人の高齢者の在日コリアン高齢者に対するあからさまな差別といったことだけではなく、日本の社会が「日本人であること」を前提に構成されていることから、在日コリアン高齢者は我慢し沈黙させられる。結果、在日コリアン高齢者の存在や実情が不可視化され、ニーズが潜在化してしまうという問題がある。

このように、デイサービスにおける日本人と在日コリアンとの共生が難しい現状にあっては、在日コリアン高齢者が安心して気兼ねなく行ける場が必要になってくるのである。

第３節　在日コリアン高齢者にとってのデイサービスの意味

１．活動内容

以下は、ある団体のデイサービスの一日の予定である。

【デイサービスの１日の流れ】

９：００	送迎開始
	健康状態のチェック
１０：３０	順次入浴
	※フロアでは利用者がくつろいだり、談笑している。

１２：００	昼食
	※キムチ、トック(餅)、ナムルなど
	レクリエーション、体操
	おやつ
１４：３０	送迎開始

在日コリアン高齢者のデイサービス活動の内容は、先にみた日本の一般的なデイサービス活動における問題点と対応する形となっている。

活動を支えるスタッフは、在日コリアンの２世・３世がほとんどである[7]。特に 2 世などは、日本語・韓国語の 2 言語ができることも多く、在日コリアンの高齢者の生活習慣・文化を日常生活の中で直接的に理解してきたことから、在日コリアン高齢者とのコミュニケーションもとりやすくなり、それが高齢者にとっても安心できるからである。

以下、聞き取りの中から明らかになった活動内容を見てみよう。

①食事

在日コリアン高齢者を対象としたデイサービスでは、韓国風の味付けによる料理や、韓国料理が提供される。スタッフも在日 2 世・3 世がほとんどであるからこそ、親から伝わった味が再現できるという。特に 60 代の 2 世は、80・90 代の一世の食事を食べながら育った世代であることから、食事作りに関しては能力をいかんなく発揮できるという。

大阪市生野区で活動をしているＢ団体では、在日コリアン高齢者の出身地にまで気を配った食事提供が行われている。Ｂ団体で活動するＢさんは、以下のように語った。

> 一番喜ばれているのは、ごはんなんですよ。大阪市生野区というのは、済州島出身者が多いところでね。だから、済州島の料理を出すんですよ。日本でも郷土料理ってあるでしょ。沖縄とか。ここのデイの特徴は、済州島の料理が出るんですよ。調理員さんが済州島出身者で、プロ並みなんですよ。済州島の人は豆をスープに入れるんですよ。
>
> (質問者)「ソウルでは無いですか」
>
> そうなんですよ。味付けもちゃんとそういう風にして。喜ばれますよ。かつては自分達も作ってたものやし。ここは食堂やと思われてたぐらいですよ。「あそこに行けば食べさせてもらえる」ってね。［Ｂさん 2006/8/22］

日本人でも在日コリアンでも、高齢者にとって最大の関心事と楽しみといえばやはり食事である。聞き取りの中でも、日本のデイサービスを利用しづらい理由として真っ先にあがるのが食事の問題であった。

②レクリエーション

歌は、「アリラン」、「モッポの涙」など在日コリアンの高齢者が子どもの頃慣れ親しんだ歌を歌う。遊びも、時には 2 世・3 世も知らないような遊びを高齢者が披露してくれることもあるという。

在日コリアン高齢者は就学経験を持たない方が多いため、集団で歌を歌ったり、体操するという経験が乏しい傾向がある。遊びと言えば、民族民謡や韓国、日本の懐メロをチャン語などの民族楽器を使いながら歌い、踊るというものがあげられる。手と脚と肩でバランスをとりながら踊るこの踊りはオッケチュムという[8]。

③介護予防を兼ねた体操

Ｂ団体が運営するデイサービス施設では、「あかすり体操」など日常生活での動作を取り入れた体操を考案し、朝鮮民謡にあわせて行っている。日常生活での動作を取り入れることで、利用者の興味を誘い、参加しやすくしている。

日本語では反応が鈍い高齢者も、「ハナ、トゥル、セッ(いち、に、さん)」の掛け声で歩き出したしたり、アリランの曲が流れると必ずベッドから起き上がる高齢者もいるという。

④情報提供

聞き取り調査を行った範囲では、デイサービスを展開している団体すべてにおいて、福祉制度などの情報提供にも力を入れていた。介護保険制度などは、どの自治体も、パンフレットを作成し、配布している。しかし、識字の問題を抱えている在日コリアン高齢者にとっては、パンフレットでは理解できない。こうしたことから、各団体では、文字によらない情報提供の方法を考案し、実践している。

特徴的なものとして、京都市のＤ団体が中心となり、各団体のネットワーク化および情報提供を目的として展開されている活動がある。活動内容は、①電話での相談受付や情報提供、②外国人福祉委員の養成と在日外国人の高齢者・障害者家庭の訪問、③行政や福祉専門職を対象とした講座を開設し啓発するという三つの柱でなっている。

①は、文字によらない情報提供であり、②は日本国籍住民しかなることができない民生委員制度や、民生委員が推薦する福祉委員制度では在日外国人に対応できないとの考えから始められたものである。③は、在日コリアンおよび在日外国人の意見を反映させるために、既存の制度政策に以下に参加していくかという発想ではなく、自らの土俵に行政担当者や福祉専門職を呼び込んで啓蒙するという逆の発想から成っている点にも注目したい。

２．福祉 NPO が果たす役割

(１)日本人高齢者との共生は可能か

日本人高齢者と在日コリアン高齢者との共生は可能かという問いに対して、比較的規模

の大きなデイサービスの関係者は一様に「難しい」と答えた[i]。在日コリアンのデイサービスを開設する前に、在日コリアンの家庭を訪問し、ホームヘルプサービスを行っていたＥさんは、訪問先の家庭で聞いた話を語ってくれた。

> 日本のデイサービスを利用している在日のおばあさんが、デイから帰って来る時におむつなんか換えてあげてベットに寝かすサービスをやっていた時があったんよね。で、(デイサービス施設)では在日の人やっていうのがわかっているのでね、職員が「アリランを歌ってくれますか」って言わはったんやって。そしたら、ほかの日本の高齢者が「アリランや」って言ってものすごい笑いはったんやって。仕方が無いから「アリラン、アリラン」って小さい声で歌ったけど、最後まで歌われへんかったんやって。向こうはね、そういう配慮のなさをね、ものすごい怒るわけよね。［Ｅさん 2006/8/22］

さらには、差別感情以前の問題として、日本の高齢者と在日コリアン高齢者の間にある歴史的経験やそれに関する記憶の共有を困難にさせる決定的な場面も、日本のデイサービスでは見られるという。

> レクレーションで日本の軍歌を歌ったりすることもあるしね。日本人のお年寄りは、昔話でね、戦争行った時、朝鮮半島で何人殺してきたとかそういうことを言うんですよ。武勇伝みたいに。そうなってくると、(在日のお年寄りにとっては)いたたまれないですよね。なおかつ、慰安所で朝鮮人を買った経験とかそういう話をね、誇らしげに隣のベットでされたら、そら、居てられへんわね。［Ｂさん 2006/8/10］

同じ戦争体験でも、日本人の高齢者と在日コリアンの高齢者とでは、加害／被害の関係からして、その記憶はまったく異なる。「お互いあのときは苦労したね」という経験と記憶の共有は不可能に近い。そして我慢するのはいつも在日コリアン高齢者の方なのである。

一方で、日本人と在日コリアンの高齢者の共生に挑戦したデイサービス活動の事例もある。それは、「地域」をキーワードにしながら地域に根ざした活動を展開し、つながりを目指したもので、利用者の６割が在日コリアン高齢者で、職員は日本人・在日コリアンが半々というものであった(社団法人大阪国際理解教育研究センター2003:19)。しかし、そうした試みも、Ｄさんによると、結局は在日コリアン高齢者に我慢を強いる結果となっている。

> 食事に韓国料理を出すと、日本人の高齢者がニンニク・キムチを「臭い」と言って嫌うんですよね。でね、(その施設が)できたときはすごくいいと思ったんですけどね。ところがそういう声が高くなってきて、歳を取ると遠慮して抑えることがなくなって、思ったことをストレートに言うところがあって、キムチが消えたということがあります。［Ｄさん 2006/8/22］

キムチに限らず、現在では、そのデイサービスで出される食事は、韓国風の味付けがされてあっても、韓国料理であることを伏せて出されるようになっている。

単に食文化が異なるという理由だけではなく、その背景には戦前・戦後の戦争の記憶とそこからくる差別感情が関係している。さらにＤさんは次のように語る。

> 高齢者の場合は特に、植民地時代、日本軍に所属していたり、中国・朝鮮などをちょっと見下げた歴史的な史実があるので、それを引きずっちゃってるんですよね。いいとか悪いとかじゃなくって、痴呆が進むほどネジが逆に回されてしまう。（中略）　施設は、円形の建物になってるんですが、集まるところでは朝鮮人と日本人のグループがそれぞれ反対側でね、まったく分かれてしまっているんです。黒板にもこちらにはアリランが張ってあって、向こうは別のっていう感じで。［Ｄさん 2006/8/22］

これは共生というより棲み分けといったほうがよさそうである。日本人の高齢者の間にある根強いアジア蔑視の意識がある上に、痴呆の進行などで理性が働かなくなることなどから、そうした差別意識はむき出しの形で出てくるという。このことは、日本人の高齢者と在日コリアンの高齢者同士が、同じ空間で多様性を認めあいながら共生することの難しさを教えてくれる。在日コリアン高齢者のデイサービスが求められる理由はここにあるといえる。

(2)自己の尊厳を回復する場

デイサービス施設に在日コリアン高齢者が来ることで、「いろいろな問題が身近になりました。生活上の課題や社会保障の問題など、ある在日のもつ問題がその人だけの問題じゃなく実はみんなが悩んでいることだった、というようなことにも気付けるようになりました[9]。」というように、在日コリアン高齢者に対するサービス提供活動は、在日コリアン高齢者の存在を可視化し、ニーズを顕在化させることに貢献している。

また、利用者にとっては、「私にもいく場所ができたと、日本人の知人に話せるのがうれしい」とか、「何十年ぶりに友達に会えた」、「本名で呼んでもらえる」、「ここが私の故郷だ」というように、安心して日本人に気兼ねすることなく過ごせる場として機能している。さらに、デイサービスという集団の空間では、人から注意されたり、逆に人の面倒をみたり、なぐさめたりする中で社会性が維持、構築できる。人間関係の中での自己表現を通して、自身の存在感が増していくのだという。

在日コリアン高齢者のデイサービス空間は、共通の経験・歴史を有する者たちの空間で自己表現しながら、自身の生きてきた歴史を確認し、自己を位置づけなおすという場としてとらえることができるのではないだろうか。

一方、スタッフが日本人として参加している場合はどうだろうか。Ａさんによれば、ス

タッフを募集しても、そもそも応募してこないという日本人側の問題もあいまって、結局は在日２・３世のスタッフが中心となっているという側面もある。その点について、Ａさんは次のように語る。

> ヘルパーを募集しても、日本人は来ないですね。なぜなら、Ｇ区やＨ（地域名）あたりで働いているというと、ある種のイメージがあるから。本人がいいと言っている場合でも、Ｇ（区）、Ｉ（区）、Ｊ（区）は親が働かせたがらなくて反対することも多いんですよね。［Ａさん　2006/7/29］

日本人として参加する場合、「募集していたから」といって「自然に」参加するというよりは、それまで何らかの形で在日コリアンの支援に関わっていたり関心がある者が、頼まれたり支援をかって出たりすることによって参加している。在日コリアンの集住地に位置する団体の日本人スタッフは、大学で在日コリアン高齢者の問題について学んだ方であった。

他方、点在地域にある団体では、そもそもの在日コリアン人口の少なさだけでなく、先に述べたとおり在日コリアンであることを前面に出して働くことに躊躇したり、経済的理由から、在日コリアン２・３世スタッフのなり手が少ない。Ｅさんの団体では、日本人スタッフが半分以上となっている。そこでは在日コリアンの生徒などをもつ教員を中心とする勉強会のメンバーやクリスチャンなどが日本人スタッフの中心である。

> このあたりでは、在日の同化が進んでいると思います。介護保険では本名名乗る人がほとんどいないし、ボランティアも通名やしね。でも、高齢者に「呼んでほしい名前は」って聞くと、やっぱり本名なんよね。なるべくわからないよう日本名でやってきてるけど、押し殺してきたんやね。ここでは出してもいいって喜びますよ。（中略）　スタッフは「朝鮮を考える会」という勉強会のメンバーの関係者が多いです。日本社会のいびつさを感じている人や、在日コリアンの子どもを持つ教員とか、あとはクリスチャンですね。ハルモニたちは「日本人の前で自分を出せる場や」と言ってます。日本人は罪悪感があるかもしれないけど、ここでは在日も日本人も堂々と意見が言えるしね。対等性が担保されているからね。［Ｅさん　2006/8/22］

この団体のデイサービスは、在日コリアンの集住地域ではなく点在地域に位置することが特徴の一つとしてあげられる。後で述べるが、この地理的条件は、団体の活動が「民族性」のみに基づくものではない要因の一つとなっていると思われる。

いずれにせよ、デイサービスの空間は、利用者にとって自己存在の肯定感を増し、尊厳の回復を促すことに寄与しているものと考えられる。さらにこうした空間は、外部に閉ざされた空間というわけでもない。以下では、外部社会への参加や、デイサービス空間に呼

び込むという手法について見ていくことにする。

(3)歓待あるいは呼び込む

デイサービス空間は決してクローズドなものではない。例えば、D団体では、開設からの4年間での訪問者数が2098名にも上る。内訳は、行政関係59名、学校関係783名、団体50団体405名、個人他851名となっている。そのことについて、Dさんは以下のように話す。

> 今までに訪れた中学生は千人を超えました。ハルモニたちは「よう来たな」、「話通じるか？」と聞いてくるんですよ。彼女らにとってあこがれの学生服を着て訪ねてきてくれるのはうれしいことなのよね。で、中学生への影響力は大きいの。中学生は馬鹿にしないし。「中二です」って答えると、ハルモニたちが全身で「いいなあ」と喜びを表したのよね、そうしたら中学生も背筋をまっすぐにしてね。(中略)その後しばらくして、(その中学生が)韓国語の辞書を持って「ちょっと教えてほしい」って訪ねてきたのよ。[Dさん　2006/8/22]

そうした訪問者とハルモニたちとの交流について、「多くの人に足に地をつけ共に理解し、支えあう場を提供してくれたという意味で、共に支えあうノーマラーゼーションが生きている」と表現している。それは、マジョリティによる差別や抑圧的な構造によって周縁化されてきた当事者の集う場が、開放性と可能性をもった場へと移行するプロセスでもあるともいえる。上記のように、さまざまな地域あるいは海外から、そして年代もバラバラな多数の訪問者を受け入れている団体では、誰が来た時もかまえの差こそあれ、1世たちの歓待は変わらないという。それは民族性という見方もできるが、「自分たちを人間としてみているのが嬉しい」という理由もあるという。「見えない存在」とされ続けてきた悔しさの中を生き抜いてきたからこそ、自分たち在日1世の声に直接、耳を傾けるために訪問する客人を歓待するのかもしれない(中村2005)。

また、在日コリアン高齢者の生活実態や支援の必要性などについて理解を深めてもらう目的で、行政や福祉専門職も対象とした講座の開設も行われている。これは、既存の制度政策やマイノリティ中心の社会の中にいかに参加するかというだけではなく、自らの土俵に呼び込んで啓発するという逆の発想から成り立っているものだと理解することも可能である。

(4)参加する

また、自治体の福祉計画策定過程に、策定委員として参加していた団体もある。自治体の福祉計画への参加について、Aさんは本音を語ってくれた。

建前であれ参加をいうことは一歩前進だと思う。でも参加を呼びかける限りは、出てくる話を予想しておくべきだと。根本的な在日に対する認識が行政に無いからね。委員になる人は本来誰でもいいはずだけど、代表的な人が３人とあとは公募やけど、毎回同じ人で意見が偏ってる。そうした意見を(行政が)反映させているとは思えないし。(中略)　行政は中立っていうけど、そんなことないし。力学をキャッチする意識もないから、まとめ方がわからないみたいで。参加を言う前に、(行政は)知識をもっておくことが必要だと思います。[Ａさん 2006/7/29]

Ａさんは行政がお膳立てしたフィールドに参加していく際の問題点について語っているように思う。さらに、必ずしも一枚岩とはいえないマイノリティ集団の代表制の問題についても触れている。

とはいえ、こうした活動は、在日コリアン高齢者の地域社会あるいは制度・政策への参加を間接的に支援している活動であるといえよう。第２章で仮説的に提示したように、マイノリティにとっての参加は、当事者組織や福祉ＮＰＯといった中間集団の存在が不可欠である。在日コリアン高齢者のデイサービス活動を行う団体もそうした役割を果たしていると意味づけることができるであろう。

第４節　権利を要求する運動 －無年金問題の裁判の支援－

在日コリアン高齢者へのデイサービス提供活動を行う団体の中には、在日無年金高齢者問題に関する支援も行う団体も少なくない。

無年金問題に関する支援については、2003 年 11 月に大阪地裁に提起された在日高齢者訴訟および、2004 年 12 月の京都地裁での在日高齢者の集団訴訟の支援がある。

デイサービス活動を行う中で、経済的な問題からサービスを利用できない在日コリアン高齢者から「利用したくてもお金が・・・」という声が寄せられ、思うように利用者数が伸びないという悩みを抱えている団体もあり[多民族共生人権教育センター 2005:25]、在日コリアン高齢者へのサービス提供活動でニーズを把握しながら、それと並行させて在日コリアン高齢者の生活支援活動の一環として無年金訴訟の支援も行っている[11]。

大阪地裁への提訴では、２００２年２月４日に第１回口頭弁論が行われた。意見陳述では、原告の一人である鄭允児さん(当時８４歳)が意見陳述書を読み上げた。内容は以下のとおりである。

【意見陳述書】

二〇〇四年二月四日

大阪地方裁判所　第二十二民事部　御中

氏名　　鄭 允児

私の名前は鄭允児です。私は１９１９年１２月５日、朝鮮の済州島で生まれました。６人兄弟です。家は農業をしていました。戦争でどんどん生活が苦しくなったため、１９３４年、先に来ていた姉を頼って１５歳で日本に来ました。父親と母親は朝鮮に残っていたために。朝鮮戦争のとき、亡くなりました。

１５歳で日本に来てから、大阪の泉佐野で生地をつくる仕事をしていました。そして１９４３年、２４歳の時に夫と結婚しました。戦後、姉は夫の家や土地が韓国にあったため帰国しました。その時に私も韓国へ帰るようにすすめられましたが、私の夫は一人っ子で韓国に家や土地、身内もなく、帰っても行くところがないので、夫とともに私は日本に残りました。

夫は日雇いで主に掃除の仕事をしていました。日雇いなのでそんなにお金はもらえず、子供が６人いたので、生活はいつも苦しかったです。私がまとめの内職をして家計を支えていました。ひどい時は、毎日睡眠２時間ぐらいであとはずっと働きっぱなしでした。その頃の苦労はあまり話したくありません。結局働きすぎて体を壊してしまいました。

３０年前、胃をわずらって医者に行くと、手術をするように言われました。私は手術をするとその間の生活が不安なので、なんとか手術をしないように、と懇願しました。しかし、結局、医者のはからいで胃の手術をすることになりました。また、入院中に病院側が手続きをしたようで、その時から生活保護を受けるようになりました。夫もずっと定職にはつけず、大きくなった子どもたちもそれぞれの生活があるので、夫と二人、生活保護をもらうようになりました。

その後、夫は１９９１年３月に亡くなりました。今は生活保護でなんとか生活をしています。年金の話はまわりの人に聞いても、韓国人なので「あんたには関係がない」とって話してもらえませんでした。

１９９３年から今の家で一人で生活しています。子どもが時々泊まりに来たり、電話をくれたりしますが、「自分には親まで守る力がない」と言われています。将来的に子どもと同居ということは考えておらず、ずっと生活保護をもらって一人暮らしを続けるつもりです。もし生活保護がなければ、年をとって働けないし、うちらの国の人は年金もなにもないので、自分で死ぬしかありません。日本の人と同じように年金があったら、少しでもお金の心配をせずにすみ、どんなにいいかわかりません。どうか年金をお願いします。

以上

旧植民地出身高齢者の年金補償裁判を支える全国連絡会ニュース(2004 Vol.2)より

原告の在日コリアン高齢者が裁判所で話すことがどれほど大変で勇気のいることであっただろうか。原告たちにかかる負荷の大きさを示すかのように、原告５名のうち、一人が脳梗塞で入院したり、陳述予定者がその責任の重さゆえ体調を崩すなどして、急きょ、鄭允児さんに大役が担わされたという。陳述書を要約して、ハングルでルビを打ったもの

を、デイサービスの職員に手伝ってもらいながら何度も練習したのだった(『旧植民地出身高齢者の年金補償裁判を支える全国会ニュース』2004 Vol.2)。

裁判の争点となったのは、「外国人一般に対する不法行為として争うのか、それとも原告らのような旧植民地出身者に限定するのか」という点であった。

この点に関して、弁護団は「この問題は在日コリアンの戦後補償、日本の戦後責任、歴史的な植民地支配の清算という需要な問題の一つである」と位置づけた。

この点について、国の認識はどういうものであっただろうか。それは在日無年金障害者問題との対比で明確になる。例えば、２００１年１１月２６日に、「年金制度の国籍条項を完全撤廃させる全国連絡会」が在日無年金障害者問題に関する署名を持って国会請願行動を行った際、与党議員によって「学生・在日にかかわらず障害者の無年金問題についてはすでに大臣試案も発表されており、障害者だけなら採択してもよい。しかし、高齢者については採択できない」と主張され、不採用となっている。また、２００１年１２月２０日に厚生労働大臣と与党公明党に対して、高齢者問題の解決を求める要望活動が行われた際、対応した公明党大阪府本部代表の久保哲司衆議院議員は「障害者の問題だけなら何ら問題はない。しかし在日朝鮮人の高齢者問題については他の省庁へも波及する。戦後補償問題ともつながっていき非常にデリケートな問題」と述べている[多民族共生人権教育センター　2003:12-13]。

2005 年 5 月 25 日に出た判決は、「主文　１．原告らの請求をいずれも棄却する、２．裁判の費用は原告らが負担するものとする　以上」というたった 3 行のみのものだった。

この判決から 4 か月ほどたった 2005 年 9 月 23 日、原告の一人であった周貞植さんが、亡くなった。原告家族の会の代表で周さんの娘でもある周貞子さんが、周さんの思いを代弁した。

> 「脳みそ抜かれたんや！脳みそ！国を盗られるということはそういうことや！100 年かかるで、それを取り戻そうと思たら。教育や教育が大事や。金なんかなんぼ儲けてもあかん。」とアボジは酒を飲んではよく言っていました。
>
> 17 歳で渡日したアボジが 83 歳で他界した 2005 年は、くしくも 1905 年のウルサ条約(いわゆる日韓保護条約)から 100 年の節目の年です。アボジや私たちは自分自身を、人間としての尊厳を取り戻せたでしょうか？
>
> アボジが「旧植民地出身高齢者の年金補償裁判」を起こしたのは、歴史を知り、朝鮮人を差別したこと、今も差別していることを世間に知ってもらいたかった、そしてそれが二世、三世のためになればと思ったからでした。また私は、日本の国がその事実を認めて初めて、私たち人間としての尊厳は回復し、ゼロに戻れると思いました。(旧植民地出身高齢者の年金補償裁判を支える全国連絡会ニュース　2005 Vol.8)

この裁判は、日本人と平等の権利を求めた運動であったが、それは、「かつて一度日本

人であった(された)」者が、日本による制度的不正義に異議申し立てをし、その受苦の経験への承認を国家に求めた裁判であったといえるかもしれない。

そして、１９９０年代の在日無年金問題への取組みとの違いは、介護保険制度における地域での実践を行う中で、無年金問題の深刻さがリアルに把握されることで、より根拠を持った権利要求運動が可能になった点が特徴的である。つまり、デイサービスなど一連の介護保険サービスの提供を通して、在日コリアン高齢者が福祉サービスから排除されている要因の一つに無年金問題があったことが再度、明らかになったからである。

第５節　「民族性」にもとづいた支援の意味

在日コリアン高齢者の問題を支援活動へと媒介するものとして「民族性」があることは、先行研究によって指摘されてきた。ここでは、その「民族性」について、支援する団体の集合的アイデンティティという側面から分析したい。

> 私も含め、スタッフのほとんどが日本の学校を卒業しています。3 世や 4 世も出てきてるし、両親のどちらかは日本人っていうダブルの人もいるしね。だから教科書に載っていない、日本でいう「おばあちゃんの知恵袋」のようなちょっとした生活の知恵とかそういうものを教わるという感じがあるの。あと、出身地によって方言が違ってるから、その方言を教えてもらったりね。(中略)　そういうことは家族にも話す余裕がなかったからね。ハルモニたちから温かい感じで(スタッフに)「バトンタッチやで」というのをスタッフも感じさせてもらっていますね。仕事というよりも、親孝行の感覚で楽しんでいますね。［Ｆさん　2011/3/1］

ここでは、様々な文化的表現やモノや記憶の移動と伝承(つまりルート)について語られている。自身のルーツを確認しアイデンティティを再構築するということではなく、日本の社会で生まれ育ち、文化的あるいは民族意識においても１世とは異なっているということは十分に承知している、だからこそ「楽しんで」いるのであろう。しかし、それが自民族の文化の確認にとどまるのであれば、先行研究で示された「エスニック・アイデンティティの回復」という指摘を追認できるかもしれない。ただしその場合にも、親世代がたどってきた苦難の歴史や経験を受け止めながら、受け取ったバトンを自身の生き方や社会にどうつないでいくのかという課題が残されている。

> 国連の弁務官が訪問した時に、(中略)　「自分達の代はもういいから、孫の代には差別がないように」というハルモニの未来志向に感銘を受けていました。［Ｄさん　2006/8/22］

つまり在日コリアン 2・3 世の担い手には、エスニック・アイデンティティの回復にと

どまらず、親世代がたどってきた苦難の歴史や経験を受け止めながら、受け取ったバトンを自身の生き方あるいは社会にどうつないでいくのかといった課題が残されているのである。

一方で、日本人の担い手にとって、デイサービス空間はどのように作用するのだろうか。日本人の場合、利用者である在日コリアン高齢者との向き合い方について、在日コリアン２・３世とは少し異なった様相を呈しているようである。日本人スタッフのＡさんの言葉を紹介したい。

> 私は基本的に事務所の仕事をしているんですが、人手が足りない時にたまに手伝いにいったりするんですね。ハルモニの中には「日本人の若い子が自分達の世話をしてくれるはずがない」っていうのが頭にあって、「ねえちゃんどこや？チェジュ（済州島）か本土か？」って聞いてくるんです。私が「日本人です」って答えたら、顔が変わるんですね。やっぱり、当事者の若い子と話すときと私と話すときとはなんか違って・・・（中略）・・・やっぱり日本人と韓国人ということで何か壁が。（中略）日本人でもＹさんなどになると、長年やっていますし、Ｙさん頼みみたいなところがあるので、そんなことは関係ないんですけどね。やはり溶け込むまでの時間のかかり方というのは差が出てきますよね。［Ａさん　2006/7/29］

参加者本人がどのような参加動機で参加しているにせよ、自身の位置がマジョリティとしての日本人であることを否応なく意識させられる経験をすることになる。マイノリティ／マジョリティ、さらにいえば被差別者と差別者との関係性の中に当事者性を持って引きずり込まれるという経験である。「おまえは何者だ」という問いを突き付けられた時、中立的で第三者的な位置をとることは難しい。在日コリアン高齢者を支援する立場である自分自身が、在日コリアン高齢者を差別・排除してきた日本人社会の一員であるという意味での居心地の悪さである。

この在日コリアン高齢者との関係性における、在日コリアンスタッフと日本人スタッフの違いは、文化的な差異というよりは、むしろ位置的で暫定的なものであるといえる。日本人スタッフに関しては、そうした位置取り（ポジショナリティ）の違いを自覚した時、在日コリアン高齢者とあるいは在日コリアンスタッフとの間に、どのような横断的な平面を見出し連帯の関係を作ることを目指せるのかといったことが課題となるであろう。

ともあれ、日本人スタッフと在日コリアン高齢者との間の微妙な意識のずれの例からは、在日コリアン高齢者の支援が「民族」という同胞意識に基づいて展開されていることを表しているといえる。

では、民族的マイノリティの支援は「民族性」のみに基づくものなのだろうか。他の可能性はないのだろうか。

聞き取り調査では､在日コリアンが点在する地域でデイサービスを展開する団体の中に、「民族性」とは異なる媒介項を有した活動を展開していると思われる団体があった。点在地域にある団体では、そもそもの在日コリアン人口の少なさだけでなく、先に述べたとおり在日コリアンであることを前面に出して働くことに躊躇したり、経済的理由から、在日コリアン２・３世スタッフのなり手が少ない。Ｅさんの団体では、日本人スタッフが半分以上となっている。そこでは在日コリアンの生徒などをもつ教員を中心とする勉強会のメンバーやクリスチャンなどが日本人スタッフの中心である。

> このあたりでは、在日の同化が進んでいると思います。介護保険では本名を名乗る人がほとんどいないし、ボランティアも通名やしね。（中略）　スタッフは「朝鮮を考える会」という勉強会のメンバーの関係者が多いです。日本社会のいびつさを感じている人や、在日コリアンの子どもを持つ教員とか、あとはクリスチャンですね。ハルモニたちは「日本人の前で自分を出せる場や」と言ってます。日本人は罪悪感があるかもしれないけど、ここでは在日も日本人も堂々と意見が言えるしね。対等性が担保されているからね。［Ｅさん　2006/8/22］

この団体は、聞き取りをした他の団体と、「民族性」の点において異なる様相を呈していると思われる。E さんが強調するのは、日本人と在日コリアンとの対等性であり、「民族性」という集合的アイデンティティにもとづく空間を志向する他の団体とは活動の媒介項に関する部分で異なっている。E さんの活動展開の背景やプロセスを詳細に検討していくことで、「民族性」のみに還元されない活動展開の可能性について論じていくことが可能になると思われる。

第６節　小括

第 5 章では、以下の 3 点について問いをたて、調査および分析を行った。

第一に、活動が展開されるまでの経緯を検討することで、民族的マイノリティを支援する福祉 NPO の活動展開の背景という外的条件を明らかにすることである。

第二に、問題に気づいた在日コリアン 2 世らが、在日コリアン高齢者への福祉サービス事業をどのように展開していったのか。特に、在日コリアン高齢者のどのような問題に対応しようとしたのかという点について、「権利」と「参加」と関連づけながら明らかにすることである。

第三に、団体の活動を基礎づけている「民族性」の内容について検討し、さらに「民族性」のみに還元されない活動の可能性についても検討することである。

以上 3 点の問いに対する分析結果を、以下では順に示していくこととする。

１．福祉ＮＰＯの活動展開の外的条件とそれへの対応

在日コリアン高齢者支援の福祉ＮＰＯの活動展開の外的条件は、国の高齢化対策や介護保険制度の導入が一つのきっかけとなっている。直接的には、それら制度へのアクセスが妨げられている状況があったことが、最も大きな要因であるといえよう。

介護保険法施行前から、在宅の在日コリアン高齢者が社会関係から孤立しつつある状況や､ホームヘルプサービスにおいて日本人のホームヘルパーとの意思疎通が難しい状況が、在日コリアンの支援団体や在日コリアン２世を中心とした福祉関係者によって指摘されつつあった。しかし、介護保険制度が開始されてから、在日コリアン高齢者が地域で孤立している状況や、介護保険のサービス利用になかなか結び付かない状況が明らかになっていく。

また、外的条件の二つ目は、日本人を前提とした福祉サービスシステムであったことだ。つまり、日本の既存の福祉(デイサービスなど)では、日本人(の文化)を前提としたプログラム設定がなされているため、在日コリアン高齢者にはなじまない内容になっていたのである。

そして、そうした状況だけでは運動は起こらない。在日コリアン高齢者の潜在化した問題に気づき、行動を起こす者がいて初めて運動・活動は成り立つ。ＮＰＯを立ち上げた、あるいは中心で活躍するリーダーは、在日コリアン高齢者支援のＮＰＯや事業を立ち上げる前からすでに何らかの活動をして同胞ネットワークや人脈をもっている人が多く、そうした人脈を活かして人材を確保することが多かった｡そうした先見性のあるリーダーが、在日コリアン高齢者が抱える問題に敏感に反応したことが、在日コリアン高齢者への福祉ＮＰＯの活動展開の要因の一つである。

２．マイノリティ支援の福祉ＮＰＯが対応している問題

調査では、在日コリアン高齢者が地域社会で孤立していたり、福祉サービスへのアクセスを妨げられたりしている様子が明らかになった。そうした在日コリアン高齢者への対応として、デイサービス事業が立ち上げられたことも明らかになった。

デイサービスでは、食事やレクリエーション、さらには介護予防の体操にまで、文化的に配慮された内容となっていた。

調査では、日本人高齢者と在日コリアン高齢者どうしの共生の難しさや、一見共生しているように見えて、それは在日コリアン高齢者の側の我慢の成果か、あるいは「棲み分け」にすぎないということが明らかになった。

在日コリアン高齢者のデイサービスは、利用者にとっては、「私にもいく場所ができたと、日本人の知人に話せるのがうれしい」とか、「何十年ぶりに友達に会えた」、「本名で呼んでもらえる」、「ここが私の故郷だ」というように、安心して日本人に気兼ねすることなく過ごせる場として機能している。

また、デイサービスという集団の空間では、人から注意されたり、逆に人の面倒をみたり、なぐさめたりする中で社会性が維持、構築できる。人間関係の中での自己表現を通し

て、自身の存在感が増していくという。第 2 章では、こうしたデイサービス空間を、マイノリティにとっての対抗的公共圏として位置づけ、マイノリティが自尊心を回復し、公共的空間へのアクセスを支える役割を果たしていることを仮説的に提示した。調査でも、デイサービス空間が、利用者にとって「参加の拠点」でもあり、「自尊心の回復の場」としての機能を果たしていることが明らかになった。こうした側面を有していることが、マイノリティ支援の福祉ＮＰＯの特質の一つであるということができる。

また、調査を行った福祉ＮＰＯでは、デイサービス事業と並行して、様々な事業や活動・運動を展開していた。例えば、外部社会への参加や、逆にデイサービス空間に呼び込むという手法も見られた。例えば、ある団体では、行政をはじめとした様々な団体や人の訪問者を受け入れている。そうした訪問者を、在日コリアンの高齢者は「歓待」する。

また、行政や福祉専門職も対象とした講座の開設など、自らの土俵に呼び込んで啓発するという逆の発想にもとづいた事業もある。

これら事業を通して、福祉ＮＰＯは在日コリアン高齢者の様々な形の参加を支援しているといえる。第 2 章で仮説的に提示したように、マイノリティにとっての参加は、当事者組織や福祉ＮＰＯといった中間集団の存在が不可欠である。在日コリアン高齢者のデイサービス活動を行う団体もそうした役割を果たしていると意味づけることができるであろう。

しかし、こうした参加という側面にのみ焦点をあてて、福祉ＮＰＯの意義を明らかにするのでは、不十分である。というのも、これら団体の活動を、「権利」要求と言う側面からも分析してみる必要があるだろう。本調査では、在日コリアン高齢者のデイサービス事業を展開するすべての団体が、なんらかのかたちで在日無年金高齢者の裁判の支援に関わっていた。

第 3 章でみてきたように、在日無年金高齢者の問題は、年金制度の国籍条項撤廃後に経過措置がとられなかったことにより生じた問題である。裁判は、福祉国家による不平等に対する異議申し立てとして、「権利」を要求する運動であったといえる。

そこで重要なのは、そうした運動が、介護保険制度における福祉サービスの提供という地域での実践を行う中で、無年金問題の深刻さがリアルに把握されることで、より根拠を持った権利要求運動が可能になった点が特徴的であることである。そこが、1990 年代の在日コリアン高齢者の無年金問題をめぐる運動との違いであるといえよう。

つまり、デイサービスなど一連の介護保険サービスの提供を通して、在日コリアン高齢者が福祉サービスから排除されている要因の一つに無年金問題があったことが再度、明らかになったからである。

第 1 章で示した通り、福祉国家における市民権をめぐる議論では、市民権から参加へとその焦点がシフトしてきたこと、さらには社会的排除への注目によって、そうした人々への支援を展開するＮＰＯの意義は、権利と参加との両方を満たそうとするところにあることを確認した。

同様に、在日コリアン高齢者を支援する福祉ＮＰＯは、無年金訴訟などの「権利」を要

求する運動と、「参加」を通して、在日コリアン高齢者の自尊心の回復を保障する活動とを並行させて行っていた。

一般の福祉ＮＰＯでは、後者の側面は重視されていない。本研究における民族的マイノリティ支援の福祉ＮＰＯは、この文化的次元を重視するとともに、福祉国家における平等としての「権利」を並行して要求するところにその意義と特質があるといえる。

３．媒介項としての「民族性」に関する検討

在日コリアン高齢者の問題が支援活動へとつながるためには、媒介項として「民族性」が存在することは先行研究でも指摘されてきた。聞き取り調査では、様々な文化的表現やモノや記憶の移動と伝承(つまりルート)について語られていた。その内容を、自民族の文化の確認にとどまるものであると理解するのであれば、先行研究で示されていた「エスニック・アイデンティティの回復」ということはできるかもしれない。

しかし、「自分達の代はもういいから、孫の代には差別がないように」というハルモニの言葉の重みを次世代の２・３世はどう受け止めればいいのだろうか。「エスニック・アイデンティティの回復」という結論だけでは、親世代がたどってきた苦難の歴史や経験を受け止めながら、受け取ったバトンを自身の生き方や社会にどうつないでいくのかという課題
に答えたことにはならない。

上記の課題を検討していくにあたっては、点在地域で活動を展開する団体の例が参考になるであろう。点在地域では、在日コリアン 2･3 世の人材確保が難しいという外的条件もあり、そもそもスタッフを在日コリアンのみで活動展開していくことが難しい。実際、スタッフの半分以上が日本人であった。そのような条件のもとでは、「民族性」のみならず、他の媒介項も有した活動を展開せざるをえないだろう。

次章では、E 団体の活動展開の背景やプロセスを詳細に分析することで、民族的マイノリティの支援活動が「民族性」にのみ基づくわけではないことと、「民族性」以外の媒介項を有した活動の可能性について論じていくことにする。

第５章　地域を基盤とした支援の展開
－ある在日コリアン女性のライフ・ヒストリーから－

第１節　はじめに

第２章で、マイノリティの対抗的公共圏が承認の空間を形成する可能性について論じ、４章では在日コリアン高齢者のデイサービスをはじめとする支援活動の中にそれが見られることを示した。また、担い手である２・３世にとっては、支援活動が在日コリアン高齢

者の生きてきた歴史との「出会い」の場であり、自らのルーツを確認する場ともなっていることも示した。そのことを通して、担い手の２・3 世にとっては、「エスニック・アイデンティティの回復」[文 2007]であることを追認できるとした。しかし、「エスニック・アイデンティティの回復」という結論だけでは、親世代がたどってきた苦難の歴史や経験を受け止めながら、受け取ったバトンを自身の生き方や社会にどうつないでいくのかという課題が残される。

また、デイサービス空間を、「民族」という一枚的な性質を有したものであるとして、本質主義化してしまうことで、その内部にある権力構造を不可視化することに寄与してしまう危険についての疑問も残ったままである。

第２章では、多文化主義に関わる本質主義と反本質主義の議論を参照しながら、「境界の閉じられた文化」という見方における問題点と、いくつかの可能性について論じた。

第５章では、これらに関わる課題について、在日コリアン高齢者のデイサービス活動を展開するある在日コリアン女性のライフ・ヒストリーをとりあげる。彼女のライフ・ヒストリーの分析から、上記の問い、つまり①「境界の閉じられた文化」(ここでは在日コリアンコミュニティ)の内部にある権力の問題をどのように考えるか、②活動展開の可能性は「エスニック・アイデンティティの回復」にしかないのかという２つの課題について検討していくことにする。以下では、在日コリアンコミュニティ内部の権力の問題についての予備的考察を行い、さらに研究の目的および方法を明示する。続く第２節からはライフ・ヒストリー分析を行うこととする。

【背景と目的・方法】

1980 年代に盛り上がりを見せた指紋押捺運動をきっかけに、在日社会、ことに民族団体内の家父長主義的性格について、在日の女性から鋭い指摘がなされるようになったことについては、第 3 章でみたとおりである。

そもそも在日の民族団体の中には、民団には婦人会、総連には女性同盟といった女性組織がそれぞれに存在していたが、南北それぞれに国家が成立すると、女性団体は女性大衆を動員し､国家に奉仕する補助的な組織としてしか期待されなくなったという経緯がある。1980 年代の指紋押捺拒否運動が高揚した時期､民団の中では婦人会が率先して積極的に撤廃署名運動を展開したが、1986 年に政府間レベルで「外国人登録法」の部分改正が行われると、運動は急速に鎮静化した。

結局、婦人会とは民団上層部が決定する課題を男女で役割分担し、時には男の対面・面子からできそうにない活動までも担う、民団という家父長的家族の主婦であり、下請け組織であった[宋連玉 2005:143]。また、女性同盟も本国の政策批判は難しく、北朝鮮で刊行されている朝鮮民主女性同盟の機関紙『朝鮮女性』は指導者への賛辞と良妻賢母への褒賞が紙面を埋め尽くし、花という単語がちりばめられているのに、なぜ女性が花かという批判は内部から生まれない[前掲書:144]という。

第 5 章では、これまで見てきた在日コリアン高齢者へのデイサービス事業を展開する福祉ＮＰＯを立ち上げたある在日コリアン女性Ｔさんのライフ・ヒストリーをとりあげる。それは、在日女性が「民族的」であることが、女性抑圧につながる罠に気づき、国家(＝民族)や家族とも異なる論理の「場」を求めて、障害者や日系人の運動と連帯をしながら、自らがその「場」を創り出していくまでのプロセスである。言いかえれば、それは在日女性のアイデンティティの模索のプロセスでもある。第 4 章では 2000 年以降広がった在日コリアン高齢者を対象としたデイサービス活動を展開する福祉ＮＰＯの代表者やスタッフへのヒアリング調査を通じて、活動展開のプロセスや意義について明らかにしてきた。活動の内容は、在日コリアン高齢者がたどった歴史的経緯や文化的な特徴に配慮したものとなっており、スタッフも在日コリアン２・３世であることがほとんどであった。このことからもわかるように、これら活動によって形成されるコミュニティは民族性に基づいた活動であると一般的には理解されている。

しかしながら、そうした見方とは少し異なる視点からこれら活動に焦点を当てることで、在日コリアンの社会運動の変遷における、もう一つの側面を明らかにすることができると考える。そして、Ｔさんのライフ・ヒストリーにおいて、障害者や日系人の運動との連帯の共通基軸について考察を深めたい。そのことを通して、在日コリアンのみならず日本における少数者に関して通奏低音のように流れるテーマを見出すことができるのではないかと考えている。

ＮＰＯなどによる、在日コリアン高齢者に対するデイサービス活動は、日本人との文化的差異に配慮したサービス内容などから、「民族性」に基づくものであるという見方が一般的である。しかしながら、その「民族性」の内容についてまで踏み込んで論じられたものはみられない。

一方で、1980 年代の指紋押捺拒否運動の中で指摘された、在日の民族運動内部に存在する問題点、それはじつは女性の抑圧の上に成り立っていた運動ではないかという批判がなされたことは第 3 章で述べたとおりである。民族差別という軸だけでは、見えてこなかった問題が、在日社会の内部、特に女性から提起されることとなったのである。

ではその批判がなされた後、在日運動の中にそうした規範を乗り越えるような論理が見出せる運動はあったのだろうか。

本章では、この 2000 年以降の在日コリアン高齢者のデイサービス活動を、戦後の在日コリアンの運動の延長線上に位置づけ、上記の観点から、その活動の意味について考えてみたい。本章では、在日コリアン女性による口頭での語りを通して、彼女が生きて経験してきた出来事や歴史、さらには在日コリアンであること、女性であること、障害のある子どもの母であることの意味を明らかにしていく。そして、その語りの中から、これまでの在日コリアン社会や運動をふりかえり、その意義や問題点について分析し、運動の可能性について考察をしたい。さらに、在日コリアンのみならず障害者や他の外国人などとの連帯過程を通して、その連帯の共通基軸を明らかにしながら、そうした人々に共通するテー

マを見出したい。

この口頭による人生の歴史、つまりライフ・ヒストリーという手法は、人種差別と女性差別という複合的な差別を受ける存在として、例えば黒人女性の置かれてきた状況の中で培ってきた強さを浮き彫りにすることを目指した研究の中で活用されている。つまり、人種差別という軸の中では関心が払われなかった内部の女性の問題にも目を向けるために有効なアプローチとして採用されている。

本章では、在日コリアン女性が体験し行動してきた出来事を口頭でのライフ・ヒストリーとして聞き取りを行うこととした。対象となる女性は、関西地域に住む在日韓国人 2 世のＴさんである。インタビューは 2006 年 8 月 22 日に行った。インタビューはＩＣレコーダーで録音し、それを文字化させた。

Ｔさんが語った内容を、なるべくそのままの形で、その骨格をゆがめないよう配慮しながら再現している。Ｔさんの語りを紹介しながら、①運動のきっかけとなった在日無年金障害者問題への取り組み、②日本の障害児施設と民族団体のはざまでの葛藤、③自らの生き方の模索と障害者運動との連帯、④家族でも民族でもないアイデンティティの問題、⑤在日高齢者問題への取り組み、⑥安心できる「場」の創出、⑦在日外国人の支援運動との連帯という 7 つの観点から分析を行っている。この順序はインタビューで語られた順番そのままの形で構成されている。

第２節　「民族」から「障害」へ

１．在日無年金障害者問題への取組み

まずＴさんに、在日高齢者のデイサービス事業を立ち上げるまでの経緯をうかがったところ、Ｔさんは、滋賀県で 1991 年に在日無年金障害者・高齢者についての年金制度の国籍条項を完全撤廃させるための県の連絡会を結成し、署名活動や行政交渉、厚生省(当時)との交渉などの活動を始めたことから語り始めた。

> 最初は在日の無年金障害者の運動をやっていたんです。例えば、県とあと市町村で。どっちも力あわせて、そういう運動やってきました。つまり市町村だけが負担するのでなくてね、県も、県と市町村が半々でね。日本、在日、障害者…、日本で生まれて日本で育った、この障害者がね、あの 82 年までは国籍条項が福祉なんか全部あって、それで排除されててね。82 年に国籍条項がとれたときも、もうすでに無年金の人はそのままっていう風にね、そういう条項が入ったもんですから。そういうふうになっちゃったもんだから、ものすごく不条理でね。親も兄弟もいてね、みんな日本で働いて、税金も払ってね、みんなしてきてる・・・。大変問題になったんですよ。

日本の難民条約批准によって、社会保障における国籍条項が撤廃されたにもかかわらず経過措置がとられなかったために、在日障害者や高齢者に無年金の者が生じることになっ

たことは3章でもふれたが、それをうけて2000年に起こされた在日無年金高齢者裁判の支援にTさんも関わっていた。

自治体に向けての運動ですね。そのときまで裁判はなかったんです。あの、ほら塩見訴訟っていうのはあったんですけど、個人のね。それは帰化した人ですね。在日が帰化して、それでもらえへんのを…負けたんやけど。そういうのはあったけど、この私たちの運動から裁判が、始まったんです。京都で、まず、聾ですね、耳が聴こえない。だからしゃべるのもあれですわね。聴こえないからね。それで、京都のそういう障害者たちが自分たちも参加したい言うてね、運動に参加したいと。

京都は、あの西陣があったのでね、聾唖の人も西陣が盛んなときは職があったの。耳が聞こえへんとしゃべれへんぐらいやで、手は、体どうもないんやから。織物がガタンガタン、ガタンガタンいうなかでね、あの仕事するにはほら、別にまあ。そこの事業主に理解があったら、まあね、使ってもらえたわけね。会社に言うたら。

西陣がダメになって、そうするとろうあの人たちがね、職を求めると、無年金やということが知られてないから、在日のね。82年に20歳を過ぎていたら、あの人は経過措置とられてないから、そのまま無年金やということを、日本の社会に知られてないので、職を求めてもね。

Tさんは、続けて、在日無年金障害者問題への日本社会の無理解・無関心について語った。

例えば、同じ障害者を雇用する職場がありますね。そこで、あなたも障害者だから雇いますよ、と。当然月給が少ないわけですよ。障害者雇用をしてはるからね。せやけど日本の人は、この何で言うたら、基礎年金8万円がありますね。例えば、そうしたら毎日働いて、月8万円で来てくれるってなったら、合わせて16万ですわね。

ところが、在日の場合も8万円しかくれへんわけ。それで「私たちには年金がないんや」って言うても、そんなはずはない(と言われる)。要するにみんな知らないから、だから、生活がね、できていかないの。

日本では、障害者雇用の枠での雇用だと、年金も見越して給料が少なく見積もられるという。ところが、在日の障害者が無年金者であることを、日本人は知らないために、在日コリアンの障害者は日本の障害者よりも厳しい生活を強いられることになるという。

在日コリアン障害者の問題を深刻化させている要因の一つに、日本社会成員の側の無理解・無関心があげられる。つまり、塩見裁判にみられるような日本人前提の制度設計がなされてきたこと、つまり外国人が社会保障制度の対象から排除されてきたことの経緯についての知識が全くないこと(知られていない)ことや、そのことによる在日無年金障害者の

窮状が全く知られていない現実が、T さんの語りから理解できる。
そもそもの制度からの排除のみならず、そうした制度に対する日本人の無理解・無関心も重なって、在日無年金障害者の問題が不可視化されていくしくみがここでみてとれる。

それで、私たち全国連絡会というそういう会を持って、年に一回くらい厚生労働省と交渉してたんです。そこへ京都からドっと来はったんです。4、5 人が。あの聾唖の人が。
それで、一緒にするなかでね、やっぱり提訴していこうという流れができて、初めて京都の無年金障害者が提訴したんです。今、高裁に行ってるんですけどね。

京都での在日コリアン障害者の無年金訴訟は、2000 年 3 月に、京都市在住の在日コリアン障害者が国に対して障害磯年金相当額と慰謝料を求める集団訴訟を起こした。訴訟の背景には、年金がもらえないという事実だけではなく、「在日コリアン(障害者)には無年金者がいる」ということを知らない日本人の多さと、そのことからくる不利についても語られた。在日コリアンが抱える制度における不平等は、日本社会の無知と無理解によって不可視化される。そのため、提訴という形で異議申し立てをするしかなかったことが、T さんの語りから理解することができる。

あのね、滋賀県でこの運動する中で、兵庫県や大阪も同じように運動してはる人がいることがわかったので、一緒にやりましょうということで、私たちは滋賀県連絡会という、全国連絡会を作ったわけ。全国連絡会の仕事は何かというと、各自治体のね、地方の実情をみんなが知ってね、それでそういう資料も作ってね、運動団体の側からね。それとともに国に対してね、力あわせて働きかけていこうっていう風な。あの、大津市交渉なんかする場合ね、年金のことでもややこしいじゃないですか。だから、勉強会とかするときに、たとえば兵庫県は、そういう運動してはった人たちが講師として来てくれはる。だったらうちも、という感じで勉強会をして、市との交渉、あるいは県との交渉をしていったわけです。それぞれの地方の連絡会は、それぞれの県と自治体、で、一生懸命運動する人で成果を持ち寄って、あるいは問題点を持ち寄って、年に一回ほど集まって、それで、みんなで親睦会とか連絡会をしておいてから、厚生労働省に行くっていう形で年に１回くらい、一泊で東京でもっていたんです。

２．日本の障害児施設と民族団体とのはざまで

次にＴさんは、障害当事者の自立生活運動との出会いについて語ってくれた。この出会いは、その後のＴさんの生き方を変えていく大きなターニング・ポイントとなった。きっかけは、日本の障害児施設にいるある朝鮮籍青年の窮状とそれへの施設の対応への憤りからだった。

最初ね、あの、私の住んでいるとこに「A施設」っていう重症心身障害児の施設がありまして、実は私、子どもに障害があってね、サマースクールとかをするのにその施設の空いてる部屋を借りたりしてね、そういうところでサマースクールもしてたわけなんです。いろんな親が集まってね。うん、あの当時はあんまりそういうものはなかったんですよ。夏休みに 40 日間、こう親と子がベタっといなきゃあかんから苦しいのでね、みんなで力を出し合って、当番制にしたりして。いろいろ頑張ってやっていったなかで、そういう付き合いのなかから、実は、ここ(A施設)には朝鮮籍の青年で無年金の人がいるんだっていう話になったんです。それで、やっと事情を聞いたんやけど、どうしていいかわからないっていうわけ、1 人でね。

すぐに力になりたいって思ったんやけど、「彼の苦しみをわかってあげられるのは在日だけや」って思ってたんです。日本人には無理やと。そうじゃなかったら、こんなんほったらかしにしとかへんでしょ。

それで、最初私は、今度は民族団体がしてくれるんじゃないかと思ったわけ。それで民族団体にその相談しに行ったらね、「あ、ほな一回、行きます」と言って、一緒にA施設に行ったんです。そうしたらね、その施設側が「そんな、ものっ」って怒ってね。「政治的なことに巻き込まれたくない」とか言うて、一切対応しなかったわけね。

施設に入所している朝鮮籍の青年の窮状を聞いて、Tさんは何とかしたいと思ったのだが、まずは「民族団体」に相談してみようと考える。Tさんたち在日コリアンにとって、やはり何か問題が生じた時に相談し支援を求める先は、行政ではなく民族団体であったからだ。

Tさんは、在日無年金障害者の窮状を知った時に、まず思ったのは、「理解してあげられるのは在日だけや」ということであった。さらに、こうした問題が日本社会において放置されていることは、日本人の無理解・無関心にあるとうことがわかっていた。なぜなら、日本人の側が、同じ施設内にいる在日無年金障害者の問題について、「自分たちの問題」として取り上げようとしない、つまりは見て見ぬふりをするというのは、そういうことだからだ。

そうなると、対抗的な文化に依拠せざるをえなくなる。ここでいう T さんにとっての対抗的な文化とは、「民族」であった。ちなみに、在日にとって民族団体に依拠するということはどうしても国家という局面を含まざるを得ない。相談に行く民族団体を選ぶこと、つまり民団か総連かを選ぶということは、望むと望まないと限らず、その背景にある北か南かという国家を選ぶことにもつながる。つまり、在日にとって「民族」はその背後に国家のイデオロギーが深く浸透したという意味での「民族」なのである。そして、Tさんは

既存の民族団体に相談にいく。

一方、施設の日本人の側は、朝鮮籍青年の問題について、「政治的な問題」として一蹴した。つまりそこには、日本人の側が、朝鮮籍青年のことをどのように見ていたのかという視点が明確に表れている。彼の窮状を、「個の問題」ではなく、「外国人の問題」でもなく、「民族の問題」さらには、「国家の問題」に結びつけて捉えていたということである。であるから、日本国家に属する日本人としては、彼の問題は「関係がない」のである。青年を「朝鮮籍」というそのことによってのみ捉え、実際の窮状や彼の内面に目を向けようとはしていなかったとうことである。

このエピソードからは、マイノリティ自身の意向とは関わらず、「民族」あるいは「国家」というアイデンティティをいかにマジョリティとしての日本人の側が押し付けていたかを表すものであるといえる。

Tさんは、そうしたマジョリティによって「押し付けられたアイデンティティ」への対抗として、既存の民族団体へ依拠しながら「民族」というアイデンティティを使って対抗していかざるをえなかったのである。

> それで私はその態度に腹が立ってね。人生でお金が一銭もなくてね、障害が重かったらね。もし自分だったら、何か力になろうかって言われたら、やっぱりこう率直に言うと思うんですよ。こんな人生でね、施設入れられて、お金が一銭もない状態だったら。こんなもの普通では想像できないでしょ。その子はもうアイスクリーム１個買うこともできないっていうのやから。あの、日本の人は年金があるから、ある程度お小遣い持ってはんねんけど。その子は家ももうダメだからねえ。
>
> そんなんでね。でも、その青年はそこに入ってるから、私はそこで暴れるわけにはいかないでしょ。それで腹が立って、どうしようかって考えた中で、その時、「青い芝の会」、それから「全障連」とか、そのときそういうのにね、出会ったわけ。まあ、「青い芝の会」はこんなこと別に嫌いやねんけど。全障連とか、そのとき強かったわけ、結構 10 年くらい前は。それで、県のその人たちと連絡を取り合ってね。

「青い芝の会」は障害児殺しの母の減刑嘆願を批判する運動として１９７０年に神奈を中心として始まった運動である。特に、全身性障害で言語障害を併せ持つ人たちの置かれてきた状況はすさまじく、「障害者だから仲間」と思えるような土壌はできていなかったという［樋口 2001:14］。会長の山北氏は、脳性麻痺者は他の障害者団体に行ってもなかなか相手にされないと会報の創刊号で述べている［寺田 2001:196］。そして一貫して「親がかり福祉の発想の転換」を主張していた。

その後、こうした当事者運動は、全国障害者会報運動連絡会議（全障連）、差別とたたかう共同体全国連合（共同連）、障害者の生活を要求する連絡会議（障害連）へとつながっていった。T さんはそういった人々の協力を得て運動を行った。

「青い芝の会」の人たちとか、それから、「全障連」の役員している人たちとかが、全部県の障害者の中にいるわけですよ。県に支部があるからね。それで、その人たちに一度、県の(支部の)紹介をしてもらったりしてたら、みんなそのA施設の彼を知ってるわけよ。

つまりね、障害の重い人たち、っていう人たちは、今家に住んでても、やっぱりそういうA施設の重い人たちのことをよく知ってはるわけ。というのは、今家にいる人も、小さいときはA施設にちょっと何年か入ってたんやと。世話が大変やといって、家族が預けるでしょ。後で(施設を)出たりしてね。みんな知ってはる。彼が年金が無いっていうのも、うすうすは、みんな知ってはったんです。力を出そうということになって。それで、みんな寄ってきて対県交渉なんかではたくさん来てくれたんです。車椅子でね。

朝鮮籍青年への支援について、既存の民族団体の協力ではうまくいかなかったこともあり、T さんは日本の障害者運動のメンバーと連帯していくことになる。

そもそも、マジョリティによって「押し付けられたアイデンティティ」への対抗として、既存の民族団体へ依拠しながら「民族」というアイデンティティを使って対抗していこうとしたわけであったが、その「民族」というカテゴリーを超えて日本の障害者運動と連帯していくことで、「民族」カテゴリーから「障害」カテゴリーへの組換えが行われているように思える。しかし、そうだとするならば、「民族」から「障害」への組換えでは、そのどちらも本質主義的な枠組みから脱してはいないということになる。

第３節　障害のある娘と共に生き方を求めて

１.「障害」「女(母)」そして「在日」であるということ

ここからは、T さんが障害を持つ娘と二人で追い詰められていく様子が語れる。そして、それは「在日」であることとも無関係ではない。

実は私、CIL(自立生活センター)とすごくつながりがあってね、この 90 年代ちょっと前からね、無年金運動に関わってね。私自身は個人的にね、うちの子、娘が障害重いんですよ。一級の脳性マヒなんですけどね。彼女を支えてね、あの子は施設に入るのは絶対イヤと言うから、私はもう死に物狂いできたんです。そういうなかで、この人(娘)が一番、体が不自由に生まれたんやけど、生まれてきた以上、良かったと思えるような生き方、人生を肯定するような生き方をしてもらいたいとずっと悩んできたわけね。

でも、母親１人では限界があるんです。家庭だけではね。子どもは社会的な生き物っていう側面もあるからね。だんだん養護学校も卒業して、作業所に行くようになる

んですけど。あの、こう…なんて言うか、だんだん希望がなくなってくるっていうかね。

岡原は、家族内部の感情的な巻き込まれが強く、閉鎖的な空間が作られてしまうことを指摘している［岡原 2012:122］。それは、日本型福祉社会論で求められた「家族の暖かさ」とは逆の方向性を持つものだという。障害児殺しの母にみられるあるいは、それへの社会の同情にみられるように、愛の過剰という親の心性によって、障害者は巻き込まれていく。

親と子が愛情をめぐって構造的に閉鎖的な空間を作りあげてしまう構造の中でのもう一つの特徴は、父親の不在である。その背景には、障害を持つ子を産んでしまったという罪責感があるという［岡原 2012:132］。それは障害が社会や個人から否定的にのみ価値づけられていることや、障害児を出産した母親に、障害の原因が現実的にも、象徴的にも帰属されるからだという。

T さんも子どもとともに追い詰められ、孤立していく様子がうかがえる。

そういうふうに、子ども自身もその精神的に不安定になってくるということがあったので、私も。例えば、私が仕事をするとすると、家にその重い障害者がいますね。それでこの子が福祉的な作業所に行ってるわけやな。しかし朝、迎えの車が 9 時過ぎに来てね、帰り 4 時頃帰ってきたらね、なかなかちゃんとした仕事ができないわね。それに、いつまた病気で休むかもしれんし。病院連れていくのもみんな親やしね。会社に行くわ、内科医に行くわでね。なかなか母親がその社会的な活動ができない。社会的な活動ってね、ボランティアやったらできるけど、私はやっぱり自分のこう、人生を考えると、ずーっと、やっぱり自分の食べる分は自分で働きたいってね、若いときからずっと思ってて。子どもがこうだったから、まあやむなしにやったんですけどね。

それで、ちょっとパートでね、生協で 5 時間くらい働くっていうのをしてたんです。それ自体もなかなかね。すぐにね、(娘が)何か休まはるんです、作業所でも。今日は創立記念日やゆうて休むわね、何とかやゆうて休むしね。雪が降った言うて休むんやけど、仕事は雪が降ったって休みなれへんやんか。そのときね、ものすごく悩んでたんです。子どもの都合を朝見ないと、自分も動けないっていうのは、ものすごく苦しいわけよ。

ここで、T さんは障害をもった子どもの母であるが、もう一つの側面、つまり「在日であること」にも目を向けなければならないだろう。というのも、在日コリアンの女性の場合、日本人と違って専業主婦である可能性は低い。在日コリアンへの差別により、男性の職業は定収入あるいは家族経営の自営業中心である。したがって、在日コリアンの女性は

日本人の場合と異なって、「働かなければ」ならなかったからである。
そうした状況の中で、障害を持つ子の母として愛情規範が課せられるのみならず、時間や物財の面においても絶対的な剥奪状態に置かれ、追い詰められていく様子が見て取れる。しかしながら、T さんは破口を見出すために動き出すことになる。

２．障害者自立生活センターとの出会い

Ｔさんが娘と自身の生き方を模索しながら様々な活動をする中で、障害者の自立生活センターとの出会いは、T さん自身の生き方に大きな影響を与えることになる。

> それである時に、今から５、６年前かな、まだデイサービスをする前ですわ。ネっとで調べたらね、東京と大阪はね、母親が仕事していたら、障害者の家庭にヘルパーを派遣する制度があると。他のところは親がいたらダメなんですよ。
> それで、私もう引越そうと思って、なんていうか、福祉の変更は人を殺すと思ってね。もう私も生きていけへんと思ってね。こんな状態で生きていけへんと思って、デイサービスする５、６年前かな、仕事もやめてね、1 年間、あの子どもを連れて、1 か月か 2 か月に 1 回出かけてたんです。
>
> 無年金者の運動で各地から集まりますでしょ、在日の障害者が。東京の人もいはったんやわ。東京のそういう自立生活センターを紹介してもらったり、大阪の人には大阪の人を紹介してもらったりしてね。
> 子どもの車椅子を押して、私リュック背負って、東京や大阪にね。泊まるとこは、そういう CIL に一泊 1000 円くらいで泊めてもらってね。そこには、いろんな障害者がいました。在日の障害者もいたし、日本の障害者もいたんです。
> そのなかでね、思ったのは、やっぱりその、「人間が生きるってどういうことか」っていうことをどうしても考えさせられました。

生きていく場を求めて、様々な地域の障害者との出会いを体験していく。出会った人の中には、日本人も在日コリアンもいた。そうした出会いを通して、T さんは「人間が生きることはどういうことなのか」という根源的な問いにまでたどり着く。

> それで、CIL の理念っていうのは、一番重い人を代表にする。それか地域でそれぞれの暮らしをするというもの。だから、グループホームとかね、とにかく町のなかでグループホーム建てて、そこでっていう、そういうのもあかんと。とにかくもう、障害者も普通の人も同じようにね、まちのなかでバラバラっと暮らさなあかんというんです。それで、その CIL を作るならばその代表はね、まあ全体は障害者が運営するんですけど、トップはもちろん障害者でないといけないし、そのトップは一番障害の重

い人。そうしないとね。あの、カリスマ的な障害者いますよね、意見はちゃんと言うしね。車椅子は乗ってるとはいえね。あの人たちが代表になったら、重い障害者は来ないと私らはわかってた。あの人らがやってはるんやと。やっぱりああいうカリスマみたいな人が代表になったら、交渉したりしよう思たらね…こんなこと言うてたらあかんわな。あかんねんけどね、私はこの理念じゃないとうちの子はもう救われないと思ったの。

CIL（自立生活センター）の特徴は、障害を持つ当事者中心で運営がなされ、権利擁護・情報提供・介助・自立生活プログラム・ピアカウンセリングなどを提供することである。また、重度障害者の地域での生活を支えるために、自立生活プログラムやピアカウンセリングを重視する。

T さんの語りの中で徹底して貫かれているのは、権力を否定することといえる。社会的弱者とされた障害者の団体の内部における権力構造にも目を向けていることからうかがえる。

外部との交渉という運動や組織運営などの面において、カリスマの存在によって効率的にことが運ぶかもしれないが。しかし、T さんはそれではだめだという。

やっぱりね、なかなかできないにしてもね、「理念はこれでいく」としないことにはね。この理念自体は正しいし、もし私がこういうことをするんやったら、あの重い人を代表にして、スタッフが支えてね。それで、重い障害者っていうのは、私もそうやけど、たとえ知的な障害があっても、肉体的な障害、重複してても、自分の意志をやっぱり言うんです。それはね、あの、たとえば知的が重くても、優しく言い換えたら、彼ら一生懸命考えて、やっぱり言いますわ。それをその、聴き取るか、聴き取れんかいうことやね。だからそれは、うちの子どもを育ててきて思うんですが、ほんまやなと思うんですけど、絶対あの子らも考えてますわ。

第４節　民族でも家族でもなく

１．ある障害者の女性との出会い

Ｔさんは、自らの生き方を求めて各地の自立生活センターをめぐって学ぶうちに、自身の生き方の指針ともいえる理念との出会いをはたすことになる。と同時に、それまで眠っていた問題意識が自身の中で顕在化してくることとなった。それは、結婚や家族といった価値規範に対する問い直しであった。

それでね、あるときに、豊中で自立してはる障害者の女の人に会いにいったらね、「私は親に殺されると思って、もう怖かったから独立した」と言うんです。事故でね、元看護士さんやねんけど、こっから下が動かないんですよ。当時まだ看護士になって

ない、看護学校行ってはったんやな。そこは、お父さんが車の運転手か、タクシーの運ちゃんかなんかで庶民なんですけどね。市営住宅の４階か５階に住んではって、エレベーターがないんですよ。そしたら、こうやって上げないといけない。その人が病院行ったりね、いろいろとありますよね、毎日、外出しないといけない。そうすると、半年くらいしたらね、お母さんがさかんに「死のうか、死のうか」って言うんだって。一緒にね。それで、「殺されるな」っていうふうに思うんだと。それで彼女はCILの知り合いの人に助けを求めて、それで自立してね。それで、いろいろ話ししたら、「結婚したけど離婚した」と。障害者同士で結婚しているんですよ。

Ｔさんがあった女性の自立生活への経緯は、「青い芝の会」設立のきっかけとなった障害児殺しの母の事件とも重なる。

Ｔさんは、その女性に会うために、大阪の在日無年金障害者裁判でつながりのある人に紹介してもらった会館に泊まる。そこは、自立生活を考える障害者を泊めてくれるところだとＴさんは説明した。

ところが、その会館の男性職員に、Ｔさんがこれから会いにいく人の名前を告げると、これから会いに行く人が実はその職員の元妻だったことがわかる。

そこの職員さんがね、その職員さんも車椅子乗ってはるねんな。職員さんが、「今日のお出かけ予定は何ですか？」って聞くから、私、「豊中の何とかさんに今日会いに行きます」って言ったんです。そしたら、「え！」って言われたんですよ。

そのときは意味がわからなかったけどね。その豊中の女の人のところに行ったら、そのＢ会館の職員が彼女の元夫だったのよ。その人も事故なんですよ。運転してて事故で、下半身が・・・、ここはどうもないんですよ。手もどうもない。ここから下だけなんやわ。

それで豊中の彼女と話してたらね、結婚したけどすぐ離婚したんですって言ったのよ。「なんで？」って聞いたらね、「まず私は豊中を離れられない」と言うんです。ここで介護者グループをもうカチっと作ってしまっててね。自分が生きるには、４、５人の女の人の確保して、それでなおかつね、アレンジしてくれる人とか、全部いないと、自分が全部しようと思うと病気になりますわ。これで病気になった人いっぱいいるんですわ。朝起きてすぐ、「今日来てや」っていうこんなことしてたら、もう病気になりますからね。

(介助者には)学生もいるしね。学生はよく忘れるしね。だから、誰か１人、中年の落ち着いた人がね、ちゃんときちんとコーディネートしてくれる人がいないと、ものすごく難しいです。それが全部いてはるんです。

障害者の自立生活のためのプログラムには、例えば「介助者の探し方」「介助者との付き合い方」「自己信頼と自己受容」「自己主張」「福祉サービスについての学習」「金銭管理」「性に関する相談」などがあるという[岡原・立岩 2012:232-257]。それは、はっきりとした理念に導かれてこの生活をはじめるのではなく、生活を進める中で徐々に形をなしてくるものであるという。そして、「自立生活」とはまず他者をどうしても巻き込んでしまう生活であり、このプログラムもそのための援助としてあるという。自己の中に折り畳まれず、他者に向かう姿勢が獲得され、実際の行為がなされていくという方向が目指されているという。

それで、(B会館の)男性はね、大阪に住みたかったんやわ。何の理由かは忘れたけど。しばらく妻の豊中にいたんやけど。仕事、ああ、通勤が難しかったんかな。あそこのB会館はね、ものっすごく変な場所に・・・。不便なんです。通勤が難しかったんやと思うわ。彼自身もまあ、楽やわなあ。(職場が)ああいうところなんで、安定してるでしょ。だから、彼もその職は失くしたくないわけやねん。それで離婚した言うからね。「はあ」って思ってね。そうすると、結婚って何やろうって思ってね。

Tさんの受けた衝撃は、障害を持った女性が、結婚や家族や男性よりも、自身の自立生活を優先するという発想に対してであった。それは、これまでのTさんの家族や結婚に対する考え方を再考させる契機となる。

2．脱「家族」の思想

やっぱり彼女は自分の生活がまずちゃんとしてないとね、あの、結婚生活は続けられないと言うのよ。結婚は第二だとね。私自身の生活を確立することが先やと。それですごくその人のことが印象に残ってるんやね。その時、娘と一緒に行ったんやけど、娘なんか放ったらかしでしゃべってたんやけど。

それで私自身もね、自分の人生をとても考えるきっかけになってね。つまり、私自身も自分の生活に悩みがあったんです。在日は、女の人は子どもをみて当たり前やと。障害のある子どもなんか産んで、どうしようもないと言われる。それで、自分がそんな子を産んだんやから、自分で面倒見ろってゆって。まあ、口に出さへんけどね。

もちろん私の結婚していた人が、まったくその家庭的にね、家庭を手伝うとかね、子どものことに主体的に関わるということがね・・・。

ここからは、障害を持つ子の母に対する、在日社会からのまなざしについて語られる。障害をもつ子を産んだ母に対する在日コリアン社会の目は、日本社会以上に厳しいものがあるという。在日コリアン社会内部にある女性に対する差別問題に対して、梁は次のように述べる。

旧態依然とする儒教制度にがんじがらめにされ、家事育児はもちろん、祖先を敬う民族よろしく祭事に追いまくられ、夫の親には孝行を、嫁に行かない女は「人間でないかたわ者」と、民族解放を論じる同じ下で「人間」から排除。結婚すれば男を生むまで子をはらみ続け、そして家内工業の無償の労働力として働かされる。(中略) 女に対する非人間的抑圧行為を問題にしないで、「侵略したことのない民族」だとか、文化的にすぐれた「誇り」とか言っても、まったく意味のないものである。(中略) 「人間」の中に「女」が含まれていくことを当然私はくり返しくり返し提起してゆく[梁1985:11-13]。

在日コリアンの社会運動を揶揄する言葉に、「世界平和、家庭不和」というものがある。つまり、男は祖国統一の民族運動に明け暮れ、生活上の面倒なことはすべて女に押し付けてきた在日コリアン社会に対する非肉の言葉である。

さらに、こうした在日コリアン社会内部の女性差別の問題は、表面化しにくいという問題もある。例えば、マイノリティの女性に対する夫からのＤＶはなかなか表面化しないという。なぜなら、「ＤＶを受けている」と在日コリアン女性が日本社会に向けて訴えたとき、何が起こるであろうか。おそらく、「やっぱり在日はこれだから」と、結局在日コリアン全体が不利になるからである。そのことがわかっているからこそ、マイノリティ女性がマジョリティ社会に向かって、マイノリティ内部の問題について声を上げることは難しくなり、結果、そうしたマイノリティ内部の権力構造の問題は不可視化されたままとなるのである。

マジョリティによって押し付けられた「民族」というアイデンティティに「民族」で対抗することで、その内部の権力の問題が不可視化されてしまうというしくみが存在する。

しかしＴさんは、同じような傾向が日本人の母たちの間にも見られるという。

子どもがあれだけ重い障害があると、やっぱり人間は、その何かきっかけがあって、変わるチャンスがありますわね。それで、私たちも、実は上の子は健康な子が生まれて、気楽な母だったんだけど、二番目に娘が産まれたときに、その、非常に重くてね。まずは命を助けなあかんといってね。どんなにしても死なせたくないっていうので、必死でやりますわね。それで何とかこう・・・。小さいときに、ほんとに何回も死にかけてる子なんでね。

それでやってきて、今度は学校に行くようになって。非常に障害が重いとかどうとか。そうなってくると、いやでも現実と向き合って、そのなかで、どうするかを考えますわね。そして、「その子も家族の一員だから、家族が支える」とかね。それにはやっぱり家族がみんな一丸にならなあかんねやけど、まあ、そこんとこは、なかなか障害のある子どもをもったお母さんはみんな悩んでると思うんやけどね。養護学校へ

行って、私は、いろんな日本のお母さんたちと知り合ったけど、幸福な人はなかったね。夫婦生活が。やっぱり自分で抱え込まなきゃならんとなって・・・。口に出さないけどね。

さらに、そうした困難な状況に陥った際の家族にかかる愛情の規範を一手に引き受けなければならないのが女であるとＴさんは言う。

男はまず仕事に逃げるでしょ。それで、姑との関係、親との関係、兄弟との関係があって・・・。みんな「恥や」と思うからね。障害のある子が家にいると、恥ずかしい存在っていうのがまだまだあるからね。

そういうことで、私も自分自身、しかしこう、離婚はできないと思って。生活力もないしね。そうすると、離婚できなかったらどうするかって言うと、そうしたら辛抱するしかないんだけど、辛抱するのは苦しいわけですよ。そういうなかで、私自身もものすごく悩んで、子どもも悩む。

そしてＴさんは、「家族」をめぐる閉塞した状況から抜け出すための新しい考え方を手に入れていくことになる。それがＣＩＬ(自立生活センター)との出会いによってもたらされた。

この運動のなかで、CIL っていう、この考えかたを知るようになってね。つまり、もう自分を解放することができるんじゃないかっていう風なことを思ったわけです。私はその豊中の女性のようにね、こんなに真剣に生きてきたかなと問い直したわけです。すぐに「自分さえ辛抱したら」とか、「生活があるから辛抱しなきゃ」とか、「子どものことは私がやっていかなきゃしょうがない」とかね。いろいろ堂々巡りで、自分を縛って縛って、幸せかって言うたら幸せじゃあないんですけど。

自立生活を営む女性との出会いによって、Ｔさんは今までの自分が、いかに家族や結婚という考え方に縛られてきたのかということに気づく。そして、そうしたものとは異なる第三の場所の必要性を痛感するようになる。

それで結局、私はまあ離婚してね、離婚してこの運動に全力で取り組もうと。やっぱりこういう家族だけの、たとえば障害のある人をどうやって支えるか、あるいは高齢で大変な人をどうやって支えるかっていう時に、家族だけの枠だと、非常に苦しいということを私は身をもって知ったということがあったので、家族以外の第三極っていうかね。

そういう相談ができたり、ちょっと預かってもらったりね。それから役所に対して、

言い返せないからなかなかね。その、在日はまだまだね、福祉に遠いし、権利性っていうものがね、たとえば、生活できなくて生活保護受けてる在日の人なんて、全然「あ」とも言えへん立場ですわ。これは「準ずる(注：生活保護法には国籍条項はないが、不服もうしたげが出来ないことになっている。それは、外国人の保護の適用が日本人に準ずるという意味での「準用」であるということをＴさんは指している)」やからね。

日本の人はほら、クーラーつけてたら生活保護切るぞ言われて、裁判起こせるけどね、在日は権利じゃなくて、「準ずる」なんです。はい、だから言えないの。抗弁権がないのよ。だからもう黙ってしてくれはるだけなんですよ。

Ｔさんにとって、家族以外の第三極が必要な理由の一つには、民族とその中にからめとられる家族のみならず、国家や自治体と言う後ろ盾がない状況も含まれる。生活保護法から国籍条項は撤廃されているものの、いまだに抗弁権が与えられていな。それは、在日コリアンにとって福祉は、「権利」ではなく「恩恵」でしかないことの証拠でもある。

Ｔさんにとって第三極の場やつながりを求めることは必然であった。

第５節　第三の場所を求めて

１．人生の課題

ここからは、Ｔさんのそうした自身の生き方の模索から、在日高齢者に向けたデイサービスの開設に至るまでのプロセスについて語ってくれた。

Ｃとか Ｄとか在日の高齢者にデイサービスをやってる大きいところはね、民族運動してきた人とかね、そういう人がみんな代表になってはるけどね。私なんか、まったく自分の生活からなんですよね。こう、何ていうかな、自分自身のこう、人生の課題というか、それがあったわけですよね。私自身の人生の大きな課題っていうのは、日本で在日朝鮮人の子として生まれたことと、あの、重い障害の子の母になったことっていうのが、私のなかの一生の課題なんですよね。

命ある間に、これを私自身の人生と統合していかなきゃいけないわけでね。そうじゃなかったら自殺するとかそんなことはあれですからね…そういうことが課題であったのでね。それと、そういうこととともうひとつはやっぱり高齢者の問題でいろいろこう、問題もあったということですよね、はい。高齢者の問題も、自身の問題と結びついています。

Ｔさんの人生の課題は、在日コリアンとして生まれたことと、障害を持つ子の母となったことの両者が人生を通じてのテーマとなっている。ではこれらはどのようにつながるのだろうか。オリバーは、抑圧による生じた闘いは、たんに抑圧者と被抑圧者の間で起こるのではなく、被抑圧者の中から起こるとする［オリバー 2006:142］。つまり、障害者ア

イデンティティは内的な心理学的過程を通して形成されるのではなく、人種やジェンダーなどの歴史的文化的要因が影響するという。

さらに、こうした問題と在日コリアン高齢者の問題とはTさんの中でどのように結びつくのだろうか。

> やっぱり在日の人はね、障害者の問題もあんまりほら、みんなが知ってるわけやないんやけど。たとえば、高齢者で認知症が出てきたりすると、もうそれやからダメなんやとなりますね。
>
> 同じように、家にこう、子どもが生まれて、その子が障害があったとしますね。まあ、日本の人でもそうやけど。あの子さえあれ(障害)が無かったら、うちは幸せやのにって思うんやね、人間て。要するに世間並みのね、世間並みにあの、全部健康でうまいこといったら、何も問題ないのに、あの子さえいなかったら、あの子さえ元気やったらってね。おじいさんさえあんな認知症にならなかったらというのと一緒やと思います。
>
> しかしそれは、人間とはどういうものかということにとても深く関わってることでね、そういうその悪いことをみんな排除して、いい人だけで、元気でお金がある人だけでやっていくのかっていうこと。私はやっぱりCILってそういう問題を含んでると思うんですよね。

障害を持つものが家庭内に囲い込まれ、家族という愛情のもとで構造的に閉鎖的な空間を作られてしまうことは、高齢者の在宅ケアの問題にも通じるものとしてTさんの中では理解されているものと思われる。さらに、そうした規範を家族におしつける近代社会の在り方そのものへも批判的なまなざしを向ける。その批判は、社会が権力のある人々によって作られてしまうこと、そのことによってそこから排除される者が生み出されてしまうことに対する批判であると思える。

そうした、Tさんの問題意識が他の在日コリアン高齢者のデイサービスの設立の背景として理解できる。

２．在日コリアン高齢者と家族・日本社会

Ｔさんは、2002年にＮＰＯを設立したのち、在日コリアン高齢者のデイサービス事業を開始する。以下では、Ｔさんが、デイサービスで何を実現しようとしたのか、そこにはどのような価値を有していたのかについて、みていきたい。

> 2002年に今のＮＰＯを設立して、まず月一回程度で高齢の一世を招いて「一日お楽しみ会」を開いたのよ。最初は30人ぐらいが参加して、民族団体じゃないところがするらしいって不安そうにしてたけど。でも民団の婦人会会長さんがエプロンつけて

調理室にいるのを見て安心したり、総連にかかわる人は女性同盟の委員長がいるっていうんでほっとしたりね。社協の助成金をもらって、で報告書とか発表して・・・。で、アンケートをとったら、「これからももっとこういうのをやってほしい」って、「懐かしい友達に会えるから」っていう風で。そのうち、「わたしら行くとこないから、(そういう場を)作ってほしい」って言われて・・・。それでデイサービスセンターを立ち上げたんですよ。

T さんは、「既存の民族団体ではない」ことをあえてアピールする。そこには、T さんの意志が感じられる。T さんにとっては、脱「民族」化した空間を作りたかったはずである。T さんにとって「民族」の中に内包されている「家族」や「女性」にかかわる規範は、受け入れがたいものであったことは、先の語りでも明らかである。既存の民族団体の延長ではないということを強調された語りに思えた。これまでみてきたように、民族でもなく、家族でもなく、第 3 の場としてデイサービス空間を位置づけていたからである。

また、利用者は、「民族団体とは関係ない」ということで、逆に不安げに参加される様子が語られた。第 4 章では、介護保険制度が施行されても、在日コリアン高齢者は、「行政が私たちにいいことをするはずがない」といって信用しようとしなかったことに触れた。在日コリアン高齢者にとって、既存の民族団体以外の者が在日コリアンにサービスを提供するということは考えがたいことであったのだろう。そうした在日コリアン高齢者に対して、T さんは、「民族」というカテゴリーに固定化されない、別の形でのつながり方の提示を試みたのであろうか。

もう一つ指摘しておくべきことは、「既存の民族団体ではない」と強調しておきながら、事業実施の際には、民団や総連のどちらからも協力を得ている点である。つまり、T さんにとっての脱「民族」は、民族団体と関係を絶ってしまうということではなく、適度に距離をとりながらつながりを保ったまま、「民族」に巻き込まれることなく新たな関係を模索しようとする戦略とともに行われた実践であるといえる。こうした「ずらす」戦略は障害者の自立生活運動における戦略にもみられるものである［岡原前掲書：147］。

介護保険のサービスでは、役所の窓口で申請するから、サービスの利用者は制度を知らないと難しいし、読み書きできない人は不利になるでしょ。デイサービスの利用者で、引き落としじゃなくて納付書が送られてくるわけですよ、自宅に。でも、長男が不払いでっていうのもあってね。子どもの世代はね、一世のことが嫌になってるのもあるのよね。で、役所の人自体、そういう事情を知らないからね、(一世が)いちいち役所の人に説明するのもまたみじめになるんですよ。

それから、訪問ヘルプの時に聞いたのが、大きいデイサービスの送り迎えの車で、スタッフがその利用者さんに向かって「アリラン歌って」って言わはったんやって。そしたら日本人の高齢者が笑ったって。で、その人、しょうがないから小さい声で「ア

リラン、アリラン」って歌ったってね。

そういうこともあってね、「普段は日本人とも仲いいけど、体が悪くなったらここやわ」って。

日本のデイサービスって、何かのひょうしに「名前書いて」とか歌詞カードが回ってきたりするでしょ。学校行ってない人が多いし、日本語読めないから、ドキっとするんよね。馬鹿にされるって思って。学校はね、今 70 歳の人でも、いじめにあって小３でやめたとかって人もいるしね。

Ｔさんは、在日コリアン高齢者をとりまく社会関係がいかに無理解・無関心に取り囲まれているかということについて語った。役所の対応、あるいは日本のデイサービスでの職員の対応が在日コリアン高齢者に与える「恥」について、または他の日本人高齢者との関係についても、何重ものズレを感じながら生きていかざるを得ない状況が浮かんでくる。

また在日コリアン高齢者にとっては、日本人の高齢者とのつきあいも一定の距離がああることがわかる。

さらに、在日コリアン高齢者と二世などの子世代との意識のギャップも浮き彫りにされている。

在日コリアン高齢者が、あらゆる社会関係のなかで疎外され孤立している様をＴさんは語る。だからこそ、在日コリアン高齢者にとっても、安心して自分が出せる「第三の場」が必要であるという結論に達するのである。

３．第三の「場」をつくる

Ｔさんのデイサービスがある地域は、在日コリアンの集住地があるわけではない。Ｔさんはそういった地域におけるデイサービスの特徴を次のように語る。

大阪とかと違ってここ(Ｔさんのデイサービス)は小さいでしょ。ここの市は比較的在日が多いけどね。でも同化が進んでるのよね。介護保険証でも本名にしてる人はほとんどいないしね。ボランティアさんも通名でやってるし。でもね、「呼んでほしい名前は？」って聞くと、みんな本名を言うわけ。なるべくわからない日本名にして生きてきて、でもそれは自分を押し殺して生きてきたのよね。「ここではそれが出せる」って。気兼ねしなくてもいい場、安心して気楽に行ける場が必要だなって。

スタッフには日本人もいるけど、勉強会で日本社会のいびつさを感じたり、教員とか、クリスチャンとかそういう人たち。

利用者の人たちも、そういう意味で「日本人の前で自分を出せる場」になってると思うの。日本人はよく罪悪感を感じるけど、ここではお互い意見がいえるようになってて、対等な関係になってるから。

でも、スタッフの確保は難しい面があって・・・。二世の場合はね、本名を求めら

れると「できない」っていうし、何よりも三世のことを考えてるのよ。理念より実利っていうか。それと、在日社会では女性は大黒柱で働いてきたから。男は収入が不安定だからね。だから、介護とか安いお金で昼間に働いてくれる人がいないからね。

在日コリアンが点在する地域では、ほとんどが本名を名乗っていないという。しかしながら、デイサービスの利用者に読んでほしい名前を聞くと、本名を答えるという。そうした話からも、在日コリアン高齢者にとって、デイサービス空間が、気兼ねなく自分が出せる場所になっていることがうかがえる。そうした空間は、在日コリアン高齢者にとって承認される空間となっているといえるが、Ｔさんの口からは「民族」という言葉は出てこない。

一方、点在する地域ならではの悩みに、人材確保の難しさがあるという。子世代の２世たちは、本名を名乗ることで「在日」であることが明るみになるのを怖れて、なかなかスタッフとして応募してこないという。

必然的に、協力してくれるスタッフとして日本人にも応援を頼まざるを得ない。そうした条件下では、集合的アイデンティティを立ち上げて対抗するという手法は取りにくい。Ｔさんのデイサービスでは日本人も半分ほどいるが、そうした点在地域ならではの事情も関係しているのであろう。

Ｔさんにとって、デイサービスを立ち上げるという行為は、「日本人」「在日コリアン」「民族」「家族」といったアイデンティティの境界を固定化せず、自分がどこに所属し、誰を仲間として選ぶのか、ということを自己決定する際に、複合的で流動的で越境界的な自己を作り出す場を見出そうとする試みであったといえる。

第６節　在日外国人の支援運動との連帯

在日コリアン高齢者のデイサービス事業をはじめとする、在日コリアンの運動は今後どのような展開を見せていくのだろうか。Ｔさんは、デイサービス事業開始後の、新たな活動の展開について語った。

地域振興券がばら撒かれた時があったでしょう。子どもとか高齢者に、三万円とかばら撒いたときがあって、でも外国人は住民台帳に載ってないからね。で、日系人が集まる教会があってね、日系ブラジル人、ペルー人の人と一緒に市と交渉したりしたわけ。それから、日系人の子どもにも通訳してもらって(日系人の)親と話をしたりしたけど・・・。出稼ぎでも子どもが生まれるし、お金がたまらないと帰れないしね。それで、子どもが日本語で親を馬鹿にしたりするのよ。学校から帰ってきて、「名前を日本人みたいになるように変えて」って言ったりするし。親とか名前を恥ずかしく思うっていうのが、学校と家庭の間にある少数者の子の辛さやと思う。それに異文化

とか貧しいとかも入ってくるけど。結局、私たちの時と同じやんってね。同じことの繰り返しになってるのよ。

出稼ぎで来日したにせよ、子どもが生まれ定住化が進むと、日本社会での差別に遭遇し、苦悩することになる。特に、二世・三世は適応が早く日本語も習得も早いため、日本語が話せない親を馬鹿にしたりすることもあるという。また、自身の名前を日本人と同様なものに変えたいという気持ちの根本にある「辛さ」についても語られた。名前は自己のアイデンティティの一部であり、それを否定するということは自己存在の否定をも意味する。そうした、日系人の姿が、在日コリアンがたどってきた道と重なって見えるのである。

戦後在日コリアンは帰国志向であった(３章)。しかし、「いつか帰国しよう」と言ってい

るうちに、定住化が進み、世代交代していくと、子世代と親世代との摩擦も起こる。そうした日系人の子どもと親の姿が、在日一世とその子世代の姿と重なって見える。

さらに数十年先のその先には、現在の在日コリアン高齢者や２・３世が抱える問題につながっていくのではないか。Ｔさんにとって、日系人の問題は、在日コリアンの問題とつながっているのである。それは、「同じ外国人だから」というよりも、もっと歴史的で文化的な次元での共感を伴っている感覚ではないだろうか。

しかし、Ｔさんは日系人と在日コリアンの問題がすべて同じだとはいわない。

でも、日系の人らは帰ったらそれで終わりやけど。在日との違いは、母国で年金がもらえることでしょ。在日の問題は、日本人の心の奥にある戦争とか植民地の戦後清算ができてるかどうかっていう問題をずっと引っ張ってること。日本人は「戦争はだめ」って言うけど、私は「侵略はダメ、植民地はダメ」って言いたい。

結局、在日コリアンと日系人の違いは、「植民地の経験があるかないか」、つまり、在日コリアンにとっては「後ろ盾になる国家」があるかどうかという問題である。福祉との関係でいうと、福祉国家という後ろ盾があるかないかということであり、それが、無年金問題に集約されているといえよう。

Ｔさんは、今後の活動の方向性について以下のように語った。

最初に「一日お楽しみ会」をはじめるとき、地域の人が受け入れてくれた。韓国料理を習いたいって言ってくれた人もいたし。デイサービスをやるときも地域の人から反対はなかったです。わかってくれてるという感じ。

でも利用者の中には、「老人会に行ってる」って周りに言って来てるひともいますね。まだ周りに言ってない人もいるんです。日本人に、「うちら(在日)のデイサービスができた」って言えるようになった時が、やっと対等な感覚になれた時かなって思

います。それがスタートラインに立てた時になると思います。

Ｔさんの中を貫くテーマは、権力の非対称という問題であったといえる。日本人との差異を、「民族」ではなく、対等であるかどうかという「権力関係」から捉えようとしていることがＴさんの語り方読み取れる。

Ｔさんにとってのデイサービス空間の意味は、民族的アイデンティティへの回帰ではなく、「対等であること」や「尊重されること」であったといえる。日本人高齢者と在日コリアン高齢者の圧倒的な権力の非対称性という前提なしには、在日コリアン高齢者のデイサービスの意義を捉えることはできないであろう。

また、次世代に向けた課題として、Ｔさんは在日コリアン高齢者の生活史を残し、次世代に伝えていくことであると語った。

> そして、今後は在日の高齢者たちの生活史を残していきたいなあと考えています。差別を受けながら黙々と日本社会で働き続けてきた一世がいて、その姿を子どもたちや孫たちに伝えていかなあかんと思ってます。私はね、在日も自分たちの歴史を意外と伝えてこれてない気がするんです。若い世代への遺言としてね。

Ｔさんにとって、若世代に伝えたいことは、エスニック・アイデンティティの回復の重要性というよりは、差別の中、日本社会で精いっぱい生きてきた個々の１世たちの生き様であるといえよう。

Ｔさんのいう「自分たちの歴史」とは、民族としての一枚岩的な「我々の歴史」ではなく、その内部で一人ひとりが精いっぱい生きてきた姿の集合として捉えているように思える。これまで在日コリアンが、日本人か、朝鮮人あるいは在日コリアンか、さらには北か南かというカテゴリーで分類され、押し付けられたアイデンティティによる「我々の歴史」ではなく、差別を受けながらも懸命に生きてきた一人ひとりの「個の歴史」を次世代に伝えたいと考えているのではないだろうか。

第７節　小括

本章でとりあげたＴさんのライス・ヒストリーは、「民族的であること」の中に内包されている女性抑圧の罠に気づき、民族(＝国家)や家族とも異なる論理の「場」を求めて、自身の生きづらさと格闘しながら障害者との連帯あるいは日系人の運動と連帯しながら、自らそうした「場」を創り上げていくまでのプロセスである。

本章では、主に以下の問いについて明らかにすることを目的としていた。

まず、在日コリアン高齢者にとってデイサービス空間は自身の存在が肯定される空間となっていること、つまり２章で示した対抗的公共圏となり得ていることは第４章で示したとおりである。しかし、そうした空間は、閉じられた空間として排除構造を有していると

いう批判にどうこたえるのか。それが一つ目の問いであった。

二つ目は、在日コリアン高齢者の問題からデイサービスをはじめとする支援活動への媒介項としての「民族性」についての検討であった。担い手である在日コリアン２・３世にとっては、デイサービス空間が在日コリアン高齢者の生きてきた歴史との「出会い」の場であり、自らのルーツを確認する場ともなっていることは 4 章で示した。先行研究では、それを「エスニック・アイデンティティの回復」と捉える見方がある。しかしながら、そうした空間を「エスニック」なものに一元化してしまうことに問題はないのだろうか。また、支援の活動が「民族性」のみに基づくものであるとすることへのの疑問も残る。本章では、そういった点についてＴさんのライフ・ヒストリーを通して考察することを目的としていた。この 2 点について、以下では考察を試みる。

１．在日コリアン内部にある権力構造への気づき　－脱民族・脱家族の過程－

Ｔさんは、在日無年金障害者問題に取り組む中で、日本社会の無理解・無関心さを身に染みて感じていたことから、施設での朝鮮籍青年の窮状を見て、「在日」しか理解できない問題であるとして、民族団体への相談という方法をとる。それは、当時の在日コリアンとしてはしごく自然な行為であったといえる。T さんにとっての対抗的な文化とは、「民族」であった。

しかし、日本の施設側の対応からは、いかに在日コリアンが、日本人社会から「民族」あるいは「国家」というアイデンティティを押し付けていたかが明らかになる。

つまり、Ｔさんにとっては、マジョリティによって「押し付けられたアイデンティティ」への対抗として、「民族」というアイデンティティで対抗していくという手法しか選択肢がなかったのである。

ところが、障害者の自立生活運動との出会いにより、「民族」とは異なる「障害」というカテゴリーを共有することで連帯していくことになる。ここではＴさんの中で、「民族」カテゴリーから「障害」カテゴリーへの組換えが行われているように思える。あるいは、「民族」から「障害」へとカテゴリーを選択しているといえるかもしれない。だとするならば、「民族」から「障害」への組換えでは、そのどちらも本質主義的な枠組みから脱してはいないのではないかという疑問が残ることになる。

ところが、生きていく場を求めて、様々な障害者との出会いを通して、T さんは「人間が生きることはどういうことなのか」という根源的な問いにまでたどり着く。自立生活を送る障害者との出会いによって、離婚してまでも、自身の「生」を肯定しながら具体的な生活を創り上げていくという姿を見ることで、Ｔさんはこれまでの自身の中にあった、「家族」や「結婚」に対する価値観の再考を迫られたのである。

障害児を出産した母親に、障害の原因が帰属されるという点において、在日コリアンと日本人との間に違いはなかった。朝鮮人であるとか日本人であるとかいう「民族」あるいはその価値を内面化させた「家族」の内部にある男性と女性との権力差の存在にＴさんは

気づいていくことになる。

これら一連のプロセスをまとめると、「民族」から「障害」へのアイデンティティの組み換えから、さらに「民族」内部の権力構造への気づきを通して、「民族」や「家族」あるいは「障害」といったカテゴリーの境界そのものを問い直すというプロセスをたどっていることがわかる。これを、脱「民族」、脱「家族」の過程と呼ぶことができるかもしれない。Tさんのライフヒストリーから見えてくるのは、そうした脱「民族」化、脱「家族」化過程をたどりながら、自身の生き方を模索している姿である。

よって、Tさんが立ち上げたデイサービスでは、マジョリティによって押し付けられたステレオタイプなアイデンティティを、それを強化することで対抗するのではなく、その境界を微妙に「ずらし」ながら提示していくという戦略でそのジレンマを乗り越えているようにみえる。

第2章では、多文化主義の論点の一つとして「権力格差への着目」を挙げた。これはマジョリティによるマイノリティの文化の承認という「一方通行」の承認のあり方を問題にするものであった。Tさんの戦略は、この押し付けられたアイデンティティに対して本質主義的な方法で対抗する戦略はとっていない。それは、マイノリティ集団内にも権力が存在することに気づいたからである。T さんがデイサービスで体現しようとしたのは、「民族」でもなく「家族」でもない第三の場づくりであったといえる。

Tさんは、利用者に「既存の民族団体の延長ではない」ことを強調していたが、オープン当日は民団と総連双方の婦人会のメンバーにも協力を得ている。つまり、Tさんにとっての脱「民族」とは、民族団体と関係を絶ってしまうことではなく、適度に距離をとりながらもつながりを保ったまま、「民族」に巻き込まれることなく新たな関係を模索しようとする戦略をともなったものであるといえる。

第2章で仮説的に提示したいくつかのパターンと照らし合わせると、Tさんは当初、否定的でステレオタイプを押し付けられてきたマイノリティが自己の肯定的なアイデンティティ形成のために対抗的な文化としての「民族」に依拠しようとしていた。しかし、「民族」から「障害」へのアイデンティティの組み換えを経て、「民族」や「家族」内部にある権力の問題への気づきを通して、「障害」であれ、カテゴリー内にある権力をも徹底的に否定する思想へと至ったといえる。

T さんのデイサービスでは、地域の日本人スタッフも加わり、在日コリアン高齢者にとっては「日本人の前で自分が出せる場」になっているとして、「対等性」が強調されている。T さんは地域を基盤に仲間を募り、活動を展開していった。

先行研究では、在日コリアン高齢者のデイサービス空間は、「民族性」にもとづくものであり、文化的差異を大切にした空間であるとされていたが、Tさんの場合は、それとは異なる論理から、第三の場としてのデイサービス空間をとらえていることが明らかになった。T さんの事例は、「民族」でも「家族」でもない第三の場を「地域」を基盤に作り上げようとした試みであったといえる。

２．「民族性」のみに一元化されない活動の可能性

二点目の問いは、民族的マイノリティを支援する福祉 NPO の支援への媒介項として、民族性のみによらない他の可能性があるのかどうかという問いであった。T さんは、脱民族・脱家族の過程を経て、民族性に一元化されない活動を展開するに至った。こうした民族性に一元化されない活動は、特殊な事例なのであろうか。

確かに、T さんの団体の所在地は在日コリアンの集住地域ではなく点在地域であったという地理的条件が、脱民族の活動展開に影響を与えた要因の一つである可能性は否定できない。在日同胞のネットワークや資源が集住地域に比べて乏しいことによって、民族とは異なる資源との結合という戦略に導かれた可能性も少なからず残されている。では、在日コリアンの集住地域の福祉 NPO では、「民族性」のみによらない活動展開の可能性はないのだろうか。

Ｔさんは、日系人の現在抱える問題の中に、在日コリアンが経験してきた問題との共通性を見て取っている。さらに数十年先のその先には、現在の在日コリアン高齢者や２・３世が抱える問題につながっていくのではないかと危惧している。Ｔさんにとって、日系人の問題は、在日コリアンの問題とつながっているのである。特に、日系人の 2 世が 1 世のことを馬鹿にしたり、名前を日本風のものに変えるよう親に懇願するといった点に、在日コリアンが経験してきた歴史との共通性を見出している。そして、この社会的・文化的側面における問題の共通性から、他の在日外国人の支援との連帯も視野に入れた活動展開に至っている。

一方で、T さんは、在日コリアンと日系人など他の外国人との問題の違いは、「植民地経験があるか・ないか」であり、「年金があるか・ないか」であると話した。確かに、1980 年代の社会保障制度からの国籍条項の撤廃によって、現在の移民には年金への加入する権利がある。在日無年金高齢者は、加入したくてもできない、つまり加入権がなかったという点において、移民などの外国人とは背景が異なっている。しかしながら、「帰国を前提とした」移民は、移住先の国において年金に加入しないケースも少なくなく、その後の定住化と高齢化にともなって、移民においても無年金問題が深刻化してくることが予想される。在日コリアン高齢者の無年金問題とは背景が異なるが、問題の現れとしては同様の現れ方をしてくる可能性があるだろう。

近い将来、在日コリアン高齢者への支援活動は、当事者が亡くなっていくという形で、その支援の内容や方向性を模索する時期がおとずれると考える。その際、集住地域にある福祉 NPO でも、社会的・文化的側面の問題の共通性から、T さんの事例でみたような他の外国人の支援と連帯していく可能性を有しているといえる。実際、在日コリアン高齢者を支援する団体のネットワーク（「在日コリアン高齢者生活支援ネットワーク・ハナ」）が 2013 年 7 月に開催する研修会のテーマは、「これからの在日外国人生活支援の在り方」として、①在日 2 世の介護問題、②人材育成、③中国帰国者介護問題、が取り上げられる

予定となっている（2013 年 6 月現在）。③の問題は、明らかに「民族性」の枠を超えた問題領域であるが、社会的・文化的側面において共通点を有して問題である。このように支援の対象を在日コリアン高齢者から拡張していこうとする動きが見え始めている。

T さんの団体は点在地に位置していたという条件はあるものの、集住地域で「民族性」に基づいた支援を展開する他の福祉NPOも在日外国人の支援へと活動を拡大させていく、あるいは連帯していく可能性がある。そういう意味で、T さんの事例は、在日コリアン高齢者の支援を行う福祉 NPO の活動を先取りしていたということもできるであろう。

年	内容	社会の動向
1949	・5 人兄弟の 4 番目として誕生した。 ・父は土木作業をしながら戦後の民族運動に深く関わっていた。 ・母は無職で日本語はたどたどしかった。	
1954	・小学校入学（「お願い書」を出して入学を許可された。） ・低学年までは民族差別を受けた。	
1960	・中学校入学 ・新聞は安保闘争とベトナム戦争一色だったが、自身の生きる苦しみとどう関わるのか、何を目指せばいいのかわからなかった。	・安保闘争、ベトナム戦争
1963	・高校入学 ・進路に悩む。当時の履歴書には国籍欄があり、差別されることは明確だった。	

	・大学に進学したかったが、経済的問題で断念する。	
1967	・コネなどで総連傘下の友好貿易商社に入社。	
1970	・職場の同僚(在日 2 世)と結婚。退職。	
1971	・第一子誕生。	
1974	・第二子(女児)誕生。 ・仮死出産で脳性マヒとなる。	1973 年：塩見裁判 ＊以後約 30 年継続
	・第二子を連れて病院等へ訓練通院を続ける。 ・親戚・肉親等に子どもの障害を受け入れてもらえず苦しい日々が続く。	
1989	・第二子が養護学校に入学。 ・地元の生協でパートとして働く。	
1989	・養護学校のＰＴＡや障害児施設内の「重障時(者)を守る会」の事 務局を引き受ける。 ・在日無年金障害者の青年に関する相談を受ける。	
1989	・民族団体に相談するも、あまり親身にはなってもらえなかった。 ・ニュースで見た在日無年金障害者の団体に連絡をとる。	
	・在日無年金障害者らの紹介で「青い芝の会」や「全障連」と出会い、運動に協力してもらう。	1990 年：障害年金の国籍条項を撤廃させる会(兵庫)
	・ＣＩＬを紹介される。その後も研修会に参加するなどしてつながりを持つ。	
1991	・在日無年金障害者・高齢者の「年金制度の国籍条項を完全撤廃する滋賀県連絡会」を結成する。	1991 年：年金制度の国籍条項を完全撤廃させる全国連絡会
	・第二子と共に、何人もの自立生活を営む障害者に会いに行き、生き方を模索する。 ・ＣＩＬで紹介された自立生活を営む女性と出会う。	1991 年：全国自立生活センター協議会発足
1993	・行政交渉の結果、市の給付金制度を勝ち取る。(1995 年からは県も半分負担するようになる。)	
1995	・離婚 ・今までの人生を清算し、生協で働きながら運動の新たな展開を模索する。	
1999	・「地域振興券」で在日高齢者や在日ブラジル人等（定住外国人）が排除される問題について、当事者への聞き取りと行政交渉を行う。	
2000	・無年金障害者・高齢者問題に関して県に交渉する。	・在日障害者無年金裁判(京都)
2002	・「介護・介助を考える会」結成する。	
2002	・「特定非営利活動法人 S」を設立する。	
2003	・在日コリアン高齢者の「一日お楽しみ会」を月一回実施する。 ・「ヘルパーステーション K」を開設する。	・在日高齢者無年金裁判(大阪)
2005	・「デイサービス K」を開設	

Ｔさんの略歴

終章　結論と今後の課題

第１節　本研究の要約

本研究は、在日コリアン高齢者を支援する福祉 NPO を題材にしながら、活動の背景となる問題とそれへの対応としての活動、さらにはそれらの媒介項としての民族性の検討を通して、民族的マイノリティを支援する福祉 NPO の役割を明らかにしようとするものであった。そのための研究課題は、①在日コリアン高齢者問題や支援をとらえる視点として、経済的・制度的側面の権利と、社会的・文化的側面の参加という二つの側面からの視点が

必要であることについて確認すること、②歴史的な視点も加えながら問題発生の背景に目をむけて検討すること、③支援活動の内容を経済的・制度的側面の権利と社会的・文化的側面の参加という二つの側面から分析すること、④問題から活動へと間をつなぐ媒介項としての「民族性」の詳細とその他の可能性について検討すること、の 4 点であった。

本章では、これまでの検討を踏まえ、民族的マイノリティを支援する福祉 NPO の役割についての考察を行う。考察に先立って、これまで検討してきた内容について振り返ることとする。

第 1 章では、福祉国家における市民権をめぐる議論や近年の社会的排除をめぐる議論を参照しながら、民族的マイノリティの問題をとらえるための視点として、経済的・制度的側面としての権利と、社会的・文化的側面の参加が重要であることを確認した。福祉国家における市民権をめぐる議論は、アイデンティティや帰属をめぐる文化的な争点に巻き込まれつつあり、権利・義務の体系から参加とアイデンティティを重視するものへと、その焦点が移動し、概念の再定義や再構成がせまられている状況にあった。また、参加やアイデンティティをめぐる文化的な争点と関連して、社会的排除という概念で諸問題を説明しようとする議論が注目をあびつつある一方で、フェミニズムやマイノリティからは、そうした参加に加えて改めて、福祉国家のリベラル化を図ることが要求されるようになっており、参加のみならず権利の重要性も改めて認識されるに至っていることを確認した。近年では、両者の問題、つまり経済的不利益を被ることと、文化的に尊重されないことがいかに密接に相互連動しているかという問題の理論化が目指されている研究状況にある。社会運動や福祉 NPO が対応する課題についても、両者を相互に連動するものとして捉えた枠組みから、具体的な実践に照らし合わせて分析していく必要があることを指摘した。

第 2 章では、マイノリティの社会運動や支援組織の役割や課題に関する理論的検討を行った。第 1 節では、マイノリティの参加に対して支援組織が果たす役割について検討した。第 2 節では、問題発生から実際の運動に展開する間にある媒介項について検討するために、マイノリティ集団のアイデンティティの問題を取り上げ、その問題点といくつかの対応パターンを仮説的に提示した。これらの検討を通して、以下の 2 点を明らかにした。

第一に、マイノリティにとっては自尊あるいは名誉の感情の回復が図られる場が不可欠であり、それは当事者組織やボランタリーな支援組織などへの参加や帰属を通してなされるということを明らかにした。自尊あるいは名誉の感情の回復が図られることは、自己主張や異論の提起には不可欠であり、そのことがマイノリティの社会参加を促すことにつながる。よって、マイノリティを支援する集団には、尊厳の回復をはかる場の創出と、参加の拠点としての機能を発揮することが求められる。

第二に、民族的マイノリティの問題状況が運動や支援に転換する媒介項としての「民族性」を捉えるために、多文化主義をめぐる議論を整理する中から参考になると思われるいくつかのアプローチを見出した。それは、①文化の境界を実態的なものではなく歴史的に構築されたものとして捉えるもの、②マイノリティにとっての文化とはアンビバレントで

ハイブリッドなものであるとするもの、③マジョリティによって押し付けられた「マイノリティの文化」を問題視し、文化を表象する権力が誰の手中にあるのかを問うもの、④否定的でステレオタイプを押し付けられてきたマイノリティが自己の肯定的なアイデンティティ形成のために対抗的な文化に依拠しようとするものである。これら４つのタイプのアプローチは、第 4 章以降で、民族的マイノリティ集団および支援組織の運動や活動の展開の媒介項としての「民族性」について検討する際に参照することとなる。

第 3 章では、在日コリアン高齢者の現代的問題の背景を、戦後日本における在日コリアンに対する権利保障と社会運動との関係から明らかにすることを目的に検討を行った。戦後日本の在日コリアンに対する権利保障の経緯と内容、それに対する在日コリアンの社会運動を、「権利」と「参加」の側面から分析した。

分析の結果、戦後日本における在日コリアンに対する権利保障と社会運動の変遷は、戦後から 1965 年までの第 1 期、1960 年代後半から 1970 年代までの第 2 期、1980 年代から 1990 年代前半までの第 3 期、1990 年代前半から現在までの第 4 期に区分することができた。さらに時期区分ごとの特徴を明らかにすることで、在日コリアンの社会運動の変遷を、①戦後に帰国を見据えた自衛的で本国志向な運動が展開されたこと、②日本の社会保障をはじめとする諸権利からは外国人として排除されたこと、③1960 年代後半以降は世代交代と定住化を見据えた運動にシフトし、実際権利が獲得されていったこと、④そのため在日コリアン高齢者の権利に関わる問題(無年金問題)は高齢化が目立つようになる 1990 年代に入って取り上げられるよういなったこと、⑤さらに介護保険制度の導入により、在日コリアン高齢者の権利の側面のみならず地域社会での孤立、つまり参加の問題が在日コリアン 2 世らにより指摘されるようになったことに要約した。

考察では、在日コリアン高齢者の今日的問題の特質を移民の問題との異同を明らかにした。権利の側面に関しては、在日コリアン高齢者の場合は加入権がなかったことにより無年金問題が発生したのに対し、移民の場合は、帰国を前提として未加入であったことによる無年金問題の発生が予想される。問題発生の背景は在日コリアン高齢者と異なるが、問題の現れ方としては共通する現れ方をする可能性がある。移民に関しては、現段階ではそれほど深刻化していないかもしれない無年金問題であるが、将来的には深刻化する恐れがあるといえる。また、参加の側面との関係においては、文化的に差異を有する、あるいは、日本社会から差別を受ける可能性があるという意味で、社会的・文化的側面において在日コリアン高齢者と移民とで現在も共有できる問題となっていると指摘した。

第 4 章では、在日コリアン高齢者が日本のデイサービスをはじめとする福祉サービスの利用から遠のく理由から、在日コリアン高齢者を支援する福祉 NPO の活動の背景を明らかにした。また、在日コリアン高齢者を支援する福祉 NPO の活動内容から、その役割を権利と参加の両側面から明らかにした。さらに、支援組織の活動を基礎づけている「民族性」の内容について検討した。分析の結果、以下の３点が明らかになった。

第一に、在日コリアン高齢者支援の福祉ＮＰＯの活動展開の背景には、介護保険制度を

はじめとする福祉サービスへのアクセスが妨げられている状況があったことがあげられる。介護保険制度が開始されてから、在日コリアン高齢者が地域で孤立している状況や、介護保険のサービス利用になかなか結び付かない状況がよりわかりやすい形で顕在化した。特に、日本の既存の福祉サービス(デイサービスなど)では、日本人(の文化)を前提としたプログラム設定がなされているため、在日コリアン高齢者にはなじまない内容になっていた。そうした状況に対して、在日コリアン 2 世の中で先見性のあるリーダーが敏感に反応し、福祉 NPO 活動を展開していったことが在日コリアン高齢者への福祉ＮＰＯの活動展開の背景にあった。

第二に、福祉 NPO の活動は、在日コリアン高齢者の社会的・文化的側面と経済的・制度的側面の両面を相互に関連付けながら展開されていることを明らかにした。

例えば、デイサービスでは、文化的に配慮された内容となっており、利用者にとっては、日本人に気兼ねすることなく安心して過ごせる「自尊心の回復の場」としての機能を果たしていた。同時に、訪問者の受け入れや、行政や福祉専門職を対象とした講座の開講など、自ら土俵に呼び込んで啓発するという発想にもとづいた参加の手法もとられており、在日コリアン高齢者の参加を支える役割を果たしていた。一方で、在日無年金高齢者の裁判の支援といった、「権利」要求するという側面での活動も行われていた。この参加と権利の両側面は、別々の活動ではなく、両者が相互に連動していることも明らかになった。

第三に、在日コリアン高齢者の問題から支援活動へと転換していく間の媒介項は「民族性」に基づくものであるとすることができることを述べた。しかしながら活動が、担い手である在日コリアン２・３世にとって、先行研究で示されたような「エスニック・アイデンティティの回復」にとどまるものであるなら、親世代がたどってきた苦難の歴史や経験を受けとめながら、受け取ったバトンを自身の生き方や社会にどうつないでいくのかという課題は残されたままとなる。この課題を検討するために、点在地域で活動を展開する団体の例を参考に検討することで、「民族性」以外の媒介項を有した活動の可能性について検討していくことができることを示した。

第 5 章では、第 4 章の課題を受けて、「民族性」にもとづく支援とは異なる観点から支援を展開する福祉ＮＰＯの代表者Ｔさんのライフ・ヒストリーをとりあげ、民族性とは異なる観点からの支援の可能性について示唆した。Ｔさんは、脱民族・脱家族の過程を経ながら、「民族」でもなく「家族」でもない第三の場としてデイサービスを位置付け、立ち上げた。その根底には、民族であれ障害であれ、カテゴリー内部の権力を徹底的に否定する思想があった。さらに、在日コリアン高齢者の問題と日系人など移民の問題との共通点を社会的・文化的側面に見出し、「民族性」を超えて他の外国人の支援活動との連帯も志向していた。在日コリアンの点在地域にあるＴさんの団体の活動展開が、はたして集住地域の団体の今後の活動展開にも一般化できるのかどうかという点の考察は後で行う。

以下ではこれまでの検討を踏まえ、本研究の目的であった、在日コリアン高齢者の支援を展開する福祉 NPO の役割を明らかにしつつ、今後の活動展開の可能性についても考察

していく。

第２節　民族的マイノリティを支援する福祉ＮＰＯの役割と可能性

１．民族的マイノリティを支援する福祉ＮＰＯの役割

本研究では、民族的マイノリティを支援する福祉ＮＰＯの役割を明らかにするために、在日コリアン高齢者のデイサービスをはじめとする支援活動を展開する福祉ＮＰＯを題材に、検討を進めてきた。第１章で示した経済的・制度的側面の「権利」と社会的・文化的側面の「参加」の両側面から、福祉ＮＰＯの活動を分析することで、その果たす役割を明らかにしようとするものであった。

本研究で明らかになったのは、在日コリアン高齢者を支援する福祉ＮＰＯは、デイサービスをはじめとする福祉サービス提供において、在日コリアン高齢者の文化的特性に配慮したサービス提供を行いながら、利用者である在日コリアン高齢者にとって自尊あるいは名誉の感情の回復をはかる場を作り上げていたことである。民族的マイノリティにとっては自尊あるいは名誉の感情の回復が図られる場が不可欠であり、それは当事者組織やボランタリーな支援組織などの中間集団への参加や帰属を通してなされるということも確認できた。自尊あるいは名誉の感情の回復が図られることは、自己主張や異論の提起には不可欠であり、結果的にマイノリティの社会参加を促すことにつながる。実際、第 4 章では、在日コリアン高齢者の支援組織は、デイサービス空間に様々な訪問者を招き入れるなどの方法で在日コリアン高齢者の参加を支援していた。さらには、行政や専門職等に向けた講座の開催や福祉計画への担い手の参加を通して、間接的な参加を支援する活動も展開されていた。

民族的マイノリティを支援する福祉ＮＰＯは、支援の対象となる人々の自尊あるいは名誉の感情の回復を図るとともに、参加を支援するという社会的・文化的側面において大きな役割を果たしているということができる。

一方で、在日コリアン高齢者を支援する福祉ＮＰＯは、無年金問題に対する裁判の支援という形で、不平等の是正つまり、平等を志向する権利要求運動も同時に展開していた。本研究では、民族的マイノリティを支援する福祉ＮＰＯを事業体としての側面と、運動体としての側面の両側面を有したものとして捉え、検討を進めてきた。第 4 章では、文化的差異を尊重した福祉サービス提供という事業体としての側面と、不平等の是正を求める平等志向の権利要求運動という運動体の側面において福祉ＮＰＯが支援を展開していることが明らかになった。

ところで、第１章では両者の問題、つまり経済的不利益を被ることと、文化的に尊重されないことがいかに密接に相互連動しているかという問題の理論化が目指されている研究状況にあることを示した。

在日コリアン高齢者の支援活動を展開する福祉ＮＰＯの活動の分析からは、両者の問題、つまり経済的・制度的側面における無年金問題と、社会的・文化的側面における差異の尊

重や参加の問題とが相互に関連していることが明らかになった。具体的には、文化的差異を尊重したデイサービスという福祉サービスの提供によって、無年金問題の深刻さがより具体的に目に見える形で把握されることになり、そのことが在日無年金高齢者の裁判支援へとつながっていったことを指している。この「根拠をともなった権利要求運動」という特徴から、1990 年代の在日コリアン高齢者の無年金問題をめぐる運動とは質的に異なるものであるということができる。

在日コリアン高齢者を支援する福祉ＮＰＯは、社会的・文化的側面における問題と経済的・制度的側面における問題とを相互に関連づけながら両面から支援を展開する点にもう一つの重要な役割があるといえる。

２．民族的マイノリティを支援する福祉ＮＰＯの可能性

次に、在日コリアン高齢者を支援する福祉ＮＰＯの今後の活動展開に関する考察を行いながら、民族的マイノリティを支援する福祉ＮＰＯの活動展開の可能性について述べていくこととする。

第 4 章では、在日コリアン高齢者の問題が支援活動へとつながる際の媒介項として「民族性」が存在するという先行研究の指摘を追認しながらも、担い手である２・３世が、親世代がたどってきた苦難の歴史や経験を受け止めながら、受け取ったバトンを自身の生き方や社会にどうつないでいくのかという課題は残されていることを指摘した。また、近い将来、在日コリアン高齢者への支援活動は、当事者が亡くなっていくという形で、その支援の内容や方向性を模索する時期がおとずれると考える。「民族性」に基づく支援あるいは「民族性」のみによらない支援の可能性について検討することは、在日コリアン高齢者を支援する福祉ＮＰＯの今後の活動展開を論じることにつながる。

第 5 章では、「民族性」によらない活動の展開例として、Ｔさんの事例を取り上げた。Ｔさんのライフ・ヒストリーは、「民族」から「障害」へのアイデンティティの組み換えから、さらに「民族」内部の権力構造への気づきを通して、「民族」や「家族」あるいは「障害」といったカテゴリーの境界そのものを問い直すという脱民族・脱家族化の過程をたどり、最終的に「民族」とも「家族」とも異なる第三の場として在日コリアン高齢者のデイサービスの立ち上げに至るものであった。障害者の自立生活運動との関わりの中から、「民族」内部の権力構造への気付きと、カテゴリー内の権力を否定する思想へと至るわけであるが、Ｔさんを脱民族へと向かわせたそもそものきっかけは、障害者の自立生活運動との出会いであった。その、きっかけという点においては、Ｔさんが在日コリアンの点在地域に在住していたことと無関係ではないと思われる。在日コリアンの点在地域では、在日コリアンの抱える問題の解決のための同胞ネットワークや資源が集住地域に比べて圧倒的に不足している。この資源の絶対的な不足状況が、Ｔさんに「民族」ではなく「障害」カテゴリーと連帯するという戦略を選択させたということができるであろう。

Ｔさんが「民族性」によらない活動を展開していくなかで、日系人の支援との連帯へと

活動の幅を広げていく際の連帯の共通基軸は、在日コリアン高齢者あるいは在日コリアン２・３世が抱える問題と日系人の抱える問題の社会的・文化的側面における共通性にあった。例えばTさんは、日系人の2世が日本語がたどたどしい1世のことを馬鹿にしたり、名前を日本風のものに変えるよう親に懇願するといった点に、在日コリアンがたどってきた歴史との共通性を見出していた。では、在日コリアンの集住地域の福祉NPOでは、「民族性」のみによらない活動展開の可能性はあるのだろうか。

近い将来、在日コリアン高齢者への支援活動は、当事者が亡くなっていくという形で、その支援の内容や方向性を模索する時期がおとずれると考える。その際、集住地域にある福祉NPOでも、社会的・文化的側面の問題の共通性から、Tさんの事例でみたような他の外国人の支援と連帯していく可能性を有しているといえる。実際、在日コリアンの集住地域にある福祉ＮＰＯらで結成された、在日コリアン高齢者を支援する団体のネットワーク（「在日コリアン高齢者生活支援ネットワーク・ハナ」）が2013年7月に開催する研修会では、「これからの在日外国人生活支援の在り方」をテーマに、①在日コリアン2世の介護問題、②人材育成、③中国帰国者の介護問題を課題として取り上げる予定になっている(2013年6月現在)。特に、③の課題は、明らかに「民族性」の枠を超えた問題領域であるが、社会的・文化的側面において問題を共有しているものである。このように、在日コリアンの集住地域の福祉ＮＰＯでも、支援の対象を、社会的・文化的側面で問題を共有している他の外国人などへと拡張していこうとする動きがみられるようになっている。

Tさんの事例は、団体が点在地域に位置しており、在日同胞のネットワークや資源が絶対的不足という条件ゆえに、他の集住地域の福祉ＮＰＯの活動展開を先取りしたものとなっていたということができるであろう。

第３節　本研究の意義と今後の研究課題

まず、本研究の意義を以下の４点にまとめて述べる。

第一に、今日の在日コリアン高齢者を支援する福祉ＮＰＯの位置を、戦後日本における在日コリアンの社会運動の変遷から明らかにしたことである。先行研究では、「いま、ここ」の問題への対応が強調されるあまり、在日コリアン高齢者の支援を展開する福祉ＮＰＯが対応している問題の背景や歴史的観点からの分析がなされてこなかった。しかし、支援活動の歴史的背景に目を向けることで、在日コリアン高齢者の今日的課題や支援の性格をより明確に捉えることができた。

第二に、在日コリアン高齢者の生活支援を展開する福祉ＮＰＯの役割を、経済的・制度的側面としての「権利」と社会的・文化的側面としての「参加」という両面から明らかにしたことである。先行研究では、在日無年金高齢者の問題(権利)への対応と、孤立や参加の欠如といった問題(参加)への対応のどちらかを個別に取り上げられてきた。しかし、福祉NPOが両者を相互に関連付けながら支援していることを明らかにすることで、在日コリアン高齢者を支援する福祉ＮＰＯの役割をより総合的に捉えることが可能になったとい

える。

第三に、在日コリアン高齢者の問題から支援活動へと転換する媒介項は「民族性」だけに一元化できないことを示したことである。先行研究では、在日コリアン高齢者に対するデイサービス活動は、「民族性」に基づく支援という位置づけがなされていた。しかし、「民族性によらない活動」を展開する例をあげながら、在日コリアン高齢者を支援する福祉ＮＰＯの今後の活動展開について論じていくことが可能になった。

第四に、第三で指摘した事例から、民族的マイノリティを支援する福祉 NPO は、「民族性」ではなく、社会的・文化的側面の問題の共通性を見出すことで、移民など他の外国人の支援と連帯していく可能性があることを明らかにしたことである。在日コリアン高齢者を支援する福祉ＮＰＯ活動のこうした可能性についてはこれまで論じられてこなかったが、本研究では、在日コリアン高齢者の支援にとどまらず、一歩踏み込んだ分析を行った点に意義があると考える。

次に、本研究の残された課題を以下の２点にまとめる。

第一は、権利と参加の領域における在日外国人の支援運動の変遷の可能性に関する課題である。本研究では、権利と参加という両領域における問題とそれへの福祉ＮＰＯの対応について分析してきた。第 3 章では、在日コリアンの運動がたどった順番として、ナショナルな次元での参加から、ナショナルな次元での権利、さらにはローカルな次元での権利、そしてローカルな次元での参加へと変遷してきたことを明らかにした。しかしながら、それら問題の重要度が、運動が展開してきた順番と同じであるということはできない。なぜなら、運動が展開されるためには、人々によって「問題である」と認識されることが必要で、認識されてはじめて運動が可能となるからである。また、権利要求の側面においては、運動や活動は、在日外国人に対する政策展開に大きな影響を受ける。よって、今後の在日外国人に対する政策動向によって、在日外国人の支援活動や運動の展開過程は、在日コリアンの運動や活動がたどってきたそれとはことなるルートをたどることも考えられる。移民など他の在日外国人の支援の展開を論じる際には、在日コリアンの問題との異同を明確にしながら、外国人政策の展開との関係に目を向けながら分析していくことが必要となってくるであろう。

第二の課題は、在日コリアン高齢者を支援する福祉ＮＰＯの今後の活動展開に関する課題である。本研究では、在日コリアン高齢者を支援する福祉ＮＰＯは、今後、移民など他の外国人支援と社会的・文化的側面の問題の共通性から連帯していく可能性があると結論づけた。

しかしながら、序章でふれたように、2012 年から施行された出入国管理及び難民認定法・入管特例法・住民基本台帳法によって、在日外国人が、在日コリアンなど特別永住者、就労資格のレベルや有無などにもとづいて区分され、管理されていくことが予想される。日本における外国人政策に「外国人の選別」という観点が導入されていくことで、経済的・制度的側面において、外国人同士の間での利害対立という問題が生

じる恐れもある。

今後、経済的・制度的側面での利害が対立する場合、在日コリアンと移民との運動の連帯には緊張関係がはらんでくる可能性も指摘しておかなければならない。本研究では、連帯の可能性の指摘にとどまっているが、今後は、運動における連帯と葛藤の可能性も含めた上で、具体的な事例を伴った分析をしていく必要があるだろう。

参考文献

足立清史(2008) 『福祉 NPO の社会学』東京大学出版.

圷洋一(2010)「社会的排除と社会運動」北川隆吉,浅見和彦編『社会運動・組織・思想』日本評論社.

朝倉美江(2010)「『移民』の生活問題と多文化共生社会の形成における社会福祉の役割」『社会福祉学』51(2),104-107.

バリバール, E.(2000)松葉祥一訳『市民権の哲学』青土社.

Barnes, Matt. [2005] *Social Exclusion in Great Britain ; An Empirical Investigation and Comparison with the EU,* Ashgate.

Bauman, Z. [2004] *Wasted Lives: Modernity and Its Outcasts Polity.*(中島道男訳[2007]『廃棄された生ーモダニティとその追放者』昭和堂).

Bhabha, Homi K. (1996) Culture’s In-Between, in Stuart, hall and Paul, du. Gay. eds. *The Questions of Cultural Identity*, 53-60.London:Sage.

Crossley, Nick (2002) Making Sense of Social Movements (西原和久・郭基煥・阿部純一郎訳[2009]『社会運動とは何か』新泉社).

Delanty, Gerard (2000) Citizenship in a Global Age(佐藤康行訳[2004]『グローバル時代のシティズンシップ』日本経済評論社).

Derek, Heater.[1999]What is Citizenship?(田中俊郎・関根政美訳[2002]『市民権とは何か』岩波書店).

Esping - Andersen, G. [1990]*The Three World of Welfare Capitalism*, Polity Press(岡沢憲芙・宮本太郎訳[2001]『福祉資本主義の三つの世界』ミネルヴァ書房).

Fraser Nancy. (1997). *Justice Interruptus : Critical Reflections on the "Postsocialist" Condition.* New York: Routledge.

福原宏幸(2007)「『社会的排除／包摂』は社会政策のキーワードになりうるか？」埋橋孝文編『社会的排除／包摂と社会政策』法律文化社.

福岡安則(1993)『在日韓国・朝鮮人ー若い世代のアイデンティティ』中央公論新社.

古川純「外国人の人権(１)」『東京経済大学会誌』146 号　1986 年

Giddens, Anthony[1994] Beyond Left and Right, Cambridge; Polity Press.(松尾精文・立松隆介訳[2002]『左派右派を超えて』而立書房).

Giddens, Anthony[1998] The Third Way, Cambridge: Polity Press.(佐和隆光訳[1999]『第三の道』日本経済新聞社).

原田正樹 (2008)「地域福祉計画の策定とローカル・ガバナンスー地域住民の参加と協働

から」『地域福祉研究』36:16-27.
樋口明彦(2004)「現代社会における社会的排除のメカニズム」『社会学評論』55 巻 1 号
平野隆之(2012)「参加保障を目指す地域福祉行政と利用者本位」『社会福祉研究』113: 49 - 57.
石河久美子(2010)「多文化ソーシャルワーク - 理論と実践の発展に向けて - 」『社会福祉学』51(2),110 頁.
李達完(2008)「在日のために尽くす仕事に変わりはない」小熊英二・姜尚中編『在日一世の記憶』集英社.
稲葉奈々子(2001)「フランスにおけるシティズンシップの変容ー国家から地域へ」ＮＩＲＡ・シティズンシップ研究会編著『多文化社会の選択：「シティズンシップ」の 視点から』日本経済評論社:209 - 223.
岩間暁子,劉孝鐘(2007)「『マイノリティ』をめぐる世界」『マイノリティとは何か』ミネルヴァ書房.
岩田正美(2005)「貧困・社会的排除と福祉社会」岩田正美・西澤晃彦編著『貧困と社会的排除』ミネルヴァ書房.
岩田正美(2008)『社会的排除』有斐閣.
魁生由美子(2005)「大阪市生野区における福祉ネットワークの形成ー在日コリアン高齢者の社会保障と生活支援」『立命館産業社会論集』41(1),153-170.
亀山俊朗(2006)「シティズンシップの変容と福祉社会の構想」『福祉社会学研究 3』東信堂 ： 85-104.
亀山俊朗(2007)「シティズンシップと社会的排除」福原宏幸編著『社会的排除／包摂と社会政策』法律文化社.
金谷信子(2001) 「ボランティア革命：5 年後の評価」日本 NPO 学会編集委員会『NPO 研究 2001』日本評論社.
兼子論(2006)「『多文化主義』における理論的問題の解決に向けて - テイラー、キムリッカ、ホリンジャーの検討をもとに - 」『社会・経済システム』27, 141-153.
姜徹(2002)『在日韓国朝鮮人史総合年表』雄山閣.
河合優子(2010)「「多文化共生」とアイデンティティ・マネジメント理論」『ヒューマン・コミュニケーション研究』38,93-110 頁.
金春男(2012)「ケアハウスにおける在日外国人高齢者への新たな生活支援の展開：在日コリアン高齢者のケアハウスへのリロケーションから考える」『社会問題研究』61,49-58.
金宣吉(2006)「在日外国人の高齢者福祉の現状と課題ー在日コリアン高齢者との歩みから考える」『地域と人権』266,1-5.

金隆明(2003)「指紋押捺制度と在日朝鮮人の人権」『姜徳相先生古希・退職記念　日韓関係史論集』新幹社:682-705.
金富子(2004)「国家を棄てる日－在日朝鮮人の社会保障・戦後補償問題を中心に－」『現代思想』2004-6:187-203.
金泰泳(1999)『アイデンティティ・ポリティクスを超えて』世界思想社.
近藤敦(2011)「多文化共生政策とは何か」近藤敦編著『多文化共生政策へのアプローチ』明石書店.
小山進次郎 1975『生活保護法の解釈と運用』全国社会福祉協議会.
Marshall, T. H. (1992)Citizenship and Social Class, T. H. Marshall and T. Bottomore, *Citizenship and Social Class*, London: Pluto Press.(＝1993,岩崎信彦・中村健吾訳『シティズンシップと社会的階級』法律文化社.)
マーシャル, T. H.(1989)岡田藤太郎訳『福祉国家・福祉社会の基礎理論』相川書房.
文貞實(2007)「社会運動と福祉ボランティア」三本松政之,朝倉美江編『福祉ボランティア論』有斐閣.
文京洙(2007)『在日朝鮮人問題の起源』クレイン.
中村一成(2005)『声を刻む－在日無年金訴訟をめぐる人々』インパクト出版会.
二階堂裕子(2007)『民族関係と地域福祉の都市社会学』世界思想社.
西澤晃彦(2005)「排除による貧困－東京の都市下層－」『貧困と社会的排除』ミネルヴァ書房
ＮＩＲＡ・シティズンシップ研究会『多文化社会の選択：「シティズンシップ」の視点から』２００１　日本経済評論社
農中至(2008)「在日朝鮮・韓国人高齢者のための地域福祉活動－福岡長寿の家『故郷(コヒャン)』の意味と可能性」『東アジア社会教育研究』13,175-188.
野洲市人権情報誌(2005)『こころ』
小熊英二(2002)『〈民主〉と〈愛国〉 - 前後日本のナショナリズムと公共性』新曜社.
奥田道大 (1971)「コミュニティ形成の論理と住民意識」磯村英一他『都市形成の理論と住民』東京大学出版会.
大川昭博(2001)「外国籍市民と社会保障・福祉制度」ＮＩＲＡシティズンシップ研究会『多文化社会の選択：「シティズンシップ」の視点から』日本経済評論社:71-92.
大沼保昭(1986)『単一民族社会の神話を超えて』東信堂.
大野金繁(2010)『無年金－金がないのに生きていく その哀しみと喜び』書肆侃侃房.
岡野八代(2003)『シティズンシップの政治学』白澤社.

朴一(1999)『〈在日〉という生き方』講談社.
リサ・ロウ(1996)「アジア系アメリカー異質性・雑種性・複数性」『思想 859』,222 - 249.
斉藤純一(2000)『公共性』岩波書店.
三本松政之・門美由紀(2006)「外国籍住民の生活課題への臨床福祉的アプローチ - 外国籍住民集住都市にみる複合的多問題をめぐって」『立教大学コミュニティ福祉学部紀要』8:109-124.
真田是(2003)「社会福祉運動の戦後過程」浅井春夫,小賀久,真田是編『社会福祉運動とはなにか』かもがわ出版.
篠原一 (2004)『市民の政治学ー討議デモクラシーとは何か』岩波書店.
篠崎平治(1955)『在日朝鮮人運動』令文社.
塩原良和(2005)『ネオ・リベラリズムの時代の多文化主義 - オーストラリアン・マルチカルチュラリズムの変容』三元社.
社団法人北海道ウタリ協会札幌支部・部落解放同盟中央女性対策部・アプロ女性実態調査プロジェクト・反差別国際運動日本委員会 (IMADR-JC) (2007)『立ち上がりつながるマイノリティ女性』解放出版社.
社団法人大阪国際理解教育研究センター(1999)『Sai』vol.31.
社団法人大阪国際理解教育研究センター(2003)『Sai』vol.46.
庄谷怜子・中山徹(1997)『高齢在日韓国・朝鮮人』御茶の水書房.
徐龍達(1987)「在日韓国・朝鮮人の人権擁護運動」『韓国・朝鮮人の現状と将来』社会評論社.
成元哲(2004)「なぜ人は社会運動に関わるのか」大畑裕嗣,成元哲,道場親信,樋口直人編『社会運動の社会学』有斐閣.
宋連玉(2005)「『在日』女性の戦後史」藤原書店編集部編『歴史のなかの「在日」』藤原書店.
Spivak, G. C. (1988). *Can the Subaltern Spdek?* University of Ilinois Press.
竹川俊夫 (2007)「『新たな公共』概念の再考と地域福祉ー『市民的公共圏』の生成の場としての地域福祉の課題ー」『社会福祉学』47(4):18ー30.
竹中理香 (1999)「住民参加型在宅福祉サービス団体の活動形成と論理に関する研究 ―生活の社会化の視点から―」日本福祉大学大学院社会福祉学研究科社会福祉学専攻修士論文.
竹中理香(2002)「福祉 NPO の主体形成と支援方策」日本福祉大学通信教育部編『地域福祉論』:176-184.
竹中理香 (2007)「在日コリアン高齢者のデイサービス活動の展開と課題」『人間関係学研

究』:19-29.
多民族共生人権教育センター(2003)『メートレック』vol.1.
多民族共生人権教育センター(2005)『メートレック』vol.3.
田中宏(1995)『在日外国人　新版』岩波書店.
田中宏(2005)「在日コリアンの無年金高齢者問題について」龍谷大学経済学会『経済学論集』44‐5：55-72
田村哲樹 (2004)「熟議民主主義とベーシック・インカムー福祉国家「以後」における「公共性」という観点からー」『早稲田政治経済学雑誌』357:38－62.
田村哲樹 (2008)『熟議の理由－民主主義の政治理論』勁草書房.
Taylor,C.(1992) The Politics of Recognition, A. Gutmann(ed), *Multiculturalism, Princeron* : Princeton University Press.(＝1996,辻康夫訳「承認をめぐる政治」佐々木毅・辻康夫・向山恭一訳『マルチカルチュラリズム』岩波書店.)
戴エイカ(2003)「『多文化共生』とその可能性」『人権問題研究』3 号,41-52 頁.
戴エイカ(2005)『多文化主義とディアスポラ』明石書店.
テッサ・モーリス＝鈴木(2000)『辺境から眺める』みすず書房.
Touraine, Alain(1978)La Voix et le regard, paris: Seuil.(梶田孝道訳[1983]『声とまなざしー社会運動の社会学』新泉社.)
右田紀久恵(1993)「分権化時代と地域福祉－地域福祉の規定要件をめぐってー」『自治型地域福祉の展開』法律文化社:3-28.
右田紀久恵 (2005)『自治型地域福祉の理論』ミネルヴァ書房.
上野千鶴子(2002)『差異の政治学』岩波書店.
上野千鶴子(2008)「『共生』を考える」崔勝久・加藤千賀子編　『日本における多文化共生とは何か‐在日の経験から』新曜社.
上野千鶴子(2010)「グローバリゼーションのもとのネオリベ改革と『ジェンダー平等』・『多文化共生』」辻村みよ子・大沢真理編『ジェンダー平等と多文化共生－複合差別を超えてー』東北大学出版会.
上野谷加代子(2007)「市民参加(ＮＰＯ)の視点から」『社会福祉学』47(4):195-198.
ウィリス, P.(1996)　熊沢誠・山田潤訳『ハマータウンの野郎ども』ちくま学芸文庫.
牛山久仁彦(2004)「市民運動の変化と制度・政策要求」帯刀治,北側隆吉編『社会運動研究入門』文化書房博文社.
山森亮(1998)「福祉国家の規範理論に向けて」『大原社会問題研究所雑誌』4 月号.
山脇啓造(2011)「日本における外国人政策の歴史的展開」近藤敦『多文化共生政策へのアプローチ』明石書店.

梁容子(1985)「働くなかまのブックレット」共同編集委員会編『指紋押なつ拒否！－差別・分断・管理の外登法体制』新地平社.
梁永厚(1994)『戦後・大阪の朝鮮人運動』未來社.
吉中季子(2006)「在日コリアン高齢者の無年金問題の実態：大阪・生野における在日コリアン高齢者調査から」『大阪体育大学健康福祉学部研究紀要』3,45-62.
吉岡増雄(1980)「在日朝鮮人と生活保護」『在日朝鮮人の生活と人権』社会評論社.
尹健次(2001)『「在日」を考える』平凡社.
在日高齢者調査委員会(2004)『在日コリアン高齢者生活実態調査報告書』.
全国社会福祉協議会 (2006)『地域の福祉力の向上に関する調査研究報告書』.